

# 大分県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。このため児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、それらを活用する際の諸課題について調査研究を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

配置された当該校を担当する単独校方式のほかに、地域や学校の実情により複数の学校において調査研究を行う必要がある場合には、中学校区程度の地域を単位として、その地域内にある学校の中の1校を拠点となる学校とし、当該校と地域内若しくは近隣地域の他の学校をあわせて担当できる小中連携方式を行っている。また、同一のスクールカウンセラー等を小規模校同士の2つの中学校に配置する拠点校・対象校方式も併せて行っている。また、県内16市町にスーパーバイザーを配置して、各スクールカウンセラー等へのスーパーバイズを行っている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### （ア）配置人数

小学校	:	32人
中学校	:	120人
高等学校	:	25人
義務教育学校	:	1人
特別支援学校	:	3人
教育委員会等	:	2人

#### （イ）配置校数

小学校	:	255校
中学校	:	125校
高等学校	:	25校
義務教育学校	:	1校
特別支援学校	:	3校
教育委員会等	:	1箇所

#### （ウ）資格について

##### 1) スクールカウンセラーについて

- |  |     |                                   |
|--|-----|-----------------------------------|
| ①公認心理師                                     | 0人  |                                   |
| ②臨床心理士                                     | 57人 | （※②③の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。） |
| ③精神科医                                      | 0人  |                                   |
| ④大学教授等                                     | 5人  |                                   |
| ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 | 0人  |                                   |

2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 20人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 1人

(エ) 主な配置形態について

単独校	1 中学校	(週1日・1回8時間)
	3 2 小学校	(週1日・1回4時間) (週1日・1回6時間) (週1日・1回8時間)
	2 5 高等学校	(週1日・1回4時間) (週1日・1回6時間)
	3 特別支援学校	(週1日・1回2時間)
	1 義務教育学校	(週1日・1回8時間)
拠点校	1 1 9 中学校	(週1日・1回4時間) (週1日・1回6時間) (週1日・1回8時間)
対象校	5 中学校	(週1日・拠点校の時間内における対応)
	2 2 3 小学校	(週1日・拠点校の時間内における対応)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

大分県教育委員会が配置している全てのスクールカウンセラー等、教育委員会関係者、学校関係者、スクールソーシャルワーカー

(2) 研修回数(頻度)

年間3回(第1回目は県で4月、第2回目は市町村毎に5月～12月、第3回目は県で3月)

(3) 研修内容

カウンセリング業務についての情報交換、いじめ・不登校に関する講義、グループ協議(事例検討)

(4) 特に効果のあった研修内容

不登校を考える親の会の代表による教育機会確保法の主旨に基づく不登校児童生徒支援の在り方についての講義、カウンセラー業務を推進するための情報交換、スクールソーシャルワーカーと合同の事例検討

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置

16市町に1名ずつ配置。通常のスクールカウンセラー配置校にスーパーバイザー枠の4時間をプラスして配置。

○活用方法

スクールカウンセラーへの困難事例等のアドバイス。

スクールカウンセラーの未配置校におけるカウンセリングや学校教職員へのコンサルテーション。

市町村教育委員会やスクールソーシャルワーカーと連携した、支援方法のアドバイス。

(6) 課題

他のスクールカウンセラーとの勤務時間がなかなか合わず、相談活動ができにくい。

そのため、連絡がなかなかつかないの、個人の携帯を連絡手段として使用せざるを得ない。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】自傷行為を行う生徒の社会的自立を支援するための活用事例（①④⑧⑨）

Aさんは、中2より保健室の利用や欠席が目立つようになってきた。同時期にSNSでのトラブルによるリストカットなどの行動も見られた。2、3学期にはさらに欠席が増え不登校状態になっていった。養護教諭や担任からSC面談を促すものの、本人は面談に抵抗感を持っており実施できなかった。よって、その間は生徒指導委員会や担任・養護教諭からの情報をもとにSCからの見立てを伝え、対応を助言していた。保護者とはSC面談が継続できていたので、保護者との関係を維持しながら、家庭での見守り方などについてもアドバイスしていた。

Aさんは中3になって保健室登校をするようになり、少しずつSCと話ができるようになってきた。2学期にはほぼ毎回SC面談ができるようになってきた。面談ではAさんが人間関係などうまくいかない問題を話題に出し、自分の性格や課題について目を向けるようになってきた。ストレス解消の手段であったSNS依存もリストカットなどの行動も自身で見直すようになり、衝動のコントロールができるようになってきた。この間、面談継続中に本人のエネルギーの回復がみられることや現実検討能力が向上してきていることを生徒指導委員会や担任・養護教諭で情報を共有し共通理解のもと、Aさんに各々の立場から指導・助言するよう心がけていった。当初、高校進学について本人も保護者も前向きに検討ができない状態であったが、徐々に検討できるようになり、2月には高校受験に挑戦し、合格することができた。

このようにAさんの事例については生徒指導体制や教職員・養護教諭の役割分担・連携や助言・援助の在り方などSCの効果的な活用ができた事例であったと言える。

#### 【事例2】児童虐待を受けた中3女子生徒への支援ための活用事例（⑬）

父親から児童虐待（心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト）を受け、1年時より継続して面接を行っているこの生徒は、その後、父親との関係が良くなった時期もあったが、3年になった現在は、父親と離れて、父親の実家である祖父母宅で生活している。

小学校5年生になる、この生徒の弟が父親から虐待（体罰、暴言）を受けたことから、スクールカウンセラーには、姉・弟の2人のカウンセリングをしてもらうようになった。

このことから、弟の心配をしていた女子生徒はより一層、スクールカウンセラーに信頼を寄せ、心を開くようになった。おかげで、今は1年時に頻繁にしていた自傷行為も今はなくなり、高校進学先も内定した現在は、精神的な落ち着きが見られるようになった。3年になってスクールカウンセラーが交代したが、この生徒へのカウンセリングは、新しいスクールカウンセラーが引継ぎ、信頼関係も構築できている。スムーズにカウンセリングが行われているのも、前任のスクールカウンセラーからの引継ぎがよかったからだと改めて感心するところである。

#### 【事例3】児童生徒の問題行動等の状況に応じた効果的なスクールカウンセラー等の活用事例（⑯）

クラスの中では人の世話をしたり注意をしたりして目立つ存在。うまくいかない時や自分が注意されるようなことがあるとネガティブな思考に陥り、注目を浴びるほど落ち込んだ姿を見せる小6女兒。保健室への来室が増えてきた2学期、担任がSCへの相談を勧めた。そこで、複雑な家庭状況や学級内の人間関係への不安等を話した。このことは養護教諭にも話しており、学級担任も把握していた内容であるが、それ以外に右手首上にあるリストカットを告白した。

本人の了承を得て、学級担任に伝え、さらに保護者（母親）にも伝えることができた。母親は自分が夜帰る時間が遅く、資格をとる為に勉強もしているため、子どもの話を聞くことをしていなかったことや長子である

この子に我慢させたり、家事の手伝いをたくさんさせたりしていることが原因かもしれないと反省した。家庭でも突然パニックになり泣きわめいたりネガティブになったりすることがあることも気になっていたこのことで自ら病院を予約し、心理検査も行った。その結果ほぼ平均～平均上であったものの、得意な能力と苦手な能力の差が顕著に認められることがわかり、子どもの特性を今後の子育てに活かそうと自分の行動を変えようとすることができた。

SCによるリストカットの発見から、すぐに母親に伝えることができ、母親が変わろうとしていることにより、児童も落ち着きを取り戻すことができた。

#### 【事例4】学校への不満を訴える両親に分掌担当やSCと連携して取り組んだ事例（⑰⑱）

小6のA子の両親は、学校行事にかかわる説明とその対処法等聞き入れようとしない。3年前に遡ってのことなど学校の対応を持ち出し、併せて納得できないと激怒する。まさしくモンスターペアレントまがいの言動に近い。両親ともに教育や医療分野での専門知識が豊かで、他の保護者より学校教育への理解がより高いと考えられるのに、実際は、学校（担任）への批判側で力を注いでくるのである。

A子は、学習能力も高く、興味のある事象には徹底して探求していく能力を備えている。毎日の学校生活でも不満を見せず問題はない。問題となるのは、学校の方針をいかに両親に理解してもらうかである。

校内研修においてスクールカウンセラーから以下の対応策を示していただいた。

- 学校、学年、学級の行事等を含め、通信や連絡ノート等を通して詳細に伝える。これまでも行ってきたが、児童が必ず保護者に「渡したか、話したか」等、細目に確認する。
- 大きな問題に発展すると感じられた時は、学年主任に報告し、管理職から対応策について指導・助言する。
- 児童の言動等に不安な時は、教育相談コーディネーターと協議し、今後の指導法については学年会で報告し、連絡を密にする。
- 心理面で不安な時は、スクールカウンセラーに相談し、児童、保護者との面談を依頼する。
- 管理職はスクールカウンセラーから面談の報告をはじめ、業務のカンファレンスの時間を持つ。

変容や成果は以下の通りである。

- 管理職は、行事やPTA等でA男の保護者と会った時は、「最近はどうですか」「学校でA男君は～ですよ」と寄り添う姿勢で対応してきた。
- 学年会では担任へ、A男の学校生活について感じるものがあれば、速やかに報告し、家庭連絡ノートへの記載内容の協力を行ってきた。
- スクールカウンセラーには、A男の両親との面談を依頼し、その中で、学校への不満を十分に聞き、心理的対応を行った後、A男へのキャリア教育を中心に保護者へ訴える。90分の面談で双方で最終的に確認したことは、A男の能力を開花できるのは両親しかいないことと、そのために学校は全力を尽くすことを伝えるようにした。

このような当たり前の取組と思われるが、それぞれの分掌で、これまで以上に報告・連絡・相談を重ねながら対応したことで、モンスターペアレントと思われた両親は、何の不満も言わなくなり、むしろ担任の日々の指導に感謝の姿さえ見せてくれるようになった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 平成30年度間に行われた延べ相談件数は、34,202件となり、29年度の31,161件から3,000件以上増加した、スクールカウンセラー配置事業をスタートして過去最高の相談件数となった。配置は小・中学校については連携配置により全校をカバーすることができた。拠点校・単独校1校あたり189件の相談となり、年間35週勤務と考えると1日当たり平均5.4件の相談件数となり、昨年度の3.9件を大きく上回っている。
- 相談内容を見てみると、不登校が8,752件で最も多くなっており相談件数の25.6%となっている。次いで友人関係で4,000件、発達障がいが3,666件、心身の健康・保健が3,641件、家庭環境が2,184件と続いている。いじめ問題は565件と数的には少ないものの、スクールカウンセラーに訴えて初めていじめが認知したという事例もあり、様々な問題解決にスクールカウンセラーが大きな役割を担っていることがわかる。
- 「チーム学校」の中で、スクールカウンセラーの役割が近年ますます重要になってきており、いじめや不登校における校内対策委員会やケース会議の中で、心理の専門家ならではのその児童生徒のアセスメントによる見立てが有効な支援となっている。またスクールソーシャルワーカーとの協働による課題解決につながった事案も多くなってきている。
- 問題解決のためのカウンセリング業務だけでなく、近年では児童生徒・保護者向けの講演会や授業観察、教職員のコンサルテーションなど、いじめ・不登校等を生まない取組も県内各所で進められている。こうした取組を今後も広げていきたいと考えている。

### (2) 今後の課題

- 「チーム学校」の中でスクールカウンセラーの役割がますます重要になってきている反面、スクールソーシャルワーカーなどの他の専門家との連携の在り方が課題となっている。そうしたスムーズな連携の際に必要なってくるのが学校内のコーディネーター役の教職員の存在であり、このコーディネーターがいかに機能するかが課題である。そこで、本県では、平成30年度から全ての公立学校において、こうした専門スタッフのコーディネート役を担う「教育相談コーディネーター」を校務分掌上に配置・指名するとともに、各校の「教育相談コーディネーター」に対する研修会を実施し、どのような業務があるのかということやケース会議の運営方法などの研修を実施した。また、県教育センターが平成31年3月には「教育相談体制充実のためのガイド」を策定し、全公立学校に配付し活用を求めているところである。
- 多くの配置校は週1回勤務となっているが、カウンセリングの予定を立てたり、スクールカウンセラーも入ったケース会議を設定したりする際に、日程が組みにくい状況がある。また、事案が発生した際にすぐに対応できず、臨機応変な対応することが困難であり、週2日や週3日の配置を求める声が多い。また、週1回4時間の勤務では、カウンセリング業務のみで終了し、現在国や県が進めようとしている「チーム学校」として専門スタッフが入った校内対策委員会やケース会議、教職員のコンサルテーション等に活用することが難しいのが実情である。
- スクールカウンセラーの人数と時間数を拡充し、週当たりの勤務回数や1日当たりの時間数を増やしたいと考えているものの、財政上の問題やスクールカウンセラーとしての人材確保の困難さがそれを妨げている。スクールカウンセラーが学校の職員定数となることが最も望ましいが、まだ先の話である。さらには、公認心理師が新たな資格となり、有資格者が医療や福祉現場から引き抜かれている状況もある。こうした状況を打破するためには、財政上の問題をクリアするとともに人材確保に向けた努力をしていかなければならない。

# 宮崎県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校及び児童生徒の問題行動等への対応については、学校におけるカウンセリング機能等の充実に資することが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」の活用方法、効果等に関する実践的な配置事業を行い、問題行動等の改善に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

中学校83校を配置校として、また配置していない中学校を派遣校という方式でスクールカウンセラーを配置している。小学校から派遣要請があった場合は、中学校区内の配置校から派遣する。

県立学校においては、県内を4エリアに分け、各エリア1校を拠点校とし、スクールカウンセラーを各1名配置している。

配置している学校での相談業務が円滑になるようにコーディネーター役を担うSC担当教諭を置くようにしている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 【配置人数】

小学校	:	0人
中学校	:	44人
高等学校	:	4人（中学校と兼務）
中等教育学校	:	0人
特別支援学校	:	0人
教育委員会等	:	0人

#### 【配置校数】

小学校	:	0校
中学校	:	83校
高等学校	:	39校
中等教育学校	:	1校
特別支援学校	:	13校
教育委員会等	:	0箇所

### （1）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 0人
- ②臨床心理士 27人（※②③の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 2人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

**(2) スクールカウンセラーに準ずる者について**

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 **0人**

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 **15人**

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 **0人**

**【主な配置形態について】**

**配置校** **83** 中学校 (週1日・1回4時間)

**派遣校** **43** 中学校 (スクールカウンセラーを配置していない中学校を11エリアに分け、各エリア毎に年間32時間を確保している。)

**拠点校** **4** 高等学校 (県立学校を県内4エリアに分け、各エリアに1校拠点校を置き、拠点校にスクールカウンセラーを配置する。各エリアで年間128時間を確保している。)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー及び配置校のスクールカウンセラー担当者

### (2) 研修回数（頻度）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・SC担当者合同研修会 : 年1回

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会 : 年2回

スクールカウンセラー中間評価 : 年1回

### (3) 研修内容

#### 【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・SC担当者（各学校）合同連絡協議会】

SC・SSW及び各学校におけるSC担当者が一堂に会し、教育相談体制の充実を図るため、情報連携及び行動連携に向けた協議を行う。

#### 【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会】

SC・SSW相互の連携を深め、様々な問題行動等に対して、効果的に活動するための方策等について協議を行う。

#### 【スクールカウンセラー中間評価】

SCの日頃の活動状況について、配置されている学校から提出される評価表をもとに、フィードバックを実施し、業務の改善を図る。

### (4) 特に効果のあった研修内容

SC・SSW・SC担当者（各学校）が一堂に会し、連絡協議会を開催することにより、SC・SSWの連携が図られるとともに、各学校の担当者が会に参加することにより、制度の徹底はもちろん、成果や課題が共有され、各学校の教育相談体制の充実に効果を上げている。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置：無

### (6) 課題

○ スクールカウンセラーを配置している学校における教育相談体制の充実に向けては、各学校の担当者も含めた連絡協議会を開催することにより、制度の周知徹底はもとより、活用に向けた成果や課題の共有が図られた。しかし一方で、高等学校の活用依頼の増加に伴い、活動時数の管理や有効な活用方法について課題が見られた。有効な活用方法や成果のあった事例について、今後の研修会で共有できる場を設定していきたい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校傾向の改善のための活用事例（①）

中学1年生男子生徒。1学期途中からテスト前になると登校を渋るようになり、担任が迎えに行ってもトイレ等に隠れて出てこない状況であった。子どもの対応について両親がスクールカウンセラーに相談し、両親から本人への関わりについて何度もアドバイスを受けながら改善を図ってきた。また、連休明けも課題等が気になって登校しないことがあったため、両親とスクールカウンセラーを交えて対応等について協議し、必ず登校させるという方針のもとに両親に行動してもらった。このような取組の結果、欠席はほとんどなくなり、朝早くから元気に登校し、部活動にも参加している。

#### 【事例2】家庭環境が安定しない生徒のための活用事例（⑬）

高校1年生男子生徒。先生の前で暴れたり暴言を吐き、机に頭を打ちつける等の行為が見られ、担任等が事情を聴く中で父親からの暴力を訴える。本人が安心して生活を送ることができる環境を構築するために母親に協力を求めるが、母親の特性が強く、家庭との連携に苦慮する場面があった。学校は、生徒のケアを行うために教育相談担当職員を中心に組織的に対応するとともに、スクールカウンセラーを活用して、生徒の心の安定を図った。また、家庭環境の改善を目的に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを交えたケース会を実施し、児童相談所や保健所、医療等と協働した生徒の学習支援に努めた。

#### 【事例3】S Cと学校が連携した性的被害を受けた生徒のための活用事例（⑮）

高校1年生女子生徒が、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けているときに、同学年の男子生徒からわいせつなことをされていると相談した。スクールカウンセラーは、女子生徒に自ら学校の先生に相談するように伝えるとともに、フィードバックで関係職員にその内容を報告した。学校は、事実の確認を組織的に行い、女子生徒に寄り添った対応の中で、スクールカウンセラー・保護者と協働して生徒のケアに努めた。学校・スクールカウンセラー・保護者の連携がそれぞれの役割を担って対応したことで、生徒は教室復帰を果たし、毎日登校できるようになった。

#### 【事例4】職員研修のための活用事例（⑰）

教職員を対象に「アンガーマネジメントと事例」について研修を実施した。生徒に接する際の望ましい態度や行動について説明していただくとともに、生徒個々の具体的な症状や効果的な対応のあり方について細かく示唆していただいた。また、教職員と具体的な事例について質疑応答を行った。このような研修を通して、教職員全体のカウンセリングに対する意識が変化し、その能力を高めようとする状況が見られた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ○ 活動実績の推移について

年度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	7, 311	6, 624	6, 579	7, 758	7, 639
相談人数	7, 512	7, 510	7, 551	8, 791	8, 813

- スクールカウンセラーの相談活動内容は年々複雑化しており、対応が難しくなっている。その内訳として、不登校（2, 144件）や心の健康（1, 289件）、友人関係（1, 081件）、発達障がいなどの性格行動（1, 005件）が多くなっており、臨床心理士などの専門性をより必要とする事案の増加がうかがえる。
- スクールカウンセラーの相談人数は、小・中・高等学校の相談者数が延べ8, 813人であり、年々増加している状況にあり、一つの件数に対し、複数回および複数人の相談がうかがえる。スクールカウンセラーの活用は、児童生徒や保護者、教師にとって必要なものになっており、チーム学校の大きな役割になっている。
- 不登校児童生徒へのスクールカウンセラーの対応については、「H29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を見ると、「相談・指導等を受けた学校内外の機関等」において、学校内では小・中・高等学校でスクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談を受けた人数が多い状況にあり、スクールカウンセラーの必要性及び配置の成果がうかがえる。

### (2) 今後の課題

- 学校におけるスクールカウンセラーの配置等に関する要望は年々高まっており、その対応件数も増加している。配置人数の増加については、予算や人材確保が大きな課題であり、配置状況は現場のニーズに十分対応できていない状況がある。
- スクールカウンセラーの資質の向上については、県教育委員会主催で実施する研修会のほか、臨床心理士会や教育相談学会など様々な団体がそれぞれの構成員を対象として研修会を実施しているが、スクールカウンセラーに準ずる者については研修の機会がやや乏しく、資質向上の機会確保が課題である。

# 鹿児島県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等児童生徒の問題行動等の対応に当たっては、学校における教育相談体制の充実を図ることが重要である。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者として、全ての教育事務所にスクールカウンセラーを配置し、小中学校、義務校養育学校、高等学校に派遣し、児童生徒の問題行動等の解決に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

全ての中学校及び義務教育学校に派遣する。小学校、高等学校においては、希望する学校のうち県教育委員会が、地域、学校の実態等に応じて派遣校を決定する。

生徒指導上の課題が多く、カウンセリング等の必要性がある事案が多数発生している学校を最重点派遣校とし、週1回の年間35回配置している。

スクールカウンセラー等の採用においては、公募するとともに県臨床心理士会の推薦を受け、採用している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置人数

小学校	: 42人
中学校	: 66人
義務教育学校	: 2人
高等学校	: 21人
特別支援学校	: 0人
教育委員会等	: 0人

#### ※配置校数

小学校	: 121校
中学校	: 218校
義務教育学校	: 2校
高等学校	: 31校
特別支援学校	: 0校
教育委員会等	: 0箇所

### （1）スクールカウンセラーについて

（※①②③の資格を重複して所持している人は、①→②→③の順に整理して記載する。）

①公認心理師	0人
②臨床心理士	51人
③精神科医	1人
④大学教授等	1人
⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者	0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 1人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 17人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

※ 主な配置形態について（8教育事務所に配置）

最重点派遣校	8 中学校	(週1日・1回3時間)	(週1回・年間35回)
定期派遣校	15 小学校	(月1日・1回3時間)	(月1回・年間12回)
	130 中学校	(月1日・1回3時間)	(月1回・年間12回)
	2 義務教育学校	( " )	( " )
随時派遣校	245 小学校	(年間1～2回3時間)	
	82 中学校	( " )	
単独校	31 高等学校	(年間10回・1回3時間)	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー，各教育事務所指導主事等，市町村教育委員会指導主事等，関係高等学校担当者

### (2) 研修回数（頻度）

年2回 ※2回目は，スクールソーシャルワーカーと合同で研修会を実施

### (3) 研修内容

研究協議，情報交換，講師による講演等

### (4) 特に効果のあった研修内容

地区別による情報交換（各教育事務所ごと，職種ごと）

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### OSVの設置（有・無）

有

#### ○活用方法

- ① スクールカウンセラーに対する指導・助言
- ② スクールカウンセラー研修会等における指導・助言
- ③ 緊急事案や困難事案に対するカウンセリング

### (6) 課題

スクールカウンセラー配置事業の効果的な実施において，研修会等を活用して，スクールカウンセラーと市町村教育委員会の指導主事の情報共有や支援の検討を行うことが重要であるが，離島の多い本県では，研修会の参加に宿泊が伴うなど，時間や旅費等の確保が難しく年2回の研修会を開催するに留まっている。

小学校への派遣回数が十分に確保できない状況である。また，初めて小学校にスクールカウンセラーが派遣される場合，その立場や役割等について，職員，家庭等に周知する必要がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校及び不登校傾向の児童生徒のための活用事例（①不登校）

- ・ スクールカウンセラーの周知を行う。（相談の受入についてのチラシ等の配布）
- ・ 不登校や別室登校で悩む本人や保護者の実態把握を行う。  
（担任等から家庭に対して本人へのカウンセリングを呼びかけ、本人や保護者からの相談依頼により、相談計画を策定し、定期的なカウンセリングを行うとともに、具体的な把握と対応の検討を行う。）
- ・ スクールカウンセラーは、当事者の意向を踏まえ、管理職に情報提供を行う。その際、関係者や外部の関係機関（適応指導教室）との連携を図り、丁寧な対応となるとともに、個に応じた配慮を行う。
- ・ カウンセリングについては、スクールカウンセラー等の専門的見地からの助言をもとに本人の思いに寄り添いながら生徒指導委員会等でそれぞれの役割から視点を確認し、チームで対応する。
- ・ カウンセリングを受けた児童生徒の状況により、計画的なカウンセリングや見守りを継続する。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬児童虐待）

- ・ 生徒の変化に気付いた教員は、スクールカウンセラーに相談し、スクールカウンセラーが、該当生徒と面談を通して情報を得る。（両親の子供に対する暴言・暴力）  
また、スクールカウンセラーは、関係する教員から該当の保護者について、情報の聞き取りを行う。
- ・ スクールカウンセラーは、生徒や職員への丁寧な聞き取り（家庭の状況など）により、父親によるDVでのトラウマが原因の可能性があると判断し、職員への対応を要請する。
- ・ スクールカウンセラーは、該当生徒にタイムアウト（落ち着く環境への移動など）など、具体的な対応について説明する。
- ・ 転校により保護者との一定の距離を図ったが、保護者の暴言等は継続していることから、スクールカウンセラーは、学校間の情報共有、児童相談所との連携を転校先に助言し、児童相談所での対応が始まる。
- ・ その後は、学校職員で、スクールカウンセラーや児童相談所の助言の下、対応する。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯ヤングケアラー）

- ・ 学校での生活態度の様子から教員が生徒と相談し、家庭生活の課題を把握し、スクールカウンセラーに繋ぐ。
- ・ カウンセリングにより、本人への家事負担が大きな原因と分かる。  
※下の弟妹の世話をするため、保護者が学校を休むように指示している。（該当生徒は不登校傾向）
- ・ スクールカウンセラーが、管理職、担任、養護教諭等に情報提供を行い、チーム対応を助言する。
- ・ スクールカウンセラーが、管理職に伝え、学校がスクールソーシャルワーカーや保健師等、関係機関と連携し、家庭環境や経済状況等も把握の上、支援を検討するよう助言を行う。
- ・ 家庭の環境が落ち着き、当該の生徒は、不登校が改善傾向になる。

#### 【事例4】学校職員に研修を行うための活用事例（⑰校内研修）

- ・ 夏季休業中にカウンセリングの理論と実践について研修を行う。
- ・ 理論については、児童生徒や保護者に寄り添い、傾聴を基本に心を開かせることを中心に研修する。  
また、情報提供については、本人、保護者の意向を踏まえ、細心の注意を払い、チームでの対応する重要性を確認する。
- ・ 演習については、ロールプレイによる役割演技により、対象者の心情の理解や言葉かけ（リフレーミング）等を体験することを通して、カウンセリングの実践的な研修を行う。
- ・ その他  
関係機関との連携、校内の委員会等での情報確認と対応方針の設定、本人等との日常観察  
本人へのケアとともに、受け入れる学級の体制等も整える。  
本人・保護者のストレスへの対応やその後の見守り、定期的な相談による確認を行う。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### スクールカウンセラー配置状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	105校	99校	121校
中学校	223校	219校	219校
義務教育学校	0校	2校	2校
高等学校	30校	31校	31校

- 特に小学校を中心に配置校数が増加しており、今後も徐々に増やしていきたいと考えている。

#### 新規と継続の不登校生徒の割合(H29年度とH30年度)

年度 新・継	小学校		中学校		高等学校	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30
新規	55.7%	65.1%	40.2%	49.8%	65.9%	70.4%
継続	44.3%	34.9%	59.8%	50.2%	34.1%	29.6%

- 平成29年度と平成30年度不登校生は、増加しているが、新規と継続の不登校生の割合を比較した場合、継続の不登校の児童生徒の割合が減少している。これは、個別支援にあたるスクールカウンセラーが、教職員と連携し、チーム学校による取組が効果を上げたことが一つの要因と考えている。

### (2) 今後の課題

- 小学校への派遣数を増やしたいが、離島や小規模校については、地理的な影響もあり、配置が厳しい状況にある。
- 派遣回数及び派遣時間（1日3時間）に限りがあるため、継続したカウンセリング等を実施することが難しい。決められた時間の中で効果的な活用の在り方を検討していく必要がある。
- 校内における相談活動が基本であるため、不登校児童生徒など、登校できない児童生徒への活用ができない。
- 離島に臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーが少なく、スクールカウンセラーの派遣に多額の旅費がかかる。そのため、派遣回数が限られてしまう。

# 沖縄県教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為などの問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため、臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びこれに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へ配置し、活用及び効果等に関する実践的な取り組みを推進し、学校における児童生徒理解及びカウンセリング機能等の充実と児童生徒の問題行動の解決に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ① 前年度の学校長からの評価等を基に、継続配置や配置転換を行っている。カウンセリングの継続のため、できる限り継続を考慮している。
- ② 可能な限り中学校区内に同一のSCを配置している。
- ③ 切れ目ない支援ができるよう、学校配置や辞令交付を早期に行っている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### <配置人数 108人>※重複あり

小学校	: 69人
中学校	: 77人
高等学校	: 26人
特別支援学校	: 1人
教育委員会等	: 2人

#### <配置校数>

小学校	: 200校
中学校	: 147校
高等学校	: 51校
特別支援学校	: 1校
教育委員会等	: 1カ所

#### <資格>

##### （1）スクールカウンセラーについて：

- ①公認心理師 0人
- ②臨床心理士 54人（※②③の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 1人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 14人
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 39人
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④ 上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

<配置形態>

単独校	38	中学校	(週1日・1回3～4時間)	(島嶼地域年10回程度3～4時間)
	24	小学校	(週1日・1回3～4時間)	(島嶼地域年10回程度3～4時間)
	57	高等学校	(週1日・1回4時間)	
	1	特別支援学校	(週1日・1回4時間)	
拠点校	111	中学校	(週2日・1回2～4時間)	(週1日・1回3～4時間)
対象校	170	小学校	(週1日・1回3～4時間)	
巡回校	1	教育委員会配置	(週3日・1日4時間)	

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者
- 市町村教育委員会指導主事
- 各教育事務所指導主事
- 義務教育課指導主事、県立学校教育課指導主事

### (2) 研修回数（頻度）

- 県開催の研修会は年1回（委嘱状交付式並びに連絡協議会）
- 6教育事務所で年2回（各教育事務所で地域の実情やニーズに合った研修を実施）

### (3) 研修内容

- スクールカウンセラーの業務内容や効果的な活用、連携のあり方についての協議
- 緊急支援におけるスクールカウンセラーと教育委員会の役割についての協議
- スクールカウンセラー等配置校担当教諭の情報交換
- スクールカウンセラーの事例検討会
- 講師を招聘した研修
  - ・発達障がいと子ども虐待の関連について
  - ・管内の生徒指導上の諸問題の現状について
  - ・子ども理解と教師・保護者への関わりについて
  - ・子どもの貧困対策
  - ・LGBT理解について

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 講師を招聘した研修
- 子どもの貧困対策に関連して、関係機関とその連携について
- 性同一傷害について、LGBT当事者の講話を通し、性的マイノリティーの可能性のある児童生徒を別の視点から理解する参考になったこと

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置 無

### (6) 課題

- スクールカウンセラー個々のスキルに差があるため、資質・能力の向上を図る研修が求められる。しかし、講師等の人材不足や他業務との兼職の者が多いため、定期的な事例検討会・連絡協議会等の欠席が見られる等の課題がある。
- スーパーバイザーがいない状況にあるため、事例検討等において深まりに欠ける。スーパーバイザーの不在に課題がある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】家庭環境のための活用事例（⑥）

低学年女兒の母親はシングルマザーで、片付けられない性分で、アパートはゴミ屋敷。SCにより丁寧な聞き取りを行ったことから、子供は十分な食事と与えられず、入浴や洗濯もされないことがわかった。学校と市の関連機関が定期的にケース会議を開き、市の担当者が定期的に訪問し、清掃の支援を行うなど市の福祉部局が母親に対して親身に関わっている。子どもに対しては、SCが随時面談を行いながら、状況を確認している。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

小学低学年男子Aに関して、担任より情報提供と面接依頼があった。Aは、両親の不和があり、落ち着かないようであった。SCとの面接では、関係づくりの為の遊びやゲームから入り、学校での困り事、お家での困り事を聴いた。学校での困り事は無かったが、家庭で両親の喧嘩が度々ある事を本児が苦にしている事が語られた。また、父親から母親への暴力が過去にあった様子も語られた。この事は、担任も母親との会話で確認しており、母親が父親と別居の方向で進んでいる事も分かった。SCは本児に父親からの暴力がないか確認。（本児は1年生の時に叩かれた事があり、その時には児童相談所が入って関係調整を行なっている。）担任とSCは校内会議で管理職含め、関係職員と情報共有。本児童への暴力があった場合にはすぐに学校として動ける体制作りをした。その後、母親とSC面接を行い、家庭の様子について話を伺い、今後も家庭とAの支援の為に学校が動いていく事を伝え、母親とのラポールづくりに努めている。

#### 【事例3】性的な被害のための活用事例（⑮）

同学年の男子児童から性的被害を受けた女子児童の精神的ケアが必要とされるためスクールカウンセラーに緊急支援を要請し活用した。

- ワーキングチーム内でケース内容の確認及び対応についての共通確認。
- 養護教諭を交えて対象女子児童2人との面談。関係づくりに「プロフシート」を活用。みんなが対象児童を見守っていく気持ちであることを伝え信頼関係を構築。
- 市の教育長も交え、支援の方向性を確認。
- 対象女子児童の保護者との面談。母親の精神的ショックや心労に親身に対応。今後の支援内容について共通確認を行う。
- 校内サポート会議にて支援内容、手立て、役割等の確認。
- 随時、対象女子児童及び保護者との面談（傾聴、コンサルテーション）。

#### 【事例4】教育プログラムのための活用事例（⑱）

小学6年生を対象とした授業で「ストレスマネジメント理解」についてSCを講師として活用した。

- ストレスの疑念を知る
- 自分のストレス反応に気づく
- ストレス対処法を習得する
- ストレス対処法を活用する

講演後の振り返りから、自己理解や他者理解を通し、人間関係スキルが身につくと同時に、自分をコントロールする力が身についた様子であった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

スクールカウンセラーとの相談人数 21,080 人、相談件数 67,800 件となり、年々増加傾向にあり、各学校の活用が進んでいるものと考えている。児童生徒の相談人数は小中高全児童生徒数の 5.8% にあたり、一定程度困り感のある児童生徒へつなぐことができていると考えられる。

不登校児童生徒にスクールカウンセラー等による専門的な指導を受けさせた割合も、小学校で 51.1%、中学校で 41.0%、高等学校で 37.8% となり、積極的に関わらせている状況がうかがえる。

各学校において、スクールカウンセラーが講師となった研修等が年々増加している。

#### 相談実績〈各学年相談人数〉

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計	高1	高2	高3	高計	小中高計
H28	364	578	749	678	579	567	3,515	1,340	1,429	1,162	3,931	514	387	306	1,207	8,653
H29	406	602	696	652	581	726	3,663	1,219	1,149	981	3,349	1,311	1,371	1,084	3,766	10,778
H30	625 3.7%	716 4.3%	855 5.1%	1,003 6.1%	733 4.5%	880 5.6%	4,812 4.9%	1,271 8.3%	1,357 8.9%	1,157 7.7%	3,785 8.2%	821 5.7%	819 5.8%	679 4.9%	2,319 5.3%	10,916 5.8%

※H30 下段は児童生徒総数に対する割合

#### 相談人数の推移〈児童生徒・保護者・教職員等含む〉

H28	H29	H30
18,551	20,147	21,080

#### 相談件数の推移〈児童生徒・保護者・教職員等含む〉

	小学校	中学校	高等学校	相談件数計
H28	25,058	23,266	3,922	52,246
H29	28,133	23,012	7,586	58,731
H30	32,489	26,819	8,492	67,800

### (2) 今後の課題

- 課題を抱える児童生徒が増加してきたことで、スクールカウンセラーの対応が追いつかない状況もある。また、その保護者等からの相談も併せて増加している。そのため、スクールカウンセラーの増員や相談時間等の増加が必要である。
- スクールカウンセラーと担任との情報交換やフィードバック等の時間確保が難しい。
- 島嶼地域がゆえ、人材の確保、船舶や飛行機の移動に時間がかかること、移動に天候が影響すること等の懸念がある。

# 札幌市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

- ・児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に配置し、児童生徒や保護者への教育相談はもとより、児童生徒への関わり方等について教職員へ助言するなど、学校における教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・全ての市立学校に配置。
- ・中学校、高等学校等については、週1回程度の勤務。
- ・小学校においては、月1回程度の勤務。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置人数について

小学校	: 201人
中学校	: 97人
高等学校	: 8人
中等教育学校	: 2人
特別支援学校	: 3人
教育委員会等	: 0人

#### ※配置校数について

小学校	: 201校
中学校	: 97校
高等学校	: 7校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 5校
教育委員会等	: 0箇所

#### ※資格について

##### （1）スクールカウンセラーについて：

- ①公認心理師 0人
- ②臨床心理士 103人 （※②③の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。）
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 1人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 0人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 0人

#### ※主な配置形態について

単独校	1 中学校	(週1日・1回8時間)
	2 1 小学校	(月1日・1回5～6時間)
	3 高等学校	(週1日・1回8時間)
拠点校	9 6 中学校	(週1日・1回8時間)
	4 高等学校	(週1日・1回8時間) (週2日・1回8時間)
	1 中等教育学校	(週2日・1回8時間)
	3 特別支援学校	(週1日程度・対象校含め5校で年間840時間)
対象校	1 8 0 小学校	(月1日・1回5～6時間)
	2 特別支援学校	(不定期・拠点校含め5校で年間840時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー

### (2) 研修回数(頻度)

- ①スクールカウンセラー連絡協議会(年2回)
- ②スーパーバイザーによるグループ研修(選択制:年4回程度参加)
- ③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ(適宜)

### (3) 研修内容

#### ①スクールカウンセラー連絡協議会

- |     |      |                           |
|-----|------|---------------------------|
| 第1回 | (説明) | 今後のSC活用事業について             |
|     | (説明) | 札幌市教育センターにおける特別支援教育相談について |
|     | (協議) | スクールカウンセラーの有効な活用に向けて      |
| 第2回 | (説明) | 教育支援センター・相談指導教室の活用について    |
|     | (説明) | スクールカウンセラー活用ガイドブックについて    |
|     | (講義) | 災害時の子どもの心のケアについて          |

## ②スーパーバイザーによるグループ研修

- |     |  |
|-----|--|
| 夏 季 | <ul style="list-style-type: none"><li>・グループスーパーヴィジョン（ほのめかしの対応に係る事例）</li><li>・グループスーパーヴィジョン（家族システムに介入した事例）</li><li>・グループスーパーヴィジョン（外部機関と連携した事例）</li><li>・心理教育プログラム研修</li></ul> |
| 冬 季 | <ul style="list-style-type: none"><li>・別室登校対応、サポーターとの連携等</li><li>・アセスメントに関する研修</li><li>・小学校SCの難しさと工夫</li><li>・発達障がい疑いのある保護者との面接</li><li>・ほのめかし事案</li></ul>                   |

## ③スーパーバイザーによる個別スーパーバイズ

- ・スクールカウンセラーが抱える困難事案について個別に相談・指導

## （４）特に効果のあった研修内容

- ・関係機関との連携及び組織的な支援についてのグループ協議で、小学校・中学校・スクールカウンセラー等、それぞれの立場で現状の交流ができたことは、各学校での取組を進めていく上で効果的であった。

## （５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 : 5名設置（各スクールカウンセラーを担当するスーパーバイザーを設置）
- 活用方法 : ①スクールカウンセラーのスーパーバイズ  
②緊急対応事案に係る緊急派遣

## （６）課題

- ・年2回のスクールカウンセラー連絡協議会は平日開催のため、他の業務等の関係で参加できない者が出てしまう。午前・午後の二部制にするなど、少しでも日程調整ができるような工夫をする必要がある。

## 【３】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例１】人間関係等への不安を軽減させるための活用事例（①、④）

- ・中学1年生女子のAは、人間関係を構築することが苦手であることに加え、小学校6年生のころから生活リズムが乱れ、起床時間が不規則となった。中学校入学後、しばらくは朝から登校していたが、クラスに仲のよい友達ができず孤独感が深まり、1年生の1学期から遅刻・欠席が増加し、2学期からは朝起きることもできなくなり、不登校となった。また、学習に関して苦手意識が強いことも本人の不安要因であると考えられる。
- ・校内学びの支援委員会において、家庭訪問等を継続し保護者との信頼関係を築くことや、早い段階でSCと面談することを目標とした。
- ・まずは母親がSCとの面談を行い、子どもとの接し方等について相談した。その後本人にもSCと面談するようはたらきかけた。

- ・2年時に相談室登校が安定してきたため、対人関係構築の次のステップとして、担任より教育支援センター・相談指導教室を紹介し、保護者と本人で見学に出かけた。また、学習の補充と心のケアのために、SCとの面談日に合わせ、週1回別室への登校を継続するとともに、SCの来校しない日にも登校できるよう学校の体制を整え、少しずつ登校日が増えていった。

#### 【事例2】相談により虐待が発覚した事例（⑬）

- ・問題行動を繰り返す児童とスクールカウンセラーが面談する中で、当該児童から母親の暴力について訴えがあった。家に帰りたがらないのも、母親からの暴力が背景にあるとのことであり、助けてほしいとのことであった。スクールカウンセラーからは、この話を学校に伝える必要があることを確認した。
- ・学校が暴力を受けた状況について当該児童から聴き取ったところ、暴力を振るうのは母親であり、父親は暴力のことを知らないとのこと。体にアザやたばこの押しつけ痕があることを確認した。
- ・学校から父親に連絡し、当該児童の訴えについて説明した。父親の話では、就学前に母親の暴力により児童相談所の保護履歴があるとのこと。
- ・父親の了承を得て、学校から児童相談所に通告。当該児童は一時保護された。その後、当該児童は父方祖母宅で生活することとなった。

#### 【事例3】家庭での負担が要因の一つとして考えられる事例（①、⑧、⑨、⑯）

- ・中学2年生の男子Aは、父子家庭で、小学校の頃より弟たちの面倒をみるよう父から言われ、欠席することがあった。中学校入学後、5月頃から不登校状態となった。担任の声かけで時々登校することもあったが、継続して登校することができない状況となった。
- ・登校した際には、級友との関係は良好で抵抗なく過ごすことができ、担任教諭や学年の先生とも通常に関わることができる。しかしながら、弟の面倒や家事以外のことには、意欲がないように見える。
- ・担任が父親と連携を図ろうと、こまめに電話連絡をしてもほとんどつながらず、家庭訪問をしても父親とは会えないことが多い。
- ・登校時にSCと面談を行ったところ、弟たちの面倒をみるという理由だけではなく、家庭での養育環境が整っていないことが要因であるとともに、学力不振が一要因となっていることが考えられた。また、対人関係に困難さはみられないものの、活動意欲が乏しい状態であることから「うつ状態」となっていることが危惧されることがわかった。
- ・SCを交えた校内学びの支援に委員会を開催し、Aがうつ状態となっていることが考えられることから、医療機関の受診を勧め、医療機関と連携して対応方針を定めることとした。また、父親の養育状況の改善のために、児童相談所の児童福祉司、区の家庭児童相談員と連携することとした。
- ・担任が定期的に家庭訪問をして本人との関係構築を継続するとともに、登校時には学習支援を行い進路指導の見通しをもたせていくための情報を本人に提供するなどして、少しずつ登校状況が改善されていった。

#### 【事例4】児童生徒への教育プログラムに係る活用事例（⑰、⑱）

- (小学校) ・ストレスマネジメントについての校内研修を実施し、児童のストレスの症状と対処の仕方について、事例を交えて、適切なアドバイスを受けることができ、心身の悩みを抱える児童の対応の仕方に生かすことができた。

(中学校) ・「SOS の出し方教育」をテーマに、不安や悩みを抱えたときに他者に相談することの重要性や、友だちに相談されたときの対処の仕方等について、演習形式で学習する教育プログラムを実施した。スクールカウンセラーがプログラム作成に関わることにより、より効果的な援助希求行動につなげることができ有効であった。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・スクールカウンセラーの有効活用が図られたこと
  - ・子どもや保護者との日常的な相談やカウンセリング
  - ・子どもの対応等について、教員との日常的な情報交流
  - ・学級訪問や授業参観、学校行事への参加を通じた、児童生徒理解
  - ・校内研修会での講義やPTA を対象とした講演会
- ・教員のカウンセリングについての理解が深まり、一人一人の子どものとらえ方が幅広く豊かになったこと
- ・児童生徒や保護者については、相談を受けようという意識が高まったこと
- ・相談を受けることで、不登校傾向の児童生徒が学級に入れるようになったこと

### (2) 今後の課題

- ・複雑化・多様化する子どもの悩みや問題等に対して、専門性をもった者が子どもの実情に応じた相談を行うことが有効であることから、今後、SC の有効活用や資質向上をいかに図るか、また、有資格者の人材確保、相談時間数の拡充が当面の課題である。
- ・暴力行為やいじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の低年齢化やこのような問題行動を長期化・深刻化させないために、早期からの対応が必要であるため、小学校における相談時間数を拡充することが喫緊の課題であり、早急に体制を整備する必要がある。現在、小学校においてはほぼ月1回5～6時間程度の配置時間となっており、不安や悩みを抱えた際に、早期に相談できない場合がある。また、児童や保護者がスクールカウンセラーと顔を合わせる機会も限定され、児童や保護者との信頼関係に基づく相談の実施が難しい状況にある。
- ・教員や保護者が早期に専門的な相談ができる相談体制を充実させる必要性がある一方で、相談の質を向上させるために必要な情報共有の時間の十分な確保に課題がある。
- ・自殺予防教育を前提とした未然防止の教育プログラムへの取組を充実する。

# 仙台市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為など、児童生徒の内面のストレスや不満が原因と思われる問題行動の未然防止を図るとともに、発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒への対応、課題の早期発見、早期解決のために、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校へ配置する。

教育相談等に関する専門的な知識・経験を有する人材（公認心理師、臨床心理士等）をスクールカウンセラーとして、市立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校に配置することにより、児童生徒及びその保護者を対象とした教育相談、教職員への助言を行う。あわせて、スクールカウンセラーの資質向上を図るための研修会や、その活用に係る調査研究を実施する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

東日本大震災で甚大な被害を受けた被災対象校への配置日数の拡充を最優先に行っている。直接的に被災した児童生徒への支援のみならず、震災の影響によって生活に影響が出ている児童生徒への対応について、教職員・保護者への助言や援助を行い、児童生徒の心の安定と回復の支援をねらいとしている。

また、当市における不登校出現率が全国と比較して高い数値となっているため、中学校入学後の不適応対策として、中学校へのスクールカウンセラーの配置日数を手厚くしている。さらにはスクールカウンセラーの「拠点校ブロック方式」により、同一スクールカウンセラーへの継続した相談が可能になったり、配置を弾力的に活用したりしている。

小学校への配置においては、近年学校対応と発達障害に係る相談が増加しており、学校規模と地域性を考慮し配置日数を増やし、工夫している。

採用に関しては、県の臨床心理士会の協力を得ながら、スクールカウンセラーの人材確保を図っている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 【配置人数】

小学校	: 86人
中学校	: 64人
高等学校	: 5人
中等教育学校	: 1人
特別支援学校	: 1人
教育委員会等	: 2人

#### 【配置校数】

小学校	: 86校
中学校	: 64校
高等学校	: 5校
中等教育学校	: 1校
特別支援学校	: 1校
教育委員会等	: 1箇所

#### 【資格】

##### （1）スクールカウンセラーについて

①公認心理師	41人
②臨床心理士	17人
③精神科医	0人

④大学教授等 0人

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者  
0人

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 10人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 7人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者  
0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者  
0人

【主な配置形態】

単独校	12中学校	(週2日・1回7時間, 週1.5日・1回7時間, 週1日・1回7時間)
	12小学校	(週1日・1回7時間, 週0.5日1回7時間)
	1中等教育学校	(週1日・1回7時間)
	2高等学校	(週1日・1回7時間)
	1特別支援学校	(週1日・1回7時間)
拠点校	6中学校	(週1日・1回7時間)
	10小学校	(週1日・1回7時間, 週0.5日1回7時間)
対象校	46中学校	(週2日・1回4時間)
	64小学校	(週1日・1回7時間)
	2高等学校	(週1日・1回7時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラーと担当教員

### (2) 研修回数(頻度)

- ①スクールカウンセラー連絡協議会(年2回), ②スクールカウンセラー全体研修会(年2回)
- ③新規採用スクールカウンセラー研修(年2回), ④スクールカウンセラー機関研修(年1回)
- ⑤スクールカウンセラーグループ研修(年5回), ⑥スクールカウンセラー調査研究委員会(年4回)

### (3) 研修内容

- スクールカウンセラーとして必要な知識と技能を身に付け、資質向上を図る内容。
- スクールカウンセラーとしての使命感や心構えを学ぶとともに、基礎的な知見を養う内容。
- 専門の相談機関についての理解を深めるとともに、相談機関との連携の在り方について学ぶ内容。
- 学校の教育相談体制の充実に向け、取組の現状と課題について調査研究を行う内容。

### (4) 特に効果のあった研修内容

- 学校教育相談体制の充実に向けた考え方や教育相談に関する知識及びスクールカウンセラーと担当者が果たすべき役割について理解を深める内容。
- 発達障害の特性を持つ児童生徒に対する理解と適切な支援の在り方に関する内容。
- いじめ問題への対応と心のケア緊急支援の在り方に関する内容。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○S Vの設置 有・無

- ・資格の有無、実務経験などにより、市教委がS C Aの中から依頼している。現在3名のスーパーバイザーを依頼している。

#### ○活用方法

- ・スクールカウンセラーからの申請に基づき、困難ケースの対応について、スクールカウンセラーに助言及び支援を行う。
- ・市教委からの依頼を受け、緊急支援が必要な場合のスクールカウンセラーへの連絡調整及び支援を行う。
- ・市教委からの依頼を受け、研修会におけるスクールカウンセラーへの助言及び支援を行う。
- ・学校からの依頼を受け、東日本大震災に係る「心のケア支援チーム」の一員として訪問指導を行う。

### (6) 課題

- ・公認心理師の資格保持者はいるが、経験の浅いスクールカウンセラーもあり、学校との連携や児童生徒への対応について難しさを感じているケースが見られる。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校解決のための活用事例（①）

不登校状態が1年あまり続いている児童生徒の両親面接を行っているケースである。本人は、学校の話を受け付けない状況であったが、担任が電話連絡をした際には、あいさつ程度の会話はできた。担任からスクールカウンセラーを紹介し、両親面談がスタートした。面談では、両親から話される本人の小さな変化や両親の気づきを拾いながら、面談を重ねていた。少しずつ両親の意見が一致するようになってきた。また学校はスクールカウンセラーとの見立てのすりあわせを行い、本人の現状把握に努めた。少しずつエネルギーを取り戻している様子も両親からの話から感じられるようになり、学校とスクールカウンセラーで次のステップについて検討した結果、本人へスクールカウンセラーとの面談を提案した。

#### 【事例2】虐待の解決のための活用事例（⑬）

- ①母親からの暴力をスクールカウンセラーに訴えたケース。スクールカウンセラーからの情報を得た学校が、児童相談所へ相談。児童相談所が母親と面談を行い、指導。その後暴力はないとのこと。本人は、スクールカウンセラーと現状の確認をするとともに母親との向き合い方について、面談を継続した。
- ②母親から長兄による家庭内暴力の相談があったケース。以前から母親は相談していたケースである。スクールカウンセラーの情報をもとに学校は、本児への聴き取りを行った。長兄の暴力だけでなく、母親の心理的虐待の可能性が疑われたため、環境調整が必要であると考えた。今後の対応を協議した結果、児童相談所へ相談し、連携して対応した。

#### 【事例3】

該当事例なし。

#### 【事例4】心の健康教育のための活用事例（⑱）

スクールカウンセラー調査研究委員会における研究を通して、心の健康教育におけるスクールカウンセラーと教職員の協働について、実践事例を持ち寄り、検討を行った。

年度当初のスクールカウンセラー連絡協議会において、スクールカウンセラーと担当教員を対象に、心の健康教育の実践に向けて啓発した。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市におけるスクールカウンセラーの導入については、平成7年度に始まり、平成13年度にはすべての中学校への配置となった。その後、平成20年度からは、段階的に小学校への配置を進め、現在は震災復興の補助を受け、市内すべての小・中学校にスクールカウンセラーを配置（派遣含む）している。

学校現場では、不登校や発達障害のある児童生徒の対応に加え、いじめや非行など、様々な課題に直面しており、更に震災による直接的だけでなく、間接的な影響も心配される現在は、学校や保護者からスクールカウンセラーの専門性へ寄せられる期待は急速に大きくなっている。さらに、本市において策定した「仙台市いじめ防止基本方針」の中で、学校組織へのスクールカウンセラーの位置付けを明記したことにより、スクールカウンセラーの重要性は一層高まっている。

そのため、ここ数年の相談件数は毎年1万5千件前後と高い数値となっており、昨年度は1万7千ほどに増加した。相談業務以外にも心理教育等の諸活動を実施しており、その件数は4万件弱となっている。対応人数の総計で見ると、児童生徒が年間約3万6千人、教職員が約3万3千人、保護者が約6千人となっている。相談種別としては、小学校においては学校不適応に関するもの、中学校においては不登校に関するものが多い。

本市におけるスクールカウンセラーの活動は、年々変化する震災の影響が背景にあることもふまえながら進めている。児童生徒や保護者の個別の相談にとどまらず、教員へのコンサルテーションや、教職員とスクールカウンセラーの協働を生かした教育プログラムの実施など、多岐に渡る取組が、学校の教育相談体制の中にも定着しつつある。

### (2) 今後の課題

当市ではスクールカウンセラーの需要が高いにもかかわらず、各学校の配置日数が十分とは言えない状況がある。今後は、中学校に重点的に配置していた日数を見直し、需要が高い小学校への配置日数の増加を検討していくことが必要だと考えている。

平成30年度は引き続き6中学校区で「拠点校ブロック方式」を実施し、スクールカウンセラーの配置形態を工夫しているところである。今後は、震災復興の補助が整理されていくことにも伴い、効果的な「拠点校ブロック方式」の導入を含めた、スクールカウンセラーの効果的な配置、継続的で持続可能な本事業の展開について検討していかなければならない。

# さいたま市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### (1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ等の問題の重要性にかんがみ、教職員又は保護者への指導・助言及び児童生徒のカウンセリング等を行い、健全な児童生徒の育成を図るため。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

- ・各校の教育相談部会の実施曜日とスクールカウンセラーの勤務曜日を合わせることで、スクールカウンセラーが部会に出席できるようにしている。
- ・小学校勤務のスクールカウンセラーについて、配置校と派遣校の組み合わせを、可能な限り同じ中学校学区内にし、小・中学校の連携を図りやすくしている。

### (3) 配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

(重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。)

#### 【配置人数】

小学校	:	52人
中学校	:	57人
高等学校	:	4人
特別支援学校	:	2人

#### 【配置校数】

小学校	:	52校／103校	(派遣校51校／103校)
中学校	:	57校／57校	
高等学校	:	4校／4校	
特別支援学校	:	2校／2校	

#### 【資格について】

##### (1) スクールカウンセラー資格条件について

①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者、④スクールカウンセリング推進協議会認定に係るガイダンスカウンセラー

②臨床心理士	71人
③精神科医	0人
④大学教授等	0人

⑤上記以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者（ガイダンスカウンセラー） 8人

#### 【主な配置形態】

○単独校	1 小学校	(週1日・1回6時間)
	57 中学校	(週1日・1回6時間)
	4 高等学校	(週1日・1回6時間)
	2 特別支援学校	(週1日・1回6時間)
○配置校	51 小学校	(月2日・1回6時間)
○派遣校	51 小学校	(月2日・1回6時間)



### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校児童支援のための活用事例 (①)

小学校1年生児童Aの事例。入学当初から登校しぶりがあり、登校できない日が続いた。スクールカウンセラーは保護者からの相談を受け、Aと面接した。友達と会うことを避けているものの、トラブルがある様子はなかった。母親と一緒にであれば、Aは登校できると言うので、管理職、担任、スクールカウンセラー等が話し合い、Aが母親と一緒に過ごせる別室を用意するなど、校内での環境づくりを行った。別室登校できるようになったため、少しずつ教室に入るなどのスモールステップを提案するものAは受け入れず、別室で過ごす時間は徐々に短くなっていった。スクールカウンセラーは、学校内での支援だけでは状態改善が難しいと判断し、管理職や学級担任とも相談の上、保護者に教育相談室を紹介した。スクールカウンセラーは教育相談室と連携を取り、母親との面接は継続し、次のステップについては焦らずにできていることを認めることを助言した。その後、保護者とスクールカウンセラーの面談中、Aは別室で過ごすことができるなど、保護者がAから少しずつ離れる機会を増やしていった。また、学級での活動の様子について学級担任がAに話し、できそうなものに取り組んだ。

Aは学期末の終業式は放課後に教室内で通知表を受け取り、次の学期には別室でクラスメイトと給食を一緒に食べたり、得意な教科の教室に入れるようになった。その間、スクールカウンセラーは保護者との面接を継続し、学校でのAの過ごし方について定期的に学級担任と情報共有を行うとともに、助言を行った。その後、A自ら「お母さんは学校に来なくていいよ。」と言い、教室に戻っていった。

#### 【事例2】養育環境が心配な生徒への支援における活用事例 (③)

中学生Bの事例。Bは学校では反抗的で深夜徘徊もあり、度々指導を受けていた。ある時Bが保健室に来室し、養護教諭に腹痛を訴えた。聞くと数日夕飯を食べていないと話したため、家庭環境が気がかりなことを教育相談部会で情報共有を行った。部会では支援のための役割分担を話し合い、スクールカウンセラーが子どもや保護者と面談し、アセスメントを行うこととなった。父は夜勤で不在のことが多く、母も夜間外出してしまい家に食べるものがなく困っていることがBの話で明らかになった。Bは年下の兄弟の面倒も見なければならず、追い詰められているようだった。本人の了解を得て、母親とスクールカウンセラーが面談を実施した。面接を重ねるうちに、Bに負担がかかっていることに保護者も理解を示し、食事の用意などについて父母なりにできることから取り組み始めた。スクールカウンセラーは定期的にBに声をかけ、家庭や学校での生活状況の確認や困りごとについて共感的に話を聞く機会を持ち続けた。

#### 【事例3】家族による性的被害を受けていた生徒への支援における活用事例 (⑤)

中学生Cの事例。入学直後から不登校になり、学校から別室登校やスクールカウンセラーとの面談を提案していたが登校自体が難しかったため、外部の相談機関を紹介した。しかし、近くまで行くものの建物の中に入ることができず、相談につながらない状態が続いていた。スクールカウンセラーは学級担任等へのコンサルテーションを続け、学期末のタイミングで母親とCは担任とスクールカウンセラーとの面談の誘いに応じ登校することができた。その際、スクールカウンセラーの他、担任等も同席し、母子から別々に話を聞く時間をもった。Cとの面接の中で、Cが家族から性的被害を受けていることが初めて語られたため、直ちに管理職に報告し児童相談所と連携して生徒や家族の支援を行った。

#### 【事例4】教育プログラムのための活用事例 (18)

「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」の実施

<背景>平成22年 カリキュラム開発

平成23年 研究指定校による研究

平成24年 全校実施

児童生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付けることを目標に、小学校5年生～中学校3年生まで、市内の全小・中学校で実施し、年間指導計画に位置付けて実施。この授業のゲストティーチャーとして、スクールカウンセラー、養護教諭、さわやか相談員が講師を務める。

	学年	副題	主な学習内容
小学校	5年生	悩みと上手につき合おう	自分が悩んだときの相談の仕方
	6年生	友だちのよい相談相手になろう	友達からの相談ののり方
中学校	1年生	ストレスを上手に発散しよう	ストレスの発散の仕方
	2年生	心だって風邪をひく	自分や友達の深い悩みの対処の仕方や「生きていても仕方がない」という気持ちにどう対処するか
	3年生	自分の将来に自信をもって	進路の悩みの対処の仕方

- 平成29年7月の「自殺対策総合大綱」に「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける教育」が示された。これを受け、「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」を核とした自殺予防教育の実施対象学年を拡大し、「SOSの出し方に関する教育」の充実を図っている。
- 平成30年度はモデル校において、小学校1年生から4年生までの「『いのちの支え合い』を学ぶ授業」のカリキュラムを研究した。授業の中で、学校内の相談者としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについても取り上げている。

	学年	副題	主な学習内容
小学校	1年生	困ったときは言ってみよう	困った時の援助希求の仕方
	2年生	困っている友達の力になろう	友達が困っているときの対処の仕方
	3年生	いやな気持ちを伝えよう	嫌だと感じたときの対処の仕方
	4年生	友達の助けになろう	友達が嫌なことをされているときの対処の仕方

<成果>

平成30年度さいたま市学習状況調査「生活習慣等に関する調査」調査結果

○困ったり、悩んだりしたときに、「相談したい」「どちらかといえば相談したい」と思う割合が中学校で増加し、小学校も高い割合を保っている。

⇒小学校 (H29: 85.9%→H30: 85.6%) ・中学校 (H29: 77.0%→H30: 77.6%)

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談延べ件数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	H29とH30の比較
小学校（103校）	22212件	20962件	38032件	30587件	-7445件
学校ごとの勤務回数	月1回～2回	月2回	月2回	月2回	
中学校（57校）	48543件	58704件	64230件	53906件	-10324件
学校ごとの勤務回数	週1回	週1回	週1回	週1回	
高等学校（4校）	537件	1015件	3319件	1361件	-1958件
学校ごとの勤務回数	月2回	月2回	週1回	週1回	
特別支援学校（2校）	142件	746件	1270件	1894件	+624件
学校ごとの勤務回数	月2回	週1回	週1回	週1回	
合計	71434件	81427件	106851件	87748件	-19103件

#### ※統計の実施方法

- ・対象 市立小・中・高等・特別支援学校
- ・回数 年3回（学期ごと）
- ・様式 「活動状況報告」にスクールカウンセラーが記入し、管理職が確認後学校毎に提出

#### ※統計より

- ・全体的な相談延べ件数は減少している。
- ・小学校では、いじめ、不登校、性格・行動。中学校では、心身の健康・保健、教職員との関係。高等学校では、性格・行動、児童虐待。特別支援学校では、不登校、発達障害等、家庭環境がそれぞれ増加傾向である。

#### （スクールカウンセラー活動状況報告書の成果より）

- ・スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員と連携することにより、複雑なケースにも専門性を生かし、多面的に支援を行うことができた。
- ・教育相談体制が整備され、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員の存在を知ってもらえ、「相談してみたい」という気持ちに繋がっている。
- ・小中連携型の配置校にスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員も同一校勤務をしていることから、情報共有から見立て、方針立案ができています。

### (2) 今後の課題

- ・小中連携型配置の充実
- ・相談のニーズと勤務時間のバランスを考えた勤務体制
- ・質の高い人材の確保

# 千葉市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見・早期対応のために、児童生徒や保護者の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、教職員へ助言をしたりする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・平成17年度 全中学校に配置
  - ・平成19年度 スーパーバイザー（SV）3人を配置
  - ・平成25年度 小学校等6か所へ配置。以降小学校への配置を拡充
  - ・平成28年度 統括スーパーバイザー1人を配置
  - ・平成29年度 小学校には拠点・巡回校方式で6校に配置（巡回校5校）⇒計36校  
※小中一貫研究指定校3校、統合校1校に配置し、計40校に配置
  - ・平成30年度 小学校には拠点・巡回校方式で12校に配置（巡回校5校）⇒計72校  
※小中一貫研究指定校3校に配置し、計75校に配置  
※配置校以外の小学校及び高等学校は、学区中学校のSCが対応
  - ・令和元年度 全小学校・特別支援学校に配置（3h/週×35週）
- 今後、高等学校への定期配置を予定

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ◆配置人数

- 小・中学校 58名

#### ◆配置校数

- 中学校 : 市内全中学校55校へ配置
- 小学校 : 市内全小学校111校中75校へ配置
  - ・各行政区（6区）に2校を拠点校とし、それぞれに1名を配置（計12名）  
各拠点校に配置されたSCが5校の巡回校を担当
  - ・小中一貫教育推進研究指定校3校  
※上記の配置校以外の小学校は、学区中学校配置のスクールカウンセラーが対応

#### ◆資格について

- スクールカウンセラーについて
  - ①公認心理士 0人
  - ②臨床心理士 47人
  - ③精神科医 0人
  - ④大学教授等 0人
  - ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者  
1人
- スクールカウンセラーに準ずる者について
  - ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人

- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 6人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

◆勤務形態について

- 単独校 55中学校 (週2日・1回4時間) (週1日・1回8時間)
- 拠点校 12小学校 (年間60時間・1日4時間 15回勤務)
- 巡回校 60小学校 (年間40時間・1回4時間 10回勤務)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

①全スクールカウンセラー

- 第1回研修(4月) 配置校教頭も参加
- 第2回研修(9月) 配置校教頭も参加
- 第3回研修(1月)

②初任者スクールカウンセラー

- 第1回研修(4月)
- 第2回研修(6月～7月) 勤務校にて、スーパーバイザーによる指導と助言

(2) 研修回数(頻度)

- ①年間3回
- ②年間2回

(3) 研修内容

- ①活用計画の説明、運営上の諸課題と方策(講演・演習)
- ②千葉市の活動方針の確認。勤務校でのOJT

(4) 特に効果のあった研修内容

事例研究(架空事例についての検討・シェアリング・スーパーバイザーの助言)

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置…有
- ・活用方法…各学校において緊急事態が発生した場合の心のケアの支援  
スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言  
学校における教育相談体制の充実や強化に関する活動

(6) 課題

- スクールカウンセラーの人数が増え、カウンセラーとしての資質や経験の差が出てきている。研修会等で児童生徒や保護者とのカウンセリングのやり方やその後の学校職員との情報共有のやり方などを学ぶ機会を増やす必要がある。
- 配置の拡充に伴い、管理職がスクールカウンセラー配置の意義を理解するとともに、カウンセリングルームの準備などの整備や、校内での活用方法について理解を深めることなど、教育相談体制の充実に向けて、周知を図る必要がある。
- 地区担当スーパーバイザーの積極的な活用。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障害等のための活用事例（⑩）

6年生男児A。入学前から発達障害の疑いがあり、療育センターに通所していた。知能検査がボーダーであったが、穏やかな性格なので、保護者の判断で通常学級に入学していた。3年生までは無欠席であったが、4年生より登校できない日が増え、5年生では全欠となった。保護者は、入学時に特別支援学級にしておけばよかったと悔やんでいた。

月に1回程度、定期的にスクールカウンセラーとの面談を行い、家庭での児童の様子や子育ての困り感などを中心に学校関係者と情報交換を密に行った。関係する職員によるケース会議の場でスクールカウンセラーより、母が息子との関わりで悩んでいる様子があったとの助言から、教育センターの家庭訪問相談員の訪問や医療相談を勧めた。

医療相談により、本人の特性について新たな見立てがされたことにより、担任をはじめ関係教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどで適切な支援方法を検討していくことにした。母親とのカウンセリングも継続し、Aへの対応方法について支援していく。

#### 【事例2】家庭環境のための活用事例（①、⑥）

中学3年女子A不登校。両親は離婚、母子家庭。母親は、10代から精神科に入退院を繰り返す。統合失調症・人格障害。叔母は躁うつ病。

母親が入院し、祖母が母親の代わりとなるが、精神的余裕がなかったためスクールカウンセラーとの面談を月に1回のペースで行った。民生委員とも連携し、家庭への支援も行う。少しずつ祖母の精神的負担が軽減され、Aに対する支援について、スクールカウンセラーを通して、祖母と学校関係者が連携を図れるようになった。今後は、スクールソーシャルワーカーと連携し家庭への支援と進路に向けて学習のサポートを学校が中心にやっていく。

#### 【事例3】友人関係のための活用事例（④）

中学校3年男子A。人間関係に悩み、友人をうまく作れなかった。学習にも自信がなく1年次より不登校になった。1年のときから週1回スクールカウンセラーによるカウンセリングを継続。2年の時に、同じクラスの生徒が不登校気味でカウンセリングを受けていたため、その生徒とカウンセリングを同じ時間帯にしたり、仲良くなるよう工夫した結果、一緒にカウンセリングを受けることができるようになった。また、少しずつ学習も進めることができるようになり、テストも別室で受けられるようになった。

継続的なカウンセリングで、スクールカウンセラーと連携し共有したり、現在の興味関心があることをすぐに担任に伝えたり、カウンセラーを中心に橋渡しを行うことにより、様々な情報を学校職員と共有・授受を円滑に行うことができた。また、保護者にもカウンセリングを行ったことで、家庭での悩みの解消にもつながった。

#### 【事例4】校内研修ための活用事例（⑰）

毎月の教育相談部会にスクールカウンセラーが参加し、児童生徒の様々な事例について、専門的な視点からアセスメントを行い、対応についての助言を、教職員へ行っている。教育相談週間の前には、カウンセリングの手法や留意点について教職員へ伝えた。

また、不登校が増えているという実態から、ユニバーサルデザインの視点にたち、教室環境の整備や子供に対する言葉かけについて、LGBTの対応について等、スクールカウンセラーが講師として校内研修を実施した。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ◆相談件数の推移

	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談者	児童生徒	7,939	6,997	6,825	7,417	7,111	7,028	6,938
	保護者	2,510	2,110	2,214	2,984	3,047	3,904	4,447
	児童生徒と保護者	783	1,218	1,257	1,439	1,324	2,175	2,587
	教職員	10,897	9,460	10,469	11,909	12,243	14,924	17,155
	総相談件数	22,129	19,785	20,665	23,749	23,725	28,031	31,127

#### ◆学校現場から

- 生徒に関わる諸問題について、心理的な立場からの助言を受けることができた。生徒だけでなく保護者の心情を察することにつながり、適切な対応が可能となった。
- 命に関わる相談などもあり、カウンセラーのアンテナの高さで問題を最小限で防ぐことができた事案がかなりの件数あった。守秘義務をまもりつつ、必要最低限の情報共有を図ってくれるため、学校経営及び生徒の健全育成に大きく貢献している。
- 小規模校の利点を生かし、全校生徒との面談を実施していただいた。個々の生徒と話すことにより、カウンセラーがより身近な存在となり、相談もしやすくなった。また、気になる生徒については、後日あらためて面談の機会を設け、悩みなどの解決、軽減につながった。
- カウンセリング後は、担任へ児童・保護者の状況や課題、助言した内容、今後の学級での指導の際の配慮事項などを報告し、情報を共有している。内容は、担任の気が付かない面が多く、指導の一助となっている。
- いじめ問題対策委員会に出席していただき、専門的な立場から、対応についての具体的な支援をしていただいた。
- 生徒指導部会のメンバーとして全校生徒の様子を把握し、授業の様子を観察したり、休み時間に気になる生徒への声掛けをしたりしながら担任・養護教諭と情報交換を行い、不登校傾向のある生徒への対応やいじめの未然防止に役立った。不登校傾向のある生徒の保護者などには、寄り添いながら相談や助言を行い、保護者や生徒の不安を軽減することができた。

### (2) 今後の課題

- 高等学校への配置を検討していく。
- 本市の喫緊の課題である不登校の対策として、配置校と連携すると共に、関係諸機関と密接な連携を図りつつ、効果的な教育相談体制の在り方を模索していく。
  - ・教育センター教育相談班（家庭訪問指導員、適応指導教室）
  - ・養護教育センター
  - ・青少年サポートセンター
  - ・真砂中学校教育相談指導教室
- スクールカウンセラーの資質や経験に違いがあるため、その資質の向上を図る研修等を充実させる必要がある。
- 各学校において、初期対応のまずさにより、困難な事態や長期化するケースになってしまう事案が多い。初期対応において、カウンセラーによる専門的な視点での見立てを生かすなど、チームで行う教育相談活動ができるよう、各学校への理解促進を進めていく。

# 横浜市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止やその対応に向けて児童生徒、保護者等の心の相談に当たるとともに、教職員への助言等により学校における教育相談体制の充実を図る。

必要に応じて学校いじめ防止対策委員会に参加する。また近年多発する事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の「心のケア」にかかわる適切な初期対応及び中長期的な支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小学校で相談したカウンセラーに引き続き中学校でも相談できるように、中学校と同一学区の小学校に同じカウンセラーを配置する横浜独自の「小中一貫型カウンセラー配置」を実施。29年度に全中学校139ブロック・義務教育学校2校への配置が完了。引き続き配置を継続する。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置人数の記入について

小学校	:	136人
中学校	:	136人
高等学校	:	5人
義務教育学校	:	2人
教育委員会等	:	2人

#### ※配置校数の記入について

小学校	:	340校
中学校	:	146校
高等学校	:	9校
義務教育学校	:	2校
教育委員会等	:	1箇所

#### ※資格の記入について

##### （1）スクールカウンセラーについて：

①②の資格を有している場合は①の資格者として整理する。②③④の資格を有している場合は②の資格者として整理する。①②③④の資格を有している場合は①の資格者として整理する。

- |  |      |                                   |
|--|------|-----------------------------------|
| ①公認心理師                                       | 0人   |                                   |
| ②臨床心理士                                       | 122人 | （※②③の資格を重複して所持している人は、②の資格者として記載。） |
| ③精神科医  | 0人   |                                   |
| ④大学教授等                                       | 0人   |                                   |
| ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 | 0人   |                                   |

(2) スクールカウンセラーに準ずる者について

①②の資格を有している場合は①の資格者として整理する。①③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。②③の資格を有している場合は②の資格者として整理する。①②③の資格を有している場合は①の資格者として整理する。

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 12人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 9人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

※主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

単独校	高等学校	(週1日・1回6時間程度)
	義務教育学校	(週1日・1回7.5時間程度)
拠点校	中学校	(週1日・1回7.5時間程度)
対象校	小学校	(週1日・1回4時間程度)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

全カウンセラーを対象とする。

### (2) 研修回数(頻度)

非常勤嘱託員(学校カウンセラー)は年間15回程度

非常勤職員(スクールカウンセラー)は年間10回程度

### (3) 研修内容

- ・専門性を高める研修(精神医学、発達障害、アセスメント等)
- ・横浜市の施策、事業に関する研修
- ・児童生徒指導上の連携強化に関する研修(いじめ、希死念慮、関係機関連携、事例検討)

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・専門家を招いての研修(ケースの見立て、事例検討、緊急支援等、今日的課題等)は専門性を見直すとともに専門性を高めることにもつながる。
- ・関係機関連携の研修(児童相談所、青少年相談センター、小児療育センター、地域療育センター)は、カウンセラーとしての適切な関わり方、連携の方法を確認する機会となっている。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置(有・無)

○活用方法

(教職員への指導、助言)

学校で生じている児童生徒のいじめ、不登校、集団不適應等様々な問題解決に向けて教職員に対し具体的な指導、助言を行うとともに、教職員の問題解決能力の向上を図り、学校における相談機能の充実を図る。

(児童生徒をめぐる事件や事故の事後対応への指導、助言)

学校内外で発生する事件事故に伴って生じる児童生徒や保護者、教職員等の精神的な不安や悩みへの対応、学校、学級としての対応に関して、初期対応や中長期的展望、機能回復の視点に立った対応の仕方等の専門的な指導、助言を行う。

### (6) 課題

- ・カウンセラーの心理専門家としての資質・能力向上を図るために、今日的課題等に対応する専門家のありかたを検討すること
- ・各学校のニーズに合わせた校内における相談体制づくり
- ・産休等のライフイベントにおける代替カウンセラーの不足、産休等制度の見直し

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】小学校5年生の不登校（ひきこもり）状態解消のための活用事例（①）

小学校入学から休みがちな登校状況、5年生では1日登校したのみ。スクールカウンセラーが保護者と定期的な面接を繰り返すことがきっかけとなり、関係機関の一つとして、教育総合相談センターと連携している横浜こども支援協議会に加盟している民間教育施設につなぐことができた。以降、学校（担任）が家庭訪問をして本人や保護者が民間教育施設での活動の様子を学校と共有しながら関係をつなげている。

#### 【事例1】緊急心理支援（当番制度）のための活用事例（⑫）

登校時に児童が亡くなったケースで、学校の正常化（機能回復）と心理的な支援、二次被害の防止を目的として、緊急支援の当番制を活用し発生初期に勤務校以外の学校に入校し児童のカウンセリング、その保護者へのカウンセリング、教職員向けの心理教育等の支援を行った。

急性ストレス反応の解消、PTSDの予防、精神的安定、児童生徒・保護者との信頼関係の深まり等の効果があった。当該校のカウンセラーはその内容を引継ぎ、中長期的な支援に繋げた。

#### 【事例4】教育相談（傾聴訓練）研修講師としての活用事例（⑰）

小中学校の児童生徒指導担当教諭を対象とした教育相談（傾聴訓練）研修での講師をスクールカウンセラーが行っており、専門性を活かした効果的な研修が実践できている。

目的；教職員が相談に来た児童生徒や保護者の思いや気持ちを受け止めるための感性を磨くとともに傾聴の基礎技法を学び、学校での相談活動に活かすことができるようにすること。

内容；聞き手、話して、観察者等の役を決め、二人組や三人組による基本演習  
ロールプレイによる総合演習 等

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

「小中一貫型カウンセラー配置」の効果について  
小学校で相談したカウンセラーが進学先の中学校でも引き続き相談できる小中一貫型カウンセラーを配置することで継続して相談することができ、子どもや保護者の安心感や信頼感に繋がっている。

また、ブロック内の小学校、中学校が同じカウンセラーからの情報を共有することで連携の推進も図ることができる。相談者が所属校での相談が困難な場合は区役所やブロック内の他の学校で相談できるよう柔軟な対応をすることで相談者が安心してカウンセラーと面談が行えるようになった。

#### （2）今後の課題

不登校だけでなく、いじめや虐待、発達障害等、多岐にわたる課題に対応できる専門性や各学校の状態、ニーズに柔軟に対応できるカウンセラーの育成と配置が求められる。

教職員だけでなく、関係機関との連携がスムーズに図れるような相談体制の充実を実践できる資質や能力が求められる。

# 川崎市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、暴力行為等の未然防止、早期発見、早期解決のために、心理的立場から児童生徒・保護者とかかわり、総合的見地からカウンセリングを行い、必要に応じて保護者や教職員に助言・援助を行う。また、校内の相談体制を充実させるために、専門的知識を生かして教職員に向けて研修や助言を行ったり、校内と他機関をつなぐ役割を果たしたりして、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決を図ることを目的とする。緊急の問題が生じた場合には、早期解決のために、該当校におけるカウンセリング等の調整を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

中学校については、スクールカウンセラーを全52校に1回7時間、年間280時間配置し、およそ週に1回程度の配置を行っている。小学校については、保護者の要請に応じて、総合教育センターに勤務する学校巡回カウンセラーを派遣している。平成28年度からは、特別支援学校に要請に応じて学校巡回カウンセラーを派遣することとした。平成29年度からは、市立高等学校の全日制・定時制課程のすべての生徒が利用できるようにするため、スクールカウンセラーの勤務時間を12:45~20:30として派遣した。平成30年度からは、基本的に学校巡回カウンセラーは7つの区についてそれぞれ担当を決め、区内の小中学校には、同じカウンセラーを派遣することとした。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ◇配置人数

中学校：43人                      教育委員会等：7人

#### ◇配置校数

小学校：58校                      中学校：52校  
高等学校：5校                      特別支援学校：1校                      教育委員会等：1箇所

#### ◇資格

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ②臨床心理士                      40人
- ⑤自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者                      2人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者                      6人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者                      1人

#### ◇主な配置形態について

単独校    52中学校                      （1回7時間 年間40日）  
巡回校    5高等学校                      （1回5時間45分 年間40日計画派遣）（1教育事務所に配置）  
          113小学校                      （要請に応じて派遣）（1教育事務所に配置）  
          4特別支援学校                      （要請に応じて派遣）（1教育事務所に配置）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者

### (2) 研修回数（頻度）

- ◇中学校配置スクールカウンセラー 年間4回
- ◇学校巡回カウンセラー 年間41回（事例会議、医療相談、大学教授による研修）

### (3) 研修内容

#### ◇中学校配置スクールカウンセラー

##### ①専門家を招いての講演（年間2回）

- ・知っておきたい！子どもの起立性調節障害  
～病態・診断の理解から家庭・学校での対応・事例まで～（講師：大学准教授・小児科医）
- ・県被害者支援センターにおける少年事案の取り扱いと被害者対応

（講師：県被害者支援センター相談員）

##### ②他機関等との情報交換（年間2回）

- ・各区担当のスクールソーシャルワーカーと小グループで情報交換。

##### ③校内連携についての情報交換（年間1回）

- ・生徒指導担当

##### ④スクールカウンセリングの多様性について、「個から集団・組織までを視野に入れた学校支援について学び合う」のテーマで、グループディスカッション

##### ⑤地区別での情報交換

#### ◇学校巡回カウンセラー

- ①事例会議（年間16回）
- ②医療相談（年間15回）
- ③大学教授による研修（年間10回）

※必要に応じて中学校配置スクールカウンセラーの研修に参加

### (4) 特に効果のあった研修内容

#### ◇中学校配置スクールカウンセラー

講師を招いての講演会は、講師が具体的な事例を多く提示されたこと、また喫緊の課題でもあったため、学ぶことが多かったという感想が多く聞かれた。また、スクールカウンセリングについてのディスカッションは、各自がスクールカウンセラーの仕事を改めて見直す良い機会となった。地区別の情報交換は研修ごとに行っており、ピアサポート的な効果が見られ、特に経験の少ないカウンセラーのよき学びの場となっている。

#### ◇学校巡回カウンセラー

年間16回になる事例会議また15回の医療相談では、具体的なアドバイスがあり、その後の業務に大きく効果をもたらしていた。また採用1年目のカウンセラーには、とくにきめ細やかなスーパーバイズがなされた。大学講師を招いた講演会においては、スクールカウンセラーとしての役割を自覚し、多くを学んでいた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### OSVの設置 (○有・無)

#### ○活用方法

- ・ スクールカウンセラーへの指導・助言
- ・ 緊急の問題が生じた場合、該当校でのカウンセリング等の調整
- ・ 研修講師 (適応指導教室相談員向け、児童支援コーディネーター向け)
- ・ スクールカウンセラー配置体制の充実に資する業務等

### (6) 課題

- ・ 研修時間の確保
- ・ スクールカウンセラーとしての経験が浅い者に対する研修の在り方

## 【3】 スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1-1】 学校生活に順応するための活用事例 (④⑨)

小学5年女児Aさん。前期に比べ学習意欲が低下していたり、集団活動で孤立しがちだったりする様子から、保護者が心配して相談をした。保護者の了解を得て、スクールカウンセラーと指導主事が本人の学校生活の様子を行動観察し、見立てを行った。そしてカウンセラーが保護者と面接をして話を聞き、願いを聞いたりアドバイスをしたりした。その際、保護者の話や保護者の見立てを、指導主事や学校とコンサルテーションしながら、よりよい方向性をさぐるようにした。カウンセラーが専門的な立場から行動観察したことにより、保護者の安心感につながったと思われる。また学校が、カウンセラーや指導主事とのコンサルテーションにより、保護者に学校としての足りなかった部分をきちんと謝罪したり、今後の見通しを伝えたりすることができたため、関係を保ちながら次年度への方向性をともに共有することができた。

### 【事例1-2】 発達障害の疑いのある生徒へ合理的配慮を行うための活用事例 (⑨⑩)

中学3年生男子Bさん。スクールカウンセラーからの「相談室だより」を見て、保護者が相談室に来室。主訴は、「クラスでいやがらせを受け、学校に行きたくないと言っている。」とのことだった。しかし、Bさん自身も、小学校からの友人トラブルが多い生徒だった。

当初は、スクールカウンセラーと学年職員で、嫌がらせをする生徒との接触を減らすように工夫した。しかし、Bさん自身にも、コミュニケーションスキルや対人関係に課題が浮かび上がってきた。保護者との面接でも、発達上の課題に関する困り感を保護者が話すようになったため、スクールカウンセラーが専門機関を紹介した。

Bさんは、つながった専門機関で心理検査を受け、その結果をまずスクールカウンセラーと保護者と共有した。さらにスクールカウンセラーは保護者の同意を得て、検査の結果を担当、学年主任と共有し、今後のBさんへの支援について、スクールカウンセラーが助言を行いながら検討することになった。具体的には、忘れ物については、担任がこまめに本人に声掛けを行い、担任と保護者と連絡を取り合うこととなった。授業については、座席やノートを取るときの工夫等を教科担任も含めて共有する、学級では得意なことに取り組みせ、かかわる教職員がBさんを認める機会を多く持つなど、チームとして本人の自己肯定感が高まるような取組を行い、スクールカウンセラーは母親面接を通して家庭での状況を確認し、教職員と連携しながら支援についての助言を行った。

これらの合理的配慮を実施した結果、Bさんはしばらくすると見違えるほど自信をもって授業を受けられるようになり、年明けには積極的に手を挙げて発言するようになった。他の生徒がわからないような難しい言葉の意味を堂々と答えられ、クラスの生徒から認められる様子が見られるようにな

った。

スクールカウンセラーを交えて適切な見立てを行い、チームとして継続した支援を続けたことで、Bさんは本来の力を発揮できる環境に整えることができたケースであったと考えられる。

### 【事例1-3】リストカットのある生徒について他機関と連携しながら支援したケース（⑧）

中学2年女子Cさん。母子家庭で、Cさんだけでなく、母親も情緒的に不安定さがある方で家庭にも支援が必要なケース。Cさんは、1年の時にリストカットをして救急搬送された経緯があり、その後も医療機関への継続的な通院及び本人へのカウンセリングが必要と判断され、カウンセリングはスクールカウンセラーが担当することとなった。

Cさんとスクールカウンセラーの面接が行われるようになると、母親からCさんとスクールカウンセラーとの面接の内容を把握したいという希望が出てきた。しかし、Cさんは母親に話を知られることに強い不安と抵抗を抱えていたため、校内でケース会議を開き、母子家庭であること、この家庭には、福祉面からもサポートが必要という判断から、その後はスクールカウンセラーがCさんの面接を続けるが、不安定な状態にあった母親については、学校がSSWを紹介し、面接を通して不安を受け止めつつ、家庭支援を含めた福祉的な支援につなげられるよう、あえて母子の面接担当者を分けることとなった。現在は母子ともに各担当者との面接が続き、関係が安定している。

その後のスクールカウンセラーとSSWとの連携については、生徒指導担当が間に入って、情報交換を行っているが、必要に応じてスクールカウンセラーとSSWが直接会って情報共有し、支援方針の見直し等を行っている。校内連携については、生徒指導担当と担任も交えたケース会議を行いながら支援を継続し、安定的な状態を保っている。スクールカウンセラーを含めた学校とSSWが連携して家庭を支援したケースであり、SSWと家庭がつながったことで、Cさんが中学卒業したあとも、行政による福祉的な支援が継続的に可能な形をつくったケースであった。

### 【事例2】児童虐待があった児童についての経過観察のための活用事例（⑬）

小学3年男児Dさん。母からの暴言、心理的虐待で、子ども家庭センターに一時保護されたのち、転校してきた児童。父から、本人が心理的な不安を感じているのではないかと、PTSDのようなものを抱えているのではないかととの相談により、学校よりカウンセラー派遣の申し込みがあった。その後保護者の了解を得て、カウンセラーと指導主事が本人の様子を行動観察し、見立てを行った。そしてカウンセラーが保護者と面接をし、子どものこれまでの経緯を聞いた。学校とのコンサルテーションを行い、情報共有をしながら、一時保護されていた子ども家庭センターでの本人面談へつなげることとする。カウンセラーは、保護者とは初めの面接と、その後の様子を聞くための2回目の面接を行った。この2回目の面接で、本人も子ども家庭センターでの面談を続けながら安定している、との報告を受けた。カウンセラーが心理面での専門家として本人を見立てたことの安心感や、学校と情報共有しながら子ども家庭センターに丁寧につながったことが、保護者の信頼を得ることにつながったのではないかと考える。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

小学校では、特に、保護者、教職員の相談は、この10年で大きく増加した。保護者は、子育てについて、教職員は、学校での支援に活かすため、カウンセラーとの情報共有等を積極的に行っている。

中学校では、ここ数年、生徒への周知活動を積極的に行ったスクールカウンセラーが多く、生徒の相談数増加につながっていると考えられる。生徒とスクールカウンセラーの相談から生徒の抱える課題が浮き彫りになり、教職員との連携により早期対応できるケースも多いことから、生徒がスクールカウンセラーを認知していくことの必要性を教職員が認識し、どのような活動を行うことが生徒への周知につながるのか、教職員とスクールカウンセラーが共に考え、周知活動を行った学校が多かったのではないかと考えられる。これは、スクールカウンセラーがチーム学校の一員として活用されている効果としてとらえることができるのではないかと考えている。

高等学校では生徒の相談が増加している。相談の中には重篤なケースもあり、その対応には教職員とカウンセラーの協働でかかわることの効果が認められ、年々、カウンセラーへのニーズが高まっているのではないかと考えられる。

それぞれの校種で緊急な対応を求められることも多く、スクールカウンセラーが専門的な視点から見立て・助言し、チーム学校の一助となったケースが複数あった。

#### 学校巡回カウンセラー派遣事業 小学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
保護者	158	241	282	179	242	187	249	305	349	403
児童	50	62	58	65	54	80	23	41	29	20
教職員	3	51	95	124	288	260	318	330	356	393
計	211	354	435	368	584	527	590	676	734	816

#### スクールカウンセラー配置事業 中学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
保護者	3325	3155	3159	3297	3844	4077
生徒	5672	5553	4699	4354	4992	5279
教職員	9443	9103	9081	9437	11294	10838
その他	227	242	229	168	173	137
計	18667	18053	17168	17256	20303	20331

#### 学校巡回カウンセラー派遣事業 高等学校・相談延べ人数推移（単位：人）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
保護者	45	33	29	25	51	95	81	89	90	104
生徒	416	339	345	392	415	423	477	531	648	490
教職員	53	90	107	225	360	519	604	608	496	543
計	514	462	481	642	826	1037	1162	1228	1234	1137

### (2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラーの職及び配置の在り方
- ・安定した人材の確保

# 相模原市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

青少年教育カウンセラーを市内全小・中学校に派遣することで、教育の専門家（教職員）と心理の専門家（青少年教育カウンセラー）が互いの専門性を尊重し、連携しながら、複雑化・多様化する児童・生徒の当面する課題の解決と健やかな成長に向けての支援の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小学校には週1回、（一部の小規模校には隔週）中学校には週1回～2回（一部の小規模校には隔週）学校規模や不登校数・問題行動の状況などに応じて配置している。その際、中学校区の小・中学校に同一のカウンセラーを置き、小・中連携型配置を基本としている。

また、市内の7箇所の相談指導教室（適応指導教室）に相談指導教室付きのカウンセラーを配置している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### 配置

小学校：72校

中学校：37校

相談指導教室（適応指導教室）：7箇所

#### 資格

（1）スクールカウンセラーについて：

①公認心理師 0人

②臨床心理士 56人

③精神科医 0人

④大学教授等 0人

⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者  
0人

（2）スクールカウンセラーに準ずる者について

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 2人

③医師で心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者  
0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者  
0人

## 勤務形態

単独校	10 中学校	週 1 回	}	全て 1 回 7.5 時間
	24 中学校	週 2 回		
	2 中学校	隔 週		
	3 小学校	週 2 回		
	61 小学校	週 1 回		
	7 小学校	隔 週		

1 小学校：週 1 回午前のみ、1 中学校：週 1 回午後のみ 1 回 4 時間

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

青少年教育カウンセラー 69 名

### (2) 研修回数（頻度）

- ① 新任者研修 年度始めに 2 回
- ② 臨床心理研修 年間 3 回（全体で 4 回）
- ③ 精神医学研修 年間 1 回
- ④ 精神科医が加わるケースカンファレンス 年間 3 回
- ⑤ グループスーパービジョン 年間 2 回（全体で 6 回）

### (3) 研修内容

- ① 新任者研修
  - ・「青少年相談センター」の業務及び青少年教育カウンセラーの業務全般について
  - ・市内視察研修（市内の相談室、相談指導教室等の視察）
- ② 臨床心理研修会
  - ・大草心理臨床・教育相談室主宰 大草正信先生  
講義「自傷行為の理解と援助」
  - ・東海大学教授 芳川玲子先生  
講義「学校出張相談について」
  - ・お茶の水女子大学准教授 青木紀久代先生
  - ・花クリニック臨床心理士 田中千穂子先生

} 2 ケースの事例検討を行った。

- ③ 精神医学研修会
  - ・北里大学医学部精神神経科学 相模原市寄附講座  
(地域児童精神科医療学) 特任講師 井上 勝夫 先生  
講義「青少年教育カウンセラーから児童精神科医への Q & A」

#### ④ 精神科医が加わるケースカンファレンス

目的： 医学的治療の必要性について協議したい事例を提供し、精神科医師からの判断助言を受けることでよりの確なケースの見立てやケース運びができるようになる。

- 講師：
- ・北里大学東病院院長 宮岡等 先生
  - ・北里大学医学部精神神経科学 相模原市寄附講座  
(地域児童精神科医療学) 特任講師 井上勝夫 先生
  - ・北里大学医学部精神地域児童精神科医療学 特任助教授 神谷俊介先生

### ⑤グループスーパービジョン

目的：相談が多様化、複雑化していることから、専門的資質の向上を支援することができるスーパーバイザーから、課題を抱えた児童生徒に対するアセスメントの妥当性やケース運び等について助言を受けることができるようになる。

講師： ・東京学芸大学准教授 松尾直博先生  
・お茶の水女子大学准教授 青木紀久代先生  
・東海大学教授 芳川玲子先生  
・日本臨床心理資格認定協会 鶴養美昭先生

### (4) 特に効果のあった研修内容

○初任者研修 複雑多岐にわたる業務全般について、また市内の関係施設を視察することにより、相模原市全体の（地域ごとの特徴など）状況把握ができた。

○臨床心理研修会 大草心理臨床・教育相談室主宰 大草正信先生の講義

「自傷行為の理解と援助」について、“自傷行為”のケースが増加している中、学校内の具体的な対処についての内容を知ることができ、今後の相談業務に役立つものとなった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 設置なし

○活用方法

### (6) 課題

相談が多様化、複雑化していることから、カウンセラーの専門性を高めるため、定期的に大学教授等の有識者等による助言を受ける機会の設置、日常的にカウンセラーをサポートし統括を行う常勤の心理職の配置が必要であると捉えている。

また、学校内でのカウンセラーの需要度も高くなり、活用が多くなってきているものの、業務以外の役割を担うことも見受けられるため、校内でのカウンセラーの役割の再確認が必要であると考えている。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】「不登校」のための活用事例 (①④⑥⑩)

小学4年生 女子 家族構成 父、母、姉、本人、母方祖父

家庭内不穏から不登校に陥ったケース。

登校を渋り始めた時期は小4の一学期後半ごろでその頃からカウンセラーにつながり、学校にて相談。主に家庭内の問題について母親と話す。

学校の中では、おとなしく、コミュニケーションが苦手な様子が伺える。自分の興味のあることを相手に一方的に話すことがあり、周囲から誤解を受ける場合がある。家庭は、両親が共働きで、育ての親であった祖母の具合が悪くなり、それが引き金となり登校を渋るようになった。そして、今まで祖母に育児全般を任せてきたこともあり、親子関係の再構築を図ることを行った。

12月は不登校となり、祖母が年末に他界。1月も登校に対して渋りが見られた。週2日は登校し、保健室で過ごすことが続いた。学校とも連携する中で、適応指導教室の通室について考えるようになった。そして、2月から週2日は学校の保健室で、週3日は適応指導教室で過ごすこととなった。

学校の保健室と適応指導教室での生活、カウンセリングを行いながら、祖母の死、家族関係の構築を図っ

ていった。学校は、保健室で学習や本人へ励ましについて意図的に行い、適応指導教室ではコミュニケーション力の向上を願い、個別の対応を行った。そういった働きかけを行うことで、本人が少しずつエネルギーを蓄えていき、3月末には教室にも入れるようになっていった。

3月末には、ケース会議を行い、新学期に向けての支援方法について学校と情報共有を行った。その後、小5からは教室へ復帰することができた。

### 【事例2】「児童虐待」のための活用事例（13）

小学6年生 男子 家族構成 母、本人、弟

母親の虐待の疑いがあり、児童相談所対応のケース。

本人が小6の時に母親から養育について相談したいということで、カウンセラーにつながり、学校で相談。主に子どもの養育について相談している。

もともと、子どもの養育について児童相談所で相談しており、子どもの養育について母親は困り感があった。母親の不安感が高まると、子どもに手を挙げてしまったり、罵声をあびせたりしてしまうことがある。子どもが母親のいうことを聞かないということで、いらいらがたまり、自分でもどうしたらよいかわからなくなってしまいうことだった。母親は、養育についての困り感から、8月に自殺未遂をし、それを子どもたちが発見した。その後、母親自身が病院に通うことが必要となった。2学期にはケース会議を毎月行い、学校での子どもの状況確認と、母親への対応の仕方について、関係機関と情報共有を行った。母親につながっているのは、児童相談所とカウンセラーで、児童相談所との折り合いがあまりよくなく、カウンセラーの情報が重要になっていた。

カウンセラーは母親との面接の中で、「虐待の疑いあり」との考えになりそうであれば、そこを母親に指摘し、これ以上になると他機関へ話す必要があることについて、伝えながらカウンセリングを継続している。今のところそのようにならないで、養育できている。そして子どもたちは、母親との生活に対して不満はありながらも学校生活も元気に過ごせている。

長期休暇について母親の不安感の高まりから、虐待のリスクが高まり、再度の自殺企図も生じるので、学校以外の見守り体制について連絡の確認を行った。その後、中学校への情報共有を行いながら、現在もケース会議を行いながら、カウンセリングの継続と学校において本人の様子を見守っている。

### 【事例3】「ヤングケアラー」のための活用事例（16）

小学6年生 女子 家族構成 母、兄、本人、妹

子育て支援センターがケースとして支援し、情報共有をしているケース。

以前の学校では、小学4年生から本人は学校に行くことはほとんどなく、家の中で過ごしていた。母親は精神疾患があるが、定期的な通院についてはなかなか難しかった。成人している兄は家にほとんど寄り付かず、母親との関係は良くなかった。2年生の妹は登校していたが、体臭があり、夏の暑い時期に冬物の服をきてくることが見られた。学校の妹への聞き取りでは、「朝、食事を食べていない」「姉が作ってくれるときもある」という話だった。カウンセラーは、妹の学校生活の状況を把握しながら、学校に情報を伝え、スクールソーシャルワーカーとも連携し、家庭生活の状況の把握に努めた。その後学校は、子育て支援センターに相談し、家庭への支援を行うこととなった。相談の中で、施設への入所が決まり、本人は転校することとなった。

転校後、ケース会議を開き、家庭の状況を整理した。カウンセラーも会議に参加し、妹や本人の見立てを行い、学校や家庭での支援について情報共有をした。家族が施設に入所したことで家庭生活の改善が見られ、本人の登校する日が少しずつ増えていった。

中学校に対しても情報提供をし、現在も登校する日が続いている。カウンセラーは学校内で本人の見守

りを継続し、学校や他機関との連携を図っている。

#### 【事例4】「教職員」のための活用事例（⑰）

市内A中学校にて「教育相談・校内支援体制の充実について」というテーマで校内研修を行った。

参加者：管理職を含めた全教職員

子どもや保護者との信頼関係の築き方について説明し、その後、グループに分かれての協議を行った。子どもと接するときの話の聞き方や、日常生活の状況把握、保護者に対しては、傾聴する姿や態度、一緒に考えるという姿勢を見せることを伝えた。グループの協議では、子どもや保護者に寄り添うことで、信頼関係を築くことを共有し、深めることができた。

校内支援体制については、担任が抱え込まず、生徒指導担当者や、支援教育コーディネーター、学年主任等が中心となって組織的にしかかわることの重要性を確認した。また、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた支援体制について伝え、専門職として、多方面からの子どもの見立てを行うことができ、その視点の大切さを共通理解した。外部機関については、積極的に活用し、連携を図っていくことを説明した。その際、関係機関につなげたから終わりではなく、今後、一緒に子どもについて考えていく姿勢が重要であることを確認した。教職員全体で、チームとして子どもたちを支援していくことの意識向上が図れた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

##### 【小学校出張相談】

平成30年度の延べ受理件数は29,979件で、前年度より、282件(約1%)の増加。

相談対象別に見ると、児童の相談件数が前年度に比べ392件減少、教職員からの相談は648件と増加。

相談内容別では、平成30年度は「コンサルテーション他」が最も多くなり、6,136件。次は「授業観察」で、児童の授業での様子を、保護者との相談に活かしたり、教職員とカウンセラーで情報を共有したりすることで、具体的な支援方法について検討を進めることができた。

■延べ相談受理件数 単位：人 ( )：女子 △：減少

相談対象	平成30年度	平成29年度	増減
児童	23,716(8,795)	24,108(8,999)	△392(204)
教職員	6,168(4,300)	5,520(4,031)	648(269)
その他	95(55)	69(47)	26(8)
合計	29,979(13,150)	29,697(13,077)	282(73)

●主な相談内容別受理状況（延べ相談件数） 単位：人

相談内容	平成 30 年度		平成 29 年度	
	件数	割合%	件数	割合%
コンサルテーション他	6,136	20.5	5,482	18.5
授業観察	4,800	16.0	4,957	16.7
発達に関する問題	4,745	15.8	4,888	16.5
性格・行動上の問題	3,767	12.6	3,956	13.3
ふれあい	3,991	13.3	3,742	12.6
登校しぶり	2,676	8.9	2,355	7.9
その他	3,864	12.9	4,317	14.6
合計	29,979	100.0	29,697	100.0

【中学校出張相談】

平成30年度の延べ相談受理件数は21,421件で、前年度より94件（0.4%）減少したが、いずれも高い水準の相談受理状況が続いている。相談対象別に見ると生徒の相談件数は、前年度に比べ469件減少、教職員からの相談件数は359件と増加。相談内容別では前年度同様「コンサルテーション他」が最も多くなっている。「授業観察」も増加が見られ、教職員とカウンセラーが情報を共有し、それぞれの生徒の特性、課題に焦点をあてた相談を充実させていくことが必要と捉える。

■延べ相談受理件数 単位：人（ ）：女子△：減少

相談対象	平成 30 年度	平成 29 年度	増 減
生徒	15,902(8,191)	16,371(8,506)	△469(315)
教職員	5,390(2,934)	5,031(2,896)	359(38)
その他	129(84)	113(80)	16(4)
合計	21,421(11,209)	21,515(11,482)	△94(273)

●主な相談内容別受理状況（延べ相談件数） 単位：人

相談内容	平成 30 年度		平成 29 年度	
	件数	割合%	件数	割合%
コンサルテーション他	5,440	25.4	5,067	23.6
不登校	3,380	15.8	3,772	17.5
登校しぶり	4,042	18.9	3,772	17.5
授業観察	2,117	9.9	2,111	9.8
性格・行動上の問題	1,747	8.2	1,873	8.7
発達に関する問題	1,373	6.4	1,618	7.5
ふれあい	1,116	5.2	1,045	4.9
その他	2,206	10.3	2,257	10.5
合計	21,421	100.0	21,515	100.0

## (2) 今後の課題

- 適切な相談活動を推進するために、日常的にカウンセラーをサポートし統括を行うスーパーバイザーとしての常勤の心理職の配置
- 学校規模や不登校者数等に対応したカウンセラーの配置のあり方の検討
- 組織として対応を効果的に進めていくために、教員とカウンセラーのそれぞれの専門性の相互理解の推進とお互いの役割分担の明確化

# 新潟市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

生徒指導上の最重要課題であるいじめ、非行等の問題の解消及び不登校への適切な対応を目指し、学校における相談機能の充実を図るために、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、問題の解消や児童生徒・保護者等の精神的苦痛の解消・軽減を目指す。

### （2）配置・採用計画上の工夫

○全ての新潟市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校に配置する。高等学校と中等教育学校には、スクールカウンセラー等を1名配置。小学校と中学校には、各中学校区にスクールカウンセラー等を配置する。

○スクールカウンセラー等の採用に当たっては、必要数を公募によって補充する。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数

25名

○配置校数

小学校	: 106校
中学校	: 56校
高等学校	: 2校
中等教育学校	: 1校

○資格

スクールカウンセラー

②臨床心理士 : 14人

④大学教授 : 2人

スクールカウンセラーに準ずる者

①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 : 2人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 : 7人

○勤務形態

①原則として、週1回または週2回分割のいずれかで7時間、年間34週で合計最大238時間勤務する。

②小中学校については、中学校区配置方式を採用し、学校規模によって単独校区配置かセット校区配置で割り振りする。

・単独校区配置	: 12中学校区
・セット校区配置（2中学校区が1セット）	: 38中学校区
・セット校区配置（3中学校区が1セット）	: 6中学校区

③高等学校、中等教育学校は単独校配置とする。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者、各学校のスクールカウンセラー担当

### （2）研修回数（頻度）

年間2回

### (3) 研修内容

- ①スクールカウンセラー等の効果的な活用についての研修
- ②スクールカウンセラー等の資質向上にかかわる研修

### (4) 特に効果のあった研修内容

守秘義務と情報の共有・提供について

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 (有・無)

### (6) 課題

- ①スクールカウンセラーの専門性を高めるためにスーパーバイズの実施を目指すこと。
- ②スクールカウンセラーに準ずる者の資質向上のための研修会を実施すること。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】人間関係でストレスを感じやすい生徒のための活用事例 (①④⑥)

#### (1) 事例の状況

・中学校2年生女子生徒。母との関係性が悪く、家庭では日常的に衝突している。当該生徒としては頑張っているつもりだが、母はなかなか認めてくれず、常にストレスを抱えている状況だった。それが原因で登校を渋ったり遅刻したりする様子が見られた。学校でも、自分を理解してくれ、話が合う友達がいないと訴えて教室に行くことができず、別室で過ごすことが多かった。当該生徒は知的能力は高いが集団行動や騒がしい環境が苦手で、人間関係でストレスがたまりやすい傾向があるとともに、不満や怒りをコントロールする意識や能力が十分ではないのではないかと学校は見立て、スクールカウンセラーとの面談を勧めた。

#### (2) 支援の概要とその後の状況

・毎月1～2回、1時間程度のカウンセリングを実施。カウンセリングでは主に、母親への不満を聞き受け止めるとともに、母子関係改善の糸口となるよう、母の言動の受け止め方をアドバイスしたり、関係性への過敏さなど、過度のストレスにつながっている当該生徒自身の特性について内省を促したりする機会となるよう対応した。カウンセリングを継続するなかで、少しずつ当該生徒のかたくなな姿勢や批判的なとらえ方が改善され、家庭で母と衝突したり学校で友達とうまく関われなかったりしても、それまでよりも自分で不満を解消できる力が付いてきた。その結果、学校で別室で過ごす時間が顕著に減少した。

### 【事例2】性的な被害によって心身が不安定になり自殺願望を抱いた生徒のための活用事例 (⑮)

#### (1) 事例の状況

・中学校2年生女子生徒。母は離婚後、働きながら当該生徒を育てている。母子関係は良好である。  
・当該生徒は、複数の男子生徒と公園で遊んでいたとき、性的な被害にあうとともに、その様子を動画撮影された。当該生徒は、誰にも相談することができないまましばらく時間がたった後、動画が他の生徒の間に拡散していることを知り、母親や学校職員に事実を打ち明けた。当該生徒はその後、他人の視線を恐れるようになり、外出ができなくなるとともに死にたいと漏らすようになった。

#### (2) 支援の概要とその後の状況

・事態を把握した学校では、母に警察へ届け出るよう促すとともに、担任やスクールカウンセラーが当該生徒への対応を進めた。画像や動画が拡散していることで、当該生徒と母の気持ちは晴れることがなく、恐怖から外出できない日々が続いた。その後、スクールソーシャルワーカーが対応することになり、学級担任とともに家庭訪問を行う。当該生徒及び母親と面談し、医療機関受診を勧めた。スクールカウンセラーは、当該生徒との面談を重ねる中で、当該生徒の学習への不

安や学校に対して望むことを受け止め、学校と情報を共有することで受け入れ態勢づくりに努めた。

- ・医療機関での治療の効果もあって当該生徒は徐々に元気を取り戻し、学校生活復帰に向けての意欲の高まりが見られた。当該生徒の意向を確認しながら、登校開始に向けた支援を続けた。
- ・学年が変わると当該生徒は登校を開始した。授業や部活動に復帰するとともに、学校行事にも問題なく参加することができるようになった。

### 【事例3】いじめ・不登校対策のための活用事例（⑰）

#### （1）対策委員会へのスクールカウンセラーの参加

- ・学校のいじめ防止基本方針のもとに組織された「いじめ・不登校対策委員会」のメンバーとしてスクールカウンセラーを位置付けている。スクールカウンセラーの来校日に合わせて毎月の定例会を実施し、いじめの未然防止の体制の整備と取組、発生事案に対するアドバイス、生徒や保護者、関係教職員への直接対応等を行っている。

#### （2）教職員研修の実施

- ・教職員が、教育相談週間や個人懇談会で、生徒、保護者と望ましく関わられるようになることを目指して研修会を設定している。スクールカウンセラーが、生徒や保護者と接する際の心構えや留意点について説明するとともに、教職員は模擬面談を行う。

## 【4】成果と今後の課題

### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### ① 活動実績

- ・児童生徒へのカウンセリングは延べ2,584人、保護者へのカウンセリングは延べ1,869人。

#### ② 成果

- ・スクールカウンセラー等配置の効果（全165校中、効果があったとした回答した学校の割合）

児童・生徒のいじめの解消	…	16%
児童・生徒の不登校の解消	…	59%
児童・生徒の問題行動の解消	…	35%
児童・生徒の悩み軽減	…	76%
保護者の悩み軽減	…	84%
教員の悩み軽減	…	67%
- ・小学校と中学校では、中学校区にスクールカウンセラー等を配置することで、相談者への継続的な対応と小中学校間での連携を進めることができている。

### （2）今後の課題

- ・スクールカウンセラー等活用の問題点・改善点（全165校中、問題点・改善点と回答した学校の割合）

派遣日数が足りない	…	38%
勤務の時間帯が実態と合わない	…	10%
有効な活用がなされていない	…	4%
教員との連携がうまくいかない	…	4%
勤務時間を有効に使っていない	…	3%
問題点・改善点は特になし	…	41%
- ・多くの学校がカウンセリング時間の増加を希望している。一方で、配置されたスクールカウンセラー等を有効に活用できていない学校も見られる。
- ・学校の担当者の教育相談についての専門性や意識によって、スクールカウンセラー等の活用状況に差が見られる。
- ・スクールカウンセラー等の力量に差がある。

# 静岡市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

スクールカウンセラーは専門性を生かし、児童・生徒や保護者が抱える悩み・不安・ストレスを直接和らげるだけでなく、個々の対応の仕方についての助言等を通して、教職員及び教育相談員の対応能力と学校の教育相談機能を高め、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決を図ることを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・希望調査を実施して、学校並びにスクールカウンセラーの希望に添った配置を行う。
- ・可能な限り、中学校区内の小中学校に同じスクールカウンセラーを配置する。
- ・小規模の小中学校においては、年間計画を作成し、その要請に応じてスクールカウンセラーを派遣する。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### 配置人数

小学校	: 31人
中学校	: 30人
高等学校	: 2人
中等教育学校	: 0人
特別支援学校	: 0人
教育委員会等	: 1人

#### 配置校数

小学校	: 69校
中学校	: 37校
高等学校	: 2校
中等教育学校	: 0校
特別支援学校	: 0校
教育委員会等	: 1箇所

#### 資格

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師・・・0人 ②臨床心理士・・・22人 ③精神科医・・・0人 ④大学教授等・・・0人  
⑤上記以外の者で自治体等が認めた者・・・0人

##### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者・・・2人  
②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者・・・15人  
③0人  
④0人

#### 主な勤務形態

配置校	7中学校	(週1日・1回8時間)
	30中学校	(週1日・1回6時間)
	69小学校	(月2日・1回6時間)
	2高等学校	(月2日・1回4時間)
要請校	6中学校	(要請に応じて派遣)
	17小学校	(要請に応じて派遣)
教育委員会	1箇所	(月1日・1回8時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー、教育相談員、教頭又はコーディネーター担当教員

### (2) 研修回数（頻度）

- ・年3回（4月・7月・1月）行われるスクールカウンセリング事業連絡協議会（全SC対象）
- ・新規選任スクールカウンセラーは、4月にオリエンテーション、8月にスーパーバイザーとの面接を実施
- ・年3回（4月・7月・3月）行われる緊急サポートチーム会議（緊急サポートチーム6名対象）

### (3) 研修内容

- ・事業報告（本事業の成果と課題）
- ・事例検討
- ・講演会
- ・事例発表
- 等

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・不登校支援についてのグループ協議

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・スーパーバイザーの設置 有り（月1回8時間、教育委員会に勤務）
- ・面接または電話にて、各スクールカウンセラーへのスーパーバイズを実施
- ・新規選任スクールカウンセラーへのスーパーバイズを実施
- ・連絡協議会における講話
- ・緊急サポートチームとしての学校対応における指導助言

### (6) 課題

- ・年3回の連絡協議会及びスーパーバイズでの研修となるため、研修の回数・時間が不足している。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】不登校傾向児童支援のための活用事例（①⑥⑦）

<対象者>小学校4年生女子

<来談者>本人（毎週面談）、母（隔週面談）

<支援の概要>

夏休み明けから登校を渋ることが増え、10月に入ると毎朝大泣きして教室に入れず、保健室や別室で過ごすようになる。欠席も増加。母親から「担任が嫌いで教室に行きたくない、と言っている」との訴えがあり、SCとの面談が提案され実施する。初回は本人が母親から離れられないとのことで母子同席面談となる。母親主導で担任への嫌悪が語られる面談中の様子から、SCは担任との問題もあるが、母子関係の問題が大きいと見立て、母親に適切な困り感を持たせるための面談、本児に対しては母親から適切に離れる力を育むアプローチを計画した。また、管理職と見立てを共有し、学校に対して要求の多い母親への対応についても方針を検討した。養護教諭に過度な負担がないように注意することも確認する。担任へのコンサルテーションでは、自信をもって本児と関わられることを目指した。小学校への訪問計画では面談間隔があきすぎるのが問題だったが、小中の校長の連携により面談の継続に配慮いただく。面談の中で、本児は母親の顔色をうかがうことなく自分自身の思いを表現できるようになり、母親はこれまで手のかからなかった本児を見ていなかったことを省みられた。当初、担任が代わる来年度までは登校は難しいだろうとの見方が多勢であったが、母親の担任への嫌悪感も消え、本児も冬休み前には教室に入れるようになり、年明けから完全に教室復帰を果たした。

**【事例2】** 問題行動の背景に貧困を伴う虐待がある生徒への支援のための活用事例 (13⑭)

<対象者> 中学校3年生女子

<来談者> 本人 (月1回程度面談)

<支援の概要>

3年生になり、校内での問題行動が頻発。担任の聞きとりから、背景に母親との緊張関係が見てとれ、担任、学年主任が母親と面談。母親は全否定。本人の問題行動についても沈静化しているという見立てで外部機関への相談は拒否。ただ、本人のストレス軽減目的でのSC面接は承知する。

一か月に1回程度のSC面接を重ねる中で、母親からの虐待事実を語り始める。その頃、増えてきていた保健室登校、別室登校で、養護教諭や教育相談員に対しても断片的に語れるようになる。SCは関係職員と情報交換し、コーディネーターの提案で校内ケース会議が開催される。児相通告が話題になるが、母親との信頼関係を崩すことが本人を追い詰めることになることから、先ず母親との面談を計画する。外部機関との連携の為にSSWrにも同席願ひ学年主任と担任が面談する。そこで深刻な貧困が存在することが判明し、SSWrが福祉的介入を開始する。なお、母親の意向により母親面談のことは本人に伝えていない。

進学費用捻出の目途が立ったこと、担任に安心して話せるようになったこと、等から、母親は担任やSSWrに細かな相談を持ち掛けるようになる。本人は教室で過ごせる日が増える。

志望校に無事合格する。

卒業直前のSC最終面接で、本人は、SCがずっと見捨てなかったことに感謝し、高校でも中学のように信頼できる先生を見つけない、と明るく語り終了する。母親の了解のもと、中学から高校への移行支援を行った。

**【事例3】** 性的な被害(下着窃盗)にあった生徒支援のための活用事例 (15)

<対象者> 中学校2年生女子

<来談者> 本人

<支援の概要>

中学2年生の7月、プールの授業後に下着がなくなり、その後、同級生男子生徒により盗まれたことが発覚。すぐに夏休みに入ったため事件直後に問題は出なかったが、夏休み明けより本人に体調不良や登校しぶりの症状があらわれ、SC面談を行うこととなった。

本人面談では、加害生徒とクラスで顔を合わせることへの苦痛や、被害体験にまつわる怒りや不快感などのストレスから体調も悪く登校することがつらくなっていることが語られた。そのため、被害体験後のそれらの感情や反応は当然であること、そのような状況下での対応方法などの心理教育や、今後の回復に向けての見通しとどうサポートを受けていくかについて話し合いをした。

その後、ケース会議を実施。現在の本人や家庭状況の情報共有と、本人へのサポート体制の確認をした。本人と担任の関係性がよく、本人からも主なサポート先は担任との希望があったため、担任に対して本人支援のコンサルテーションを行った。また本人の状況に応じて、適宜SC面談を行っていくこととした。

またこのケースは加害生徒が同じクラスという状況だったため、ケース検討の上、加害生徒へも介入を行った。加害生徒本人へのSC面談、ならびに関係機関と電話や面談にて情報交換をし、見立ての共有や役割分担の確認を行った。校内のケース会議では加害生徒への対応のひとつとして性教育の必要性を伝え、その内容や導入の方法について担任・主任らと協議を行った(しかし、校内の状況により性教育は未実施)。

本人とは中学3年生の現在まで、不定期で面談を実施。事件の前より本人には情緒不安な面があったことや、校内体制の変動もあり、なかなか落ち着かなかったが、中学3年生6月頃には被害に関する訴えはなくなり、昨年度と比べて登校状況も安定。進路に対して前向きに取り組む様子も見られている。

#### 【事例4】SCが教職員と協働して実施した心の健康をテーマにした道徳の授業（18）

<テーマ>「ストレスマネジメント ～自己コントロール感を高めるために～」(対象：中学校1年生)

山間部の小さな学校のため、固定化された人間関係の中で育ち、自分の感情を上手に出せなかったり、自分の感情に気づけなかったりする生徒がいる。自分自身のストレスに気づき、対処法を身につけることを目的とした。

<内容>

- ① 小学校6年生の2～3月頃に、小学校教員と協働して中学校入学後の不安を減らすため、予め中学に向けてのストレスマネジメント講話を行った。
- ② 中学校入学後の早い時期(6月)に実際に中学に入学してみてどのような心の変化があったかを聞き、小学校6年生での内容をさらに発展させたストレスマネジメント講話を行った。(実際のストレス反応のチェック、ストレスの対処法の確認など)
- ③ 感想の記入。

<評価>

私は今日の話聞いて、どんな時にストレスを感じるか振り返ることができました。もっとたくさんの自分に合ったリラックス法を考えて、できるだけストレスをためないようにしたいです。

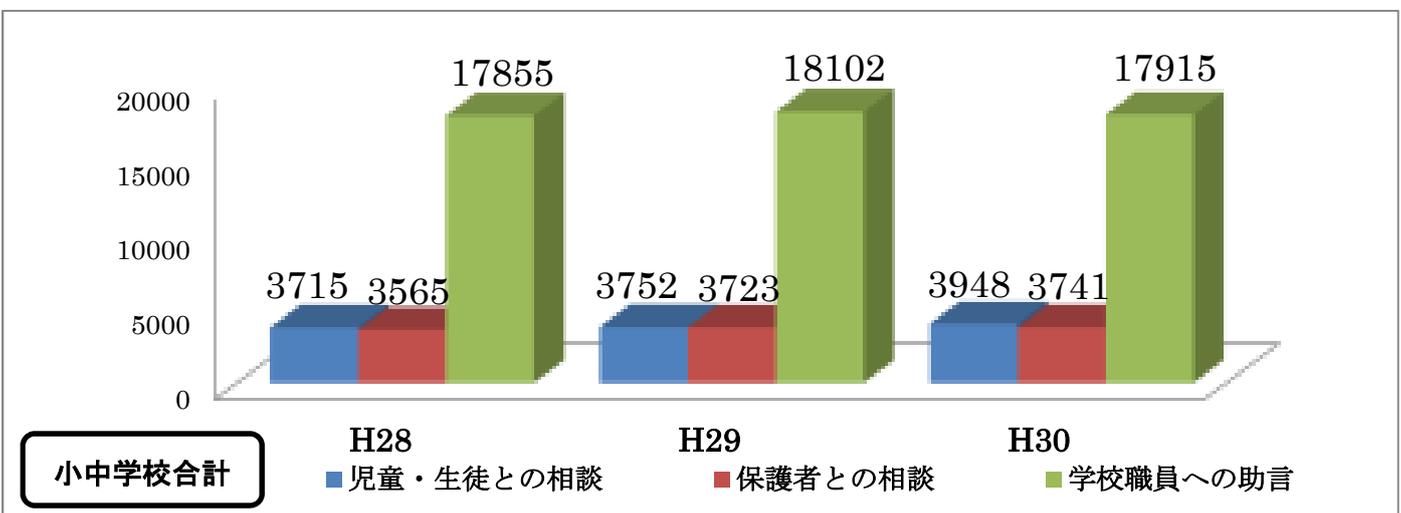
今回の話を聞いて、前よりもっと気づいたこと知ったことが増えた気がしました。みんなのリラックスの方法も聞けて良かったです。

自分は疲れていないと思い込んで過ごしていましたが、少し疲れていたのかな?と思いました。できなくてもどうしてできないのかをしっかりと考えていきたいと思います。(複数生徒の感想より)

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

<スクールカウンセラーの年間相談件数>



過去三年間の推移を見ると、小中学校における児童生徒との相談件数は、平成28年度3,715件から平成30年度3,948件となり、増加している。また、保護者との相談件数についても、平成28年度3,565件から平成30年度3,741件となり、こちらも増加している。この要因としては、悩みや問題を抱えている児童生徒が増えていること、スクールカウンセラーの存在が保護者へさらに周知され、コーディネーター担当教員が中心となって、児童生徒や保護者を適切にスクールカウンセラーに繋がられていることが考えられる。

学校職員への助言を含めた小中学校の相談件数の合計数の変化という点では、平成28年度25,135件、平成29年度25,577件、平成30年度25,604件と横ばいで推移しており、これは各学校の教育相談体制が定着し、スクールカウンセラーに限られた勤務日の中で、効率的に可能な限り相談を実施しているためであると考えている。

また、毎月スクールカウンセラーが提出している業務実績簿の調査項目の中で、「学校保健員会、集会等における児童生徒への啓発」が、平成29年度55件から平成30年度116件と大きく増加しており、児童生徒への心理教育や啓発活動においてもスクールカウンセラーが効果的に活用されている。

一度のカウンセリングや助言で全てが解消されるわけではないが、適切なタイミングでSCがカウンセリング

を行うことにより、児童生徒や保護者が抱える悩みや不安の一部が解消したり、教職員が把握できていなかった児童生徒の状況を知ったりすることができている。その後の支援体制をより適したものにし、チーム学校として、児童生徒の心を適切にケアしていく上でも本事業は必要不可欠となっている。

<評価方法>

① 業務実績簿（毎月提出）において、以下の8項目についての件数とその効果について集約。

- ・教育相談員への助言
- ・学校職員への助言
- ・児童生徒との相談
- ・保護者との相談
- ・学校保健委員会、集会等における児童生徒への啓発
- ・教職員の研修における指導及び助言
- ・地域の方、民生児童委員などへの助言
- ・学校における事故、事件に関わる緊急対応

② スクールカウンセラー、教育相談員、配置校を対象に調査票を活用しての評価を実施。

- ・校内連絡会が定期的に行われているか。
- ・支援計画を作成しているか。
- ・校内連絡会で教員や教育相談員へのコンサルテーションを行っているか。

(2) 今後の課題

- ・相談件数が増加し、児童生徒や保護者が複雑な悩みを抱えるケースが増えており、それぞれのケースに十分な支援を行うためには、配置時間を増加させることが望まれる。
- ・今後、公認心理師の資格取得者を採用するため、予算が拡充できないと小中学校の配置時間がさらに少なくなってしまう恐れがある。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員、スクールソーシャルワーカーを含めた校内連絡会の定期開催。その中で支援計画を作成し、組織的に対応する体制を今以上に充実させたい。
- ・未然防止の観点から児童生徒への心理教育、保護者に向けての啓発教育、学校職員向けの研修の充実。(年3回の連絡会で、SCに実施を呼びかけているが、技量にも差があり、実施率は大幅に上がっていない。)
- ・スクールカウンセラー、教育相談員の資質向上。
- ・スクールカウンセラー、教育相談員、教職員との連携の更なる強化。
- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の強化。

# 浜松市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒対象の心理臨床業務等に関して豊かな知識・経験を有するスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者(以下「スクールカウンセラー等」という。)を浜松市立小中学校及び高等学校に配置することによりいじめや不登校等の児童生徒の問題行動等に対応することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・原則として、中学校区で同一のカウンセラーを配置する。
- ・「臨床心理士」の資格を有することを、応募資格の条件にしている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

○配置人数 50人

○配置校数 小学校96校 中学校48校 市立高等学校1校 教育委員会1箇所

○資格 (1) ②臨床心理士 46人

(2) ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 4人

#### ○主な配置形態

単独校	30小学校	(隔週1日・1日4時間～5時間)
	10中学校	(隔週1日・1日8時間) (週1日・1日5時間～6時間)
	1高等学校	(隔週1日・1日8時間) (週1日・1日5時間～6時間)
拠点校	38中学校	(隔週1日・1日8時間) (週1日・1日5時間～6時間)
対象校	66小学校	(隔週1日・1日4時間～5時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ①全てのスクールカウンセラー
- ②新しく委嘱したスクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

- ①全てのスクールカウンセラーを対象に、S C研修会を年間4回開催。
- ②新しく委嘱したスクールカウンセラーを対象に、新任S C研修会を年間3回開催。

### (3) 研修内容

#### ①S C研修会年間4回

- 第1回 メンタルヘルスサポーターについて 精神保健福祉センター
- 第2回 講義「インシデントプロセス法」 浜松医科大学 望月、磯部 氏
- 第3回 浜松のスクールカウンセリング事業の現状とこれからについて
- 第4回 講義「ピアサポート」 山口 権治 氏

#### ②新任S C研修会年間3回

- 第1回 スクールカウンセラーの業務について 浜松市S Cスーパーバイザー 野呂 耕助 氏
- 第2回 学校でよくある出来事への対応、これまでS Cを実施しての悩み
- 第3回 事例検討 これまで実際にあった相談について対応を考える

### (4) 特に効果のあった研修内容

全ての研修において、参加者の熱心な研修態度が見られた。事例検討会においては、実際の対処法をもとに、活発な討議が展開され、様々な方策について議論された。新任S C研修は、互いに自分が経験してきたことを吐露することにより、情報を共有することになった。それによって、実践の振り返りの内容がさらに深まり、今後の実践に有用であった。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 (有)・無

#### ○活用方法

S Cへの助言や、緊急性のある事象への対処法の伝授、学校を訪問してS Cの後方支援、直接に教職員への助言をしている。

### (6) 課題

相談件数の増加によって、その内容も多岐にわたることになり、研修を通しての資質向上が、喫緊の課題となっている。また、研修の機会を増やし、多くのS Cの参加を促したいのだが、他の勤務を抱えるなど、S Cがそれぞれにもつ、個別の事情もあって、満足のいく出席数になっていないのが現状である。出席を促す研修内容の精選が、今後の課題でもある。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】小規模校における人間関係改善のための活用事例（④⑥⑦⑫）

児童、保護者、教員の距離が近い小規模校で、限られた人間関係の中のため、自分を出せない児童や保護者がいる。教職員は、距離が近いが故に、容易に踏み込めない部分がある。このような環境の中で、スクールカウンセラーが、児童と家庭の双方にアプローチをして、母子関係から改善を図り、教職員では手が出せずにいた部分からきっかけを作ることによって、それまで、ともすれば閉塞感のあった人間関係に変化をもたらした。また、情報交換やカンファレンスを確実、丁寧に行うことによって、直近の課題把握に繋がり、スクールカウンセラーが不在の時でも、途切れることのない支援へと繋げることができた。

#### 【事例1】特別支援学級がない学校における保護者支援のための活用事例（⑦⑩）

特別支援学級がないため、学校体制で発達障害や愛着障害をもっている児童に対応している。そのような中で、スクールカウンセラーも、対象児童に直接関わりをもつようにした。そこで得られた情報やカウンセラーの見立てを教職員へ繋ぐことにより、学校から保護者へも繋ぐことになり、具体的な助言やアドバイスが、それぞれの間をスムーズに流れるようになっていった。対象児童の保護者からは、「話を聞いてもらえたり、アドバイスをもらえたりして、とてもスッキリした気分になった。」という声が聞かれ、定期的なカウンセリングを希望するようになるなど、児童、保護者との信頼関係を築き、対象児童は、安定した学校生活を送ることができるようになった。

#### 【事例1】外国人児童生徒が多数いる中学校区における連携強化のための活用事例（①⑥⑦⑪⑫）

カウンセラー自らが、行事の時などに、カウンセリングを行っている外国人を含めた児童生徒、保護者に、積極的に声かけを行うなどして、良好な関係作りに努めた。その結果、互いの信頼関係が深まり、カウンセリングの希望が、児童生徒、保護者とも多数となり、カウンセラーが関わる人数が着実に増加することとなった。カンファレンスも迅速、丁寧に行った結果、SC担当や当該児童生徒の担任だけではなく、学年主任や生徒指導担当など、情報が幅広く行き渡って共有できるようになった。そのため、学校と児童生徒や保護者とのつながりの線が増え、特に外国人対応において、互いの困り感が減少した。小学校から中学校への流れが、カウンセラーを介して途切れなくなり、児童生徒、保護者、家庭及び地域の実態を十分に理解していることもあって、小中学校が連携して地域の学校風土を高めるために欠くことのできない存在となっている。

#### 【事例2】報告できる事例なし

#### 【事例3】報告できる事例なし。

#### 【事例4】ストレスマネジメントのための活用事例（⑩）

浜松市精神保健福祉センターでストレスマネジメント講師養成講座を修了したスクールカウンセラーが、学校から要請を受け、講師として派遣されている。児童を対象とした授業を行うだけでなく、教職員を対象とした講義も行っている。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成30年度中途に行った、「スクールカウンセラー実態調査」による  
学校への、

「スクールカウンセラーを十分に活用できているか」の質問に対し、  
「十分に活用できている」、と答えた学校は、96%  
「自校の相談体制の充実が図られているか」の質問に対し、  
「充実が図られている」、と答えた学校は、97%

スクールカウンセラーへの、

「活動が計画的に実施されているか」の質問に対し、  
「実施できている」、と答えたスクールカウンセラーは、97%  
「教職員と情報交換がスムーズにできているか」の質問に対し、  
「スムーズにできている」、と答えたスクールカウンセラーは、95%

以上の結果より、スクールカウンセラーが学校に配置されて有意義な活用がなされているのと同時に、  
教職員と連携して児童生徒と接していることがうかがえる。

### (2) 今後の課題

#### ①スクールカウンセラーとしての資質向上

現在50人以上のスクールカウンセラーが、それぞれ担当する学校で相談業務をこなしている。実態調査によれば、十分な活用がされていると、一定の評価を得ることができている。しかし、スクールカウンセラー個人のポテンシャルや学校や地域との相性もあって、一部では、不評の声を聞くこともある。また、個人が持ちあわせるスキルの違いによって、関わり方は様々であり、現場に混乱を来した例もあった。このような実例をもって、研修や勉強会の開催の必要性を痛感するところである。しかし、スクールカウンセラーの7割が、他に主となる勤務をもっているという実態もあって、研修の機会を充実させるには至っていない。新規での募集は、公認心理師、臨床心理士に限っている。今後、個々がもっている専門的なスキルをスクールカウンセラーとして如何に生かしていくか、ということを第一に考えていきたい。

#### ②相談依頼の増加への対応

中学校区ごとの児童生徒数に応じて、スクールカウンセラーの配当時間を増減するなどの対応をしてきた。今までは、不登校や問題行動など、中学校における需要が多く、その結果中学校への配当時間は、小学校にくらべて多いものになっていた。しかし、小学校での相談希望が年々増加しており、学校からの時間増を望む声も多くなっている。小学校への配置拡大とともに、過去の実態に合わせた時間配置にも配慮していくことが望まれる。

# 名古屋市教育委員会 1

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の心のケアを丁寧に行うとともに、学校の教育相談体制を充実させ、いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期解決に役立てる。

### （2）配置・採用計画上の工夫

小学校では要望に応じて、140時間（通年）・70時間の2種類の配置時間数を設けている。

中学校ブロック内の小学校には可能な限り同じスクールカウンセラーを配置し、小中の連携ができるようにしている。特別支援学校の5校には、140時間（通年）の配置時間数を設けている。

### （3）配置頻度別配置校数・資格・主な勤務形態（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### <配置人数>

小学校	:	116人
中学校	:	36人
高等学校	:	46人
特別支援学校	:	5人

#### <配置校数>

小学校	:	261校（140時間配置131校、70時間配置130校）
中学校	:	46校（280時間配置）
高等学校	:	15校（700時間）
特別支援学校	:	5校（140時間）

#### 【資格】 臨床心理士203人

※ その他の資格については、自己申告制のため把握できていない。

#### 【主な勤務形態】

小学校140時間配置校	（週1日・1回4時間）または（隔週1日・1回7時間）
小学校70時間	（随時 ブロック内中学校のSCを派遣）
特別支援学校140時間配置校	（週1日・1回4時間）または（隔週1日・1回7時間）
中学校・高等学校	（週1日・1回7時間）または（週2日・1回4時間）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

全スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年2回

1回目：本市スクールカウンセラー1年目・2年目＋希望者対象

2回目：全スクールカウンセラー対象

### (3) 研修内容

スクールカウンセラーの職務／教職員との連携／本市の不登校の現状と対策  
子ども適応相談センターの事業内容説明・施設見学／人権／いじめ防止基本方針  
学校生活アンケートの活用について 等

### (4) 特に効果のあった研修内容

ここ2～3年スクールカウンセラーの配置拡充を進めた結果、経験の少ないスクールカウンセラーが増えているため、教職員との連携については具体的な例を示すことによって、実際の学校での活動に役立ててもらっている。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 設置している。

○活用方法 5名のSCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）を設置し、巡回指導・緊急支援を行う。

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーによって経験年数の差があるので、同時に研修をするのが難しい。
- ・スクールカウンセラーの人数が増えているので、グループワーク等の形での研修がやりづらい。
- ・学校現場の教職員も、同席させ、共通理解・情報共有を図りたい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】友人関係で悩む児童生徒のための活用事例（①、⑩）

- ・不登校の児童とその保護者に対して、SCが保護者の悩みに寄り添って相談を行ったり、家庭訪問して児童に対してセラピーを行うなどして、学校職員と連携して支援することができた。
- ・不登校傾向で教室に入ることのできない児童に対して、親子でのカウンセリングを継続的に行うことによって、学校生活への不安が軽減し、卒業式には参加することができた。
- ・発達障害が疑われる児童について、SCが授業等を観察し、見立てを保護者に伝えたところ、保護者が発達検査を受ける判断をした。また、当該児童への具体的な支援について、SCの助言を基に担任が理解して行うことで児童の心の安定が見られるようになった。SC、担任、保護者が常に連携して、児童のために支援を行うことができた。
- ・授業中に教室から飛び出してしまうことが多かった児童に対して、SCが教室で一緒に給食をたべながら、悩みや不安を聞いた。この活動が児童の心の安定につながり、教室を出る回数が減少した。

#### 【事例2】「児童虐待」についての活用事例（⑬）

児童虐待の疑いのある家庭に、SCが担任とともに訪問し、保護者の子育ての悩みを聞きながら継続的に相談活動を行い、問題を解消することができた。

#### 【事例3】「性的な被害」についての活用事例（⑮）

- ・兄から、臀部を触られるなどの性的被害を受けていた女子児童に対して、SCが保護者と面談し、家庭での具体的な対策について提案したが、保護者が兄をかばうなど危機意識が低いことが分かった。SCと学校が協議し、家庭への支援は継続するとともに本人へのカウンセリングを継続して、不安の解消や兄との関わり方についての助言などを行った。

#### 【事例4】教育プログラムのための活用事例（⑱）

- ・担任とSCが協力して、自殺予防教育を計画した。「楽しいクラスにするために」「ストレスマネジメント」等をテーマに授業を行った。
- ・各学級で年間2回ずつSCがコミュニケーションスキルを高めるねらいの授業を行った。
- ・課題のある学年に対して、担任とSCが連携して、アンガーマネジメントに関わる講話を複数回行った。
- ・保護者との共通理解のもと、授業後に対人関係に課題のある児童に対して、ソーシャルスキルトレーニングの活動を週1回のペースで継続的に行った。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

### SC 配置による効果

#### 相談によって問題が解消したまたは解消に向かっている割合

校種		児童生徒に係る相談の総件数	解消した件数	解消に向かっている件数	解消に向かっていない件数	「解消した」または「解消に向かっている」件の割合
小学校	140時間	4099	1385	1924	790	80.7%
	70時間	1990	678	895	417	79.0%
中学校		1007	287	456	264	73.8%
高等学校		893	398	296	199	77.7%
特別支援学校		90	28	51	21	87.8%

##### (2) 今後の課題

本市の施策により、29年度からの3年間で、中学校の非常勤スクールカウンセラー（以下SC）の配置に換え、「子ども応援委員会」の常勤SCを配置する計画が示されており、非常勤SCの配置の見直しを進めている。

この計画に従って、SCの二重配置を回避するため、順次、「子ども応援委員会」常勤SC配置校の中学校からは非常勤SCをなくしている。

今後の課題として、「子ども応援委員会」との協働の仕方や、小学校・中学校の連携の在り方などが挙げられる。



## ○資格

### (1) スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 60人（※①②の資格を重複して所持している人は、①）の資格者として記載。）
- ②臨床心理士 16人

### (2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 2人

## ○主な配置形態

一般任期付職員（常勤）

配置校 81中学校（週5日・1日7時間45分）

教育委員会等 1箇所（週5日・1日7時間45分）

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー81人

### (2) 研修回数（頻度）

年20回程度（2年目以降は年15回程度）

### (3) 研修内容

- ・未然防止の取り組みに関するもの
- ・チームとしての協働に関するもの
- ・スクールカウンセラーのスキルアップに関するもの
- ・教育・学校文化理解に関するもの
- ・関係機関との連携に関するもの
- ・市大連携事業に関するもの

### (4) 特に効果のあった研修内容

アメリカンスクールにおけるスクールカウンセリング  
子どもの権利と大人の対応  
子どものトラウマの理解と心理教育の実際

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 有（外部人材によるスーパーバイザー制度）

○活用方法 各学校における困難ケースや、各ブロックでのチーム運営へのアドバイス

### (6) 課題

- ・在籍年数に応じた研修プログラムの検討

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】 (①⑨)

小学校4年から部活を契機に不登校になったケース。以後別室登校をしていたが、中学になり欠席が続いたため、スクールカウンセラーの母親相談から毎週の家庭訪問による支援となった。最初の1カ月は本人が顔を見せることなく、母親面談の中で別室の本人に声を掛けていたが、その後、本人と接触ができ、現在も面談を継続中。当初、本人は自宅外に出ることも拒否していたが、継続する中で母子での屋外活動の幅が広がった。現在は担任と協働し支援。一人での屋外活動ができるようになり、将来への不安も出るようになったので、学習環境づくりをテーマに子ども適応相談センター利用を視野に入れて支援を継続している。

#### 【事例2】 (⑬)

身体的虐待・ネグレクトで、中学校1年生の2学期から関わっており、小学校でも児相で対応があったケース。虐待を受けていないかの見守りも兼ね、週1回面接を継続的に行い、その経過中に、児相と連携しながら2度一時保護。2度目の一時保護から、里親預かりとなった。その後、転校により校区が変わったため、その校区を担当する職員にケース移管。子どもの見守り面接及び学校・児相との連携が機能し、子どもの安全を最優先に考え、支援できたケースであった。

#### 【事例3】 (⑮)

男児に性的ないたづらをされた女児の母親が、男児の母親に事実を伝えるにはどうしたら良いかと相談があったケース。スクールアドバイザーが、母の真意を丁寧に聞き、学校とスクールカウンセラーに伝達。内容が性被害なので、何度も聞くことは良くない、学校も同席した方がよいとの判断があったが、最終的に学校が同席しない方が双方の今後の関係から良いと判断。母親も学校の同席は希望しなかったため、スクールカウンセラーだけが話を聞き、後日、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー同席のもと、加害男児の母親に直接事実を伝えた。その後、母親は出産を控えていたこともあり、スクールソーシャルワーカーが保健所とも連携、見守りを強めた。結果、経過は良好で、母子共に安定した生活が送れている。

#### 【事例4】 教育プログラムのための活用事例 (⑱)

子ども応援委員会の全11ブロックにおいて、ストレスマネジメントに関する授業を実施している。あるブロックでは、小学校6年生の児童を対象に、中1ギャップ軽減のための授業を行った。前半ではよい話の聞き方を実習し、後半ではさいころトークの手法を用いて、中学校に向けての考えや気持ちを話し合った。その後、児童のフィードバックをまとめ、文書を作成し、中学校と小学校両方に提示し、生徒理解の助けとした。

生徒からは「中学校のことについて改めて話し合ってみんなも心配していることがわかった」「良い話の聞き方で聞いてくれると嬉しくて、もっと話そうという気持ちになった」といった感想が聞かれた。

また、スクールカウンセラーや学校がリスクの高い児童を、入学前に把握することにも役立ち、入学に向けての支援計画がスムーズに行われ、保護者向けの入学説明会の際に小中で連携していることの一例として伝えることができた。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ 26,320 件、対象となった児童生徒数は実数で 4,603 人であった。

そのうち、スクールカウンセラーとしては、延べ 22,700 件、対象となった児童生徒数は実数で 4,013 人であった。主な支援内容は、不登校の生徒や保護者への対応、家庭環境等が原因で精神的不安に陥るケースへの対応などであった。

##### (2) 今後の課題

令和元年度に全中学校（110 校）への常勤スクールカウンセラー配置が完了するが、より一層さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、小・中・高等学校までを見通した支援体制を作ることが課題となる。

# 京都市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

不登校やいじめ、問題行動等、多様化する教育課題の未然防止及び早期発見・早期解決のために、一人一人の子どもの実態を把握し、一人一人の子どもに対応した取組を組織的に展開することが緊急の課題である。またそれに留まらず、全ての子どもが様々な困難を乗り越え、自らの個性を生かしつつ、力強く成長するための取組を推進することが求められている。

こうした現状を踏まえ、心理相談に関して専門的な知識・経験を有する者（臨床心理士）をスクールカウンセラーとして各学校に配置し、学校の主体的な取組の中で、スクールカウンセラーを機能的に活用し、教育相談体制の充実を図ることを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

スクールカウンセラーの人員確保の点から、1人のスクールカウンセラーが複数の学校を受け持つよう工夫した。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

※配置人数について（実人数、ただし校種間での重複あり、年度の途中で退職した者を含む。）

小学校	: 92人
中学校	: 62人
小中（義務教育）学校	: 6人
高等学校（定時制含む）	: 10人
総合（特別）支援学校	: 7人
教育委員会等	: 5人（SV）

※配置校数について（全校配置）

小学校	: 159校
中学校	: 67校
小中（義務教育）学校	: 6校
高等学校（定時制含む）	: 10校
総合（特別）支援学校	: 8校
教育委員会等	: 1箇所

※資格について

#### （1）スクールカウンセラーについて

②臨床心理士 152人（年度の途中で退職した者を含む。）

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

任用なし

※主な配置形態について（配置時間等については、複数記載してもかまわない。）

中・高・総合（特別）支援学校は年間280時間、小学校は年間140時間又は280時間を基本とし、学校の実情に応じて調整する。

<b>単独校</b>	157小学校	（隔週1日又は週1日・1回8時間を基本とする。）
	65中学校	（週1日・1回8時間を基本とする。）
	6小中（義務教育）学校	（週1日・1回4時間又は8時間を基本とする。）
	10高等学校（定時制2校含む）	（週1日・1回4時間、8時間又は16時間。）
	8総合（特別）支援学校	（週1日・1回8時間。）
<b>拠点校</b>	2中学校	（週1日・1回8時間。）
<b>対象校</b>	2小学校	※2小学校は小中連携として配置。
<b>巡回校</b>	1箇所	※教育委員会に配置し、必要に応じ随時派遣している。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカーも参加可能）

### （2）研修回数（頻度）

年3回

### （3）研修内容

生徒指導、教育相談をはじめとする学校教育活動の一層の充実を目指し、教育における重要課題等についての講演を実施し、資質向上を図る。

〔平成30年度 実施内容〕

第1回：講演 「自殺と自傷への対応」

第2回：講演 「子どもの貧困と支援」

第3回：講演 「いじめ・不登校を考える ～子どもの自尊感情に着目して～」

### （4）特に効果のあった研修内容

講演「子どもの貧困と支援」

京都市において、子どもの居場所づくりや要援護児童支援事業を展開している特定非営利活動法人の理事長を講師に招き、本市の貧困家庭の子どもの現状や対策について学び、子どもたちの健やかな成長のためにスクールカウンセラーができる支援等について見識を深める機会となった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### OSVの設置

設置あり（5人）

#### ○活用方法

地域ごとに担当を定め、必要に応じ、円滑に職務を遂行できるための助言を行うとともに、学校における諸課題についてのアドバイスやコンサルテーションを行う。

### （6）課題

本市スクールカウンセラーは他の職も兼務しており、多くの者が参加できる研修日・時間を設定することが難しい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】発達障害等についての活用事例（⑩）

問題行動が多く指導が入りにくい生徒が、他の生徒も巻き込み、教室全体が落ち着かない雰囲気になっていた。スクールカウンセラーは保護者との面談で、生徒の学校での様子や特性等を丁寧に伝えたことで、発達検査の受検につながった。その結果を受け、LD等通級指導教室への入級が実現し、教室でも落ち着いて過ごすことができるようになった。

#### 【事例2】児童虐待についての活用事例（⑬）

両親からの虐待歴がある児童。パニックを起こすと、大人でも止められない状態となってしまう。校内でスクールカウンセラーも参加するケース会議を開き、児童への理解や対応について検討。スクールカウンセラーによるコンサルテーションを重ねながら、チーム学校として多くの教員が児童の情報を確認・共有し、児童が安心して学校生活を送れるよう見守る体制を整えた。生徒は少しずつ落ち着きが見られるようになり、友人との交流も行えるようになってきた。

#### 【事例3】ヤングケアラーのための活用事例（⑯）

不登校傾向の児童。登校できたときは友人関係や学習に積極的であるため、学校は不登校の原因をつかめずにいた。スクールカウンセラーと面談した際、保護者の仕事の都合で転居を繰り返してきたこと、家事全般と年下のきょうだいの世話や送迎を児童が担っていることが判明。児童は、自分の思いを吐露したことにより気持ちが楽になったとのこと。この情報を校内で共有するとともに、関係機関のサポートにつなげたことで、登校できる日が増えてきた。

#### 【事例4】校内研修についての活用事例（⑰）

スクールカウンセラーが不登校の子どもたちが抱える困りごと、家族関係や友人とのトラブル等について例を挙げて説明し、当該校での具体的な事例を教員間でディスカッションし、気づきを共有した。スクールカウンセラーから、子どもの行動や言葉等の意味を教員が受け止め、理解することが子どもの支援につながることを伝え、全体で共有した。事例について教員の理解が深まったことで、学年を超えて声をかけ合う雰囲気が広がり、学校全体で保護者や子どもたちを見守ろうとする機運が高まった。また、スクールカウンセラーへのコンサルテーションを求める声も増えた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

児童生徒、保護者に対するカウンセリングのほか、教職員に対するコンサルテーションや研修の実施等により、いじめや不登校、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に向けて学校の教育相談体制の構築に繋がった。

本市では、スクールカウンセラーが相談等を行った児童生徒及び保護者の延べ人数やスクールカウンセラーがコンサルテーションを行った教職員延べ人数を指標とした事務評価を実施している。前年度の相談延べ人数×スクールカウンセラー配置時間数の増加割合を目標値として設定しているが、近年の実績は、目標値に近い数字となっている。配置時間数の増加が相談人数の増加に直結しており、スクールカウンセラーのニーズの高さ、チーム学校の一員としてその役割が広く定着してきていることを実感している。

## (2) 今後の課題

スクールカウンセラーの配置時間を段階的に拡充しているものの、週1日の勤務では時間が限られることから、児童生徒の問題の状況に応じた柔軟な対応がしにくい状況が続いている。ともに配置を拡充しているスクールソーシャルワーカーとも連携することが重要であるが、勤務日が合わない場合は情報共有や連携を円滑に深めることが難しい。

また、スクールカウンセラーの人数が年々増加する中で、資質や経験に違いがみられ、その資質の向上が課題である。

# 大阪市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめ、不登校等、学校教育をめぐる様々な問題の対応においては、子どもたちの心のケアが重要な課題となっている。そのため、心の専門家として臨床心理士をスクールカウンセラーとして学校に配置し、いじめ、不登校等の問題を中心に、子どもたちや保護者の悩みの相談、教職員の指導上の相談にあたることを主な目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

本市では、平成8年度からいじめや不登校等の問題の解決を図るため、スクールカウンセラー事業を開始し、平成21年度には大阪市の全公立中学校に配置した。また、小学校から中学校へ進学する時期に不登校が急増することや、中学校での相談内容が年々複雑になり相談件数も増加していることから、一部の中学校において配置日数を週2日とし、そのうち1日は中学校区の小学校への派遣を実施し、その拡充に努めている。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### （配置人数）

小学校	71人
中学校	130人

#### （配置校数）

小学校	203校
中学校	130校

#### （資格）

##### ・スクールカウンセラーについて

②臨床心理士 140人

##### ・スクールカウンセラーに準ずる者について

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務に就いて5年以上の経験を有する者 1人

#### （主な勤務形態）

・単独校 41中学校 (週1日・1回6時間)

・拠点校 89中学校  
対象校 203小学校 } (週2日・1回6時間等)

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

大阪市スクールカウンセラー

(2) 研修回数（頻度）

年14回

(3) 研修内容

回数	日	曜日	時間	研修内容	備考
1	4月6日	金	10:30-12:00	連絡協議会（1）	全スクールカウンセラー対象
2	6月7日	木	18:30-21:00	地域別研修 1・2ブロック	北区・福島区・此花区 都島区・旭区・城東区・鶴見区
3	6月15日	金	18:30-21:00	事例研究（1）	
4	6月21日	木	18:30-21:00	地域別研修 3・4ブロック	中央区・西区・港区・大正区 西淀川区・淀川区・東淀川区
5	7月5日	木	18:30-21:00	地域別研修 5・6ブロック	東成区・生野区 東住吉区・平野区
6	8月3日	金	18:30-21:00	地域別研修 7・8ブロック	住之江区・住吉区・西成区 浪速区・天王寺区・阿倍野区
7	9月21日	金	18:30-21:00	事例研究（2）	
8	10月4日	木	18:30-21:00	事例研究（3）	
9	11月26日	月	18:30-21:00	事例研究（4）	
10	12月10日	月	18:30-21:00	小学校担当者研修	
11	12月20日	木	15:00-17:00	連絡協議会（2）	全スクールカウンセラー対象
12	12月21日	金	18:30-21:00	事例研究（5）	
13	1月18日	金	18:30-21:00	事例研究（6）	
14	2月7日	木	18:30-21:00	事例研究（7）	

#### (4) 特に効果のあった研修内容

##### ○事例研究（年間7回）

毎回1名のスクールカウンセラーが実践事例を報告し、約15名が協議を行う。毎回スーパーバイザーが参加し、事例提供者の実践内容及び個々の参加者の発表に対して指導助言を行うことで、参加したスクールカウンセラー全員が今後のカウンセリングに活かすことができる。

##### ○地域別研修（年間4回）

大阪市内を近隣の地域別に分け、講話・グループディスカッション・情報交換を行う。前半は担当指導主事から「発達障がい理解と支援について」講話を行い、後半は講話を踏まえ地域ごとにグループディスカッションを行い、全体でシェアリングを行う。毎回スーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、単なる情報交換で終わることなく、カウンセラーの資質向上につながる。

また、通常の業務ではなかなか難しい、スクールカウンセラー間の「横のつながり」を持つきっかけとなり、新採用のスクールカウンセラーにとっても、その点で特に貴重な場となっている。

##### ○小学校担当者研修（年間1回）

小学校担当者全員を対象に、情報交換を中心に協議を行う。事前アンケートに基づいたテーマを設定し、「不登校児童の支援」について、グループディスカッションを行い、全体でシェアリングを行う。また、小学校派遣業務に関する情報交換も行った。スーパーバイザーが協議内容に関して指導助言を行うことで、テーマに関する理解だけでなく、小学校派遣独自の課題や問題点に関して、解決方法や改善に向けて有効な方策について示唆することができる点において、貴重な場となっている。

#### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

##### ○SVの設置：有（2名）

○活用方法：スクールカウンセラー研修での指導助言・希望者に対する個別のスーパービジョン

#### (6) 課題

年々相談内容が複雑になっているため、研修を通じ複雑な相談内容にも対応できるスクールカウンセラーを育てること。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】 (②いじめ問題)

小学校4年生男児Xは、放課後に学校で活動する地域のスポーツクラブでいじめ被害を受けた。スポーツクラブは、学校の敷地内で行われるが、学校の管理下でない。Xは、クラブコーチ不在時にズボンを脱がされる、叩かれる、暴言を吐かれるなど嫌がらせを受けた。いじめ加害児童は高学年で、Xの同学年や低学年の児童をいじめに加担させた。母子は、相談先に迷い、以前世話になったスクールカウンセラー（以下SCとする）への相談を思い立つ。SCは、大人に打ち明けたXの勇気を支持した。加害被害共に学校の児童なので、母子の承諾のうえ、学校に状況を知らせた。聞き取り等いじめ指導は学校で共有し見守りを行うよう母子と学校、スポーツクラブの間を取り持った。母子が学校やクラブとのコミュニケーションを主体的に維持できるようSCは配慮した。SCはXとの個別面接でXと母親の不安を扱った。長期休暇後、いじめが無くなったことをXは笑顔で報告に来た。

#### 【事例2】 (⑭貧困の問題)

小3男子A。両親は幼少時に離婚、父方祖父Bに育てられる。Bは持病あり、生活保護を受けている。生活環境が相当悪く、Bの知り合いの女性CがみかねてAの身の回りの世話をするようになる。CがAのことについて相談に来られる。Aは学校では落ち着きなく学力も低め、SCと定期的に放課後面談を行う。Aの身体に痣が見つかったことから一時保護となる。帰宅後、要保護児童対策地域協議会の対象となり、一学期に一回程度ケース会議を開く。出席者は校長・教頭・区子育て支援室・ケースワーカー（BとCそれぞれの担当）・SSW・民生委員・児童委員（兼放課後いきいき指導員）・SC。それぞれの関わりから見える生活の様子を共有し、訪問のタイミングや今後気をつけておくことについて整理した。SCは出勤日にAと放課後を過ごし、学校・民生委員・児童委員は日々のAの様子に注意し、キーパーソンとなるCについても見守りや助言を行うこととした。

#### 【事例3】 (⑮性的な被害)

「身体症状と逸脱行動（＝主訴）」を呈していた児童に対して、スクールカウンセラー（以下SCとする）がカウンセリングを行ったところ、「性的な被害」が疑われるケースであった。SCは管理職・養護教諭・担任・生活指導担当教員とケース会議を行い、「性的な被害」の疑いについて情報共有を行い、組織的対応（校内体制や関係機関との連携等）を整えた（「チーム学校」）。まずは保護者との信頼関係の維持・構築を大切に考え、SCと教員が校内連携し、児童と保護者の継続面接を行った。面接では、主訴の改善を第一とし、同時に性的な被害の状況確認や改善に取り組んだ。関係機関との連携では、「性的な被害」の疑いについて関係機関に報告し、学校の取り組みを見守ってもらうこととした。そして、児童・保護者を関係機関へと繋ぎ、学校と関係機関で連携支援する体制を整えた。その後、児童は抑圧していた怒りを表出できるようになり、主訴は改善し、「性的な被害」の疑いは「家族の問題」に顕在化された。

#### 【事例4】（⑰校内研修）

小学校入学時から、落ち着いて授業を受けることができず、しばしば離席したり、教室から出てしまう児童がいた。本児は友達とのトラブルも多く、怒りのコントロールが難しいといった特徴も見られた。SCは、先生方からしばしば相談を受け、母親及び本人との面接を行いながら、教員への助言も行い、問題行動は徐々に改善されていた。そこで、先生方を対象に校内研修を実施した。この事例を念頭に置きつつ、一般的なこどもの情緒発達や愛着の問題について説明し、そこから本児のこころの傷つきや葛藤についても言及することで、本児の内面についての理解を深めてもらった。また、日頃の先生方の関わりが、どのようにこの児童のこころの成長を促しているかについても説明した。それにより、本児と先生方との信頼関係がより確かなものになっていったと思われる。また、この研修会を通して、SCの活動が先生方にとってより身近なものになったと思われる。

#### 【4】成果と今後の課題

##### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

年度末、各学校に対しスクールカウンセラー事業についてのアンケートを実施している。その中で成果報告があった事例について記載する。

- ・ 中学1年の生徒で、担任・学年担当教員も見抜けなかった虐待事案について、スクールカウンセラーが現状を把握し、その後、適切な機関につなぎ保護者・こどもの対応を早急にすることができた。
- ・ 中学1年の不登校生徒がカウンセリングを定期的に行うことにより、不安な気持ちが解消され別室登校ができるようになった。また、将来に向けての希望を語れるようになった。
- ・ 学校内での人間関係に悩む生徒・保護者に対して適切な助言を行い、安心して学校に登校し勉強や部活動に励むことができるようになった。

##### 【事業目標】

事業目標として、年間相談回数を年間相談可能回数（中学校担当1日あたり4.5回・小学校担当1日あたり4回）の80%以上に設定するとともに小中学校の管理職が相談内容について解決改善に繋がったと評価した件数の割合が45%以上を目標とする。

##### （2）今後の課題

複雑な相談内容が増えておりチーム学校としての機能をより一層強化する必要がある。

# 堺市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

子どもたちの臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者等をスクールカウンセラーとして学校に配置・派遣し、不登校や問題行動に対する適切な対応をはじめ、学校における教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

中学校・高等学校は全校配置している。小学校は92校中19校の配置である。  
未配置の小学校は、必要に応じて中学校区内に配置しているSCを活用している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

配置人数について

小学校 : 19人  
中学校 : 43人  
高等学校 : 1人

配置校数について

小学校 : 19校  
中学校 : 43校  
高等学校 : 1校

#### （1）スクールカウンセラーについて

② 臨床心理士 50人

#### （2）スクールカウンセラーに準ずる者について

該当なし

※主な配置形態について

配置校	19小学校	週1日・1回6時間
	43中学校	週1日・1回6時間
	1高等学校（全・定）	週1日・1回8時間

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

全スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年4回

### (3) 研修内容

- ・スーパーバイザーや有識者による講演
- ・情報交換や事例検討

### (4) 特に効果のあった研修内容

ケースに対する具体的なスーパーバイズや意見交換

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 有（3名）

○活用方法 研修講師

スクールカウンセラーへの指導助言

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーの資質向上に向けた研修の充実
- ・スクールカウンセラーは他の自治体等でも活動しているため、研修等の日程調整が困難

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校改善のための活用事例（①⑥⑧）

小学校3年の11月に、登校時の腹痛や行き渋り等があり、不登校となった。1月に登校時の腹痛や行き渋りについて、母親が来談した。

既に、複数の医療機関を受診し、検査や薬物処方を受けており、本人は「私の病気は、病院に何軒行っても治らない」「完全に治るまで学校に行かない」と母親に言っていた。放課後ルームや、多数の習い事、自宅でのタブレット学習等、過密スケジュールはいずれも低迷していた。家族背景は、父親から母親へのDVにより数年前に離別し、その後近隣の祖父母に支えられながらの母、本人、弟の単身家庭である。母親は、欠勤や時間調整等の融通をつけてもらい仕事に就いている。本人についての母親の認識は、体が大きく元気、誰とでも親しくなる、調子乗りなところがある、学力は中程度だが得手不得手や好き嫌いがある、ゲーム等の時間が守れない等である。

SCは、母親の多弁さや過活動傾向、不安の強さ、過剰な登校支援が、本人の息詰まり感や疲弊感に悪循環をもたらすと見立て、まずは母親の心配や不満の吐露を受け止めることと、言動の調整を図ることを当面の課題とし、継続面接とした。

母親は2回目の面接の際、本人が書いた手紙を持参した。その手紙には、現状への思いや、SCへの質問が箇条書きにされていて、誰かに聞いてほしい、わかってほしいという強い思いが伺われた。SCから、本人・担任・母親で放課後に本人の思いを中心に話し合うことを提案し、行った。その後、放課後登校が少しできるようになった。

小学校4年の5月には、教育センターに繋げることができ、母親と離れてのプレイにより観察と心理ケアが継続となった。本人にとっては、楽しみの場となっていった。

並行して、母親の希望により、関係機関に相談や体験に行き、6月には適応指導教室への登校にも繋げることができたが、本人にとっては負担感が強くなった。

その後、体育大会や遠足等の学校行事に、見学や部分参加等の形で参加することができた。母親の熱心さの影響もあり、ほどよいペースで保つことができにくい状況はあるが、本人の思いが形になることが増えてきている。

#### 【事例2】児童虐待のための活用事例（⑬）

小学校1年の時、教員や周りの子どもたちへ何度も暴力をふるい、担任教諭が話を聞いても、1時間向かい合ったまま何も話さなかった。保護者が担任の対応について不満を訴えに来談。母親としては、暴力をふるったことについては子どもが悪いが、それには子どもなりの理由があるはずなのに、担任教諭はそうは思っていないと感じていた。数回のカウンセリングで母親とは信頼関係を構築でき、母親が何か気になることがあるとその都度来談するようになった。母親は本人に対し、感情的に怒ってしまう傾向があり、父親も厳しいが、感情的になっている母親をとめる存在であるとのことだった。

1年の3学期、担任教諭に非常に甘えるようになり、問題行動も落ち着いてきた。その頃、本人は担任教諭に「父親は本当の父親ではない。自分だけにひどく怒る」など話すようになった。母親はカウンセリングで様々な話をするが、そのことは一切話したことはない。そこで、SCと担任教諭、管理職で話し合いの場をもち、「本児が感じていることを、担任に話せたことは大切」とし、虐待を視野に入れ、学校全体で見守ることにした。

2年時、夜尿やチックが出てきたため、定期的に母親が来談。本人は母親がSCに相談していることを知り、SCに声をかけてくるようになったが、授業中に立ち歩くなど、落ち着かなかった。

3年時、担任教諭の細やかな対応で、本人も保護者も落ち着いていった。2学期に同級生を殴るなど問題行動はあったが、担任、SC、保護者と連携を取り合い対応することで、本人は自ら悪かったことを話すようになり、すぐに謝罪できるようになった。

学校は、本人が担任教諭に家庭の困難さを訴えてきたらしっかりと受け止め、様々なことを視野に入れながら、SCを含めた学校全職員で見守っていくこととしている。

### 【事例3】性的な被害のための活用事例

事例なし

### 【事例4】校内研修のための活用事例 (17)

本児は、幼稚園から家ではよく話す幼稚園では全く声を出さず、週1～2日の登園になっていた。そのため、保護者から学校に入学後配慮をしてほしいと連絡があり、入学前相談においてSCが事情を聴取した。場面緘黙の症状があると見立て、本人への支援体制を整えるために、教員へのコンサルテーションを行った。本人の特性や支援の在り方について、資料にまとめて提示し、具体的支援について協議した。

学校で場面緘黙児を支援するために、①入学前に ②入学後の教室での対応 ③恐怖心が強く、緘黙がある子どもへの対応等について示し、支援者が共通理解できるようにした。また、教員と保護者への対応についても協議し、保護者にも対応の仕方を提示した。その結果、4月から登校することができた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

平成30年度のスクールカウンセラーの相談件数は、不登校に関するものがもっとも多く、中学校は3,236件、小学校は2,674件で全相談件数の約30%となっている。

スクールカウンセラーが、校内不登校対策委員会等に出席し、情報を共有したり、助言を行ったりすることで、効果的な支援方法を計画し、組織的に不登校児童生徒を支援することができた。

### (2) 今後の課題

スクールカウンセラーを効果的に活用できるように、各学校において相談体制の確立や研修が必要である。

# 神戸市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

暴力行為・いじめ・不登校等の児童生徒の問題行動等は、依然として憂慮すべき状況にある。昨今全国では、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案など、子供の生命・身体の安全が損なわれる事案が発生している。また、最近の問題行動等の特徴として、子供たちが内面にストレスや不満を抱え込み抑制できなくなり、衝動的に問題行動を起こしたと思われる事例が多く見られる。そこで、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを、公立小中高等学校等および特別支援学校に配置し、子供たちの心の相談に当たることにより、こうした問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

本市では、平成17年度に全中学校にスクールカウンセラーを拠点校配置した。平成18年度には、市立高等学校全11校へ配置。平成23年度からは、小学校への配置拡充を進めてきた。平成27年度には、全中学校で月4回、全小学校で月2回以上のカウンセリングを実施できるようにしている。平成29年度は、スクールカウンセラーの特別支援学校への配置を、月2回に拡充した。令和元年度は、スクールカウンセラーの増員はないものの、より相談体制が充実するよう効果的な配置を工夫した。

心の専門家であるスクールカウンセラーは、専門的な視点に立って児童生徒にカウンセリングを行う一方、保護者へのカウンセリングも行っている。また、教職員へアドバイスをしたり、保護者や地域等の研修会で講師を務めたりしている。なお、各スクールカウンセラーは、平成25年度からストレスマネジメントなど、心の健康づくりに関する教育プログラムを児童生徒対象に実施している。また、緊急事態発生時には、各校からの派遣要請や委員会事務局が必要と判断した場合に、スーパーバイザーやスクールカウンセラーの緊急派遣を行っている。

新規スクールカウンセラーの採用については、兵庫県臨床心理士会の紹介を受けた臨床心理士の資格を有している者の中から面接により選考している。

### （3）配置人数・資格・主な勤務形態

○配置校数及び人数（全市立小・中・義務教育・高等・特別支援学校に配置）

小学校	: 163校
中学校	: 81校
義務教育学校	: 1校
高等学校	: 10校
特別支援学校	: 5校
教育委員会等	: 1箇所
のべ人数	217名
実人数	99名

○資格

臨床心理士 99人

○勤務形態について

単独校77小学校(義務前期含む)	年間35週、1回あたり8時間以内、計235時間
82中学校(義務後期含む)	年間35週、1回あたり8時間以内、計235時間
9高等学校	年間35週、1回あたり8時間以内、計150時間
拠点校42小学校	年間35週、1回あたり8時間以内、計235時間
5特別支援学校	年間18週、1回あたり8時間以内、計117.5時間

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- 神戸市勤務のスーパーバイザー及びスクールカウンセラー
- 管理職又は校内スクールカウンセラー担当者

### (2) 研修回数（頻度）

- 平成 30 年度 スクールカウンセラー配置校連絡協議会（年間 2 回）
- スクールカウンセラースーパーバイザー主催による自主研修会（年間 3 回）

### (3) 研修内容

- 教育委員会が所管している適応指導教室や教育相談指導室の活動内容について、講演会「より効果的な SC の活動について」、事業説明、学校とスクールカウンセラーとの打合せ、スクールカウンセラー引継ぎ会等
- 情報交換、学校アセスメント、今年度の緊急支援総括、教育プログラムについて等

### (4) 特に効果のあった研修内容

- スクールカウンセラー配置校連絡協議会（対象：配置校の管理職又は SC 担当と SV、SC）

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：3名
- 活用方法：神戸市立青少年補導センターに配置。不登校の児童生徒に対するカウンセリングに加え、本市に配置している SC の相談役としても活動を行っている。また、緊急派遣事案対応時には、教育委員会事務局の指示により、アドバイザーとして当該校の支援にあたっている。

### (6) 課題

- カウンセリング専用の相談室の確保が、児童生徒の増加等により困難な学校が一部ある。
- スクールカウンセラーの退職等が年度中にあり、人材確保が難しい。
- 学校の一員としてのスクールカウンセラーの資質・能力等の向上を図り続けることが必要である。
- 「チーム学校」の視点から、スクールソーシャルワーカーや他の関係機関等との連携を深めるための研修をすすめる必要がある。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例 1】小中連携のための活用事例 (①)

以下のような活用をすることで連携強化に努めている。

- (1) 中学校区内において、小学校と中学校に同一のスクールカウンセラーを配置することで、カウンセリングを継続しやすく、小学校から中学校への進学に対する不安感の緩和や、兄弟関係や家庭環境の把握による保護者の安心につなげている。
- (2) 中学校区内の各小中学校に配置されたスクールカウンセラーと、養護教諭等が情報交換を行う機会をつくり、小中連携した支援により中 1 ギャップの軽減、滑らかな接続への一助としている。
- (3) 中学校区内の小中学校に配置されたスクールカウンセラーの出勤日を学校間で調整し、それぞれの配置校を訪問、情報交換を具体的に行う機会を設けた。
- (4) 授業中や休み時間の様子を観察したり学校行事等に参加したりすることで、教職員では気づきにくい専門的見地から児童生徒の心身の様子や発達障害等気づくことができた。また、特別支援教育課との連携をすすめ、適切な支援を行うことができた。

(5) 今後もスクールカウンセラーの配置を拡充し、相談等の機会を増やすことで、実情を十分に理解した上で子供たちの様子を多角的にとらえ、実態に即した指導につなげたい。今後もスクールカウンセラーが配置校、関係機関、地域等の連携をさらに深めることで、チーム学校としての組織力を高めたい。

#### 【事例2】「児童虐待」についての活用事例 (13)

以下のような活用をおこなっている。

- (1) 虐待情報があった児童生徒について、管理職、養護教諭、関係教員との間で情報共有。
- (2) 児童生徒の安全確保について SSW、こども家庭センターや各区役所こども家庭支援室と連携を図り、迅速に適切な支援を行うよう助言。
- (3) 虐待情報があった児童生徒の保護者及び近親者とのカウンセリングや、児童生徒に表れる行動とその理解・対処についての説明。
- (4) 学校の指導体制や保護者対応について、臨床心理士の視点での助言。

#### 【事例3】「性的な被害」についての活用事例 (15)

以下のような活用をおこなっている。

- (1) 性被害にあった児童生徒への個別の心のケア
- (2) 性に関する事件についての保護者説明会で、緊急派遣されたスーパーバイザーより動揺する児童生徒に表れる行動とその理解・対処についての説明。
- (3) 性に関する事件について、動揺が見られる児童生徒およびその保護者に対応する担任など、教職員に向けてのカウンセリングマインドやストレスマネジメントに関する助言および支援。
- (4) 指導体制について、臨床心理士の視点での助言。

#### 【事例4】教育プログラムのための活用事例 (18)

平成30年度は、のべ53校で教育プログラムを実施した。各SCが勤務校の実態に応じて、教職員と協力、工夫しながら教育プログラムを行っている。10～15分で簡単にできるもの、1単位時間を使ったもの、2時間位をかけて行うもの等、形態についても学級・学年単位、学校全体と状況に応じて柔軟に工夫しながら実施した。

中学生を対象にした「リフレーミング」の研修では、自分では短所として捉えていた性格をリフレーミングすることで、長所として捉えることができ、自分に自信を持ち自己肯定感を高めることにつながった。

今後もより効果的なスクールカウンセラーの活用をすすめるためには、各校の実態を把握し、スクールカウンセラーと子供、保護者、教職員をつなぐコーディネーターの存在が不可欠である。一人でも多く悩みを抱えている子供を支援できるよう各校の実態に応じたスクールカウンセラーの効果的な活用をすすめていきたい。

##### <昨年度の実践プログラム>

ストレスマネジメント、リフレーミング、アサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニング

##### <具体例>

「睡眠の重要性について」「早寝早起きと心の健康」「思春期セミナー」「言葉の力について考えよう」  
「アンガーマネジメント」「命と自尊感情」「あがり防止教室」「クラスのいいところ見つけ」  
「誰にでも心が苦しくなるときがあるから」「エコグラムを使って自己肯定感を高める」

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

神戸市では不登校児童生徒数の割合は小中学校ともに微増に留まっている。これらの成果については、各学校において、教職員が定期的な家庭訪問や適切な登校刺激を行うなど、きめ細かな対応をしているだけでなく、各校でのスクールカウンセラーの活用による学校復帰や未然防止が大きな力となっている。児童生徒、保護者へのスクールカウンセラーの認知も高まり年々相談件数も増加しており、今後も各校の実態に応じたスクールカウンセラーの活用が期待される。

#### ○神戸市の主な相談人数（H25～29年度）

	延べ相談人数	児童生徒	保護者	教職員	その他
平成 25 年度	54,234人	25.3%	18.8%	54.1%	1.8%
平成 26 年度	61,377人	27.5%	18.8%	52.5%	1.2%
平成 27 年度	66,345人	28.4%	17.4%	53.0%	1.2%
平成 28 年度	67,536人	25.8%	18.0%	54.1%	1.6%
平成 29 年度	67,496人	23.1%	19.8%	55.9%	1.2%

### (2) 今後の課題

- ・小学校へのSC配置を拡充し、単独配置校を増やすこと、また、小中連携しやすい配置の工夫で、学校における教育相談体制の充実を一層図る。
- ・近年、相談件数が急増している特別支援学校への配置について拡充を図る。
- ・スクールソーシャルワーカーと連携し、学校だけでは解決困難な子供を取り巻く環境の調整を進める。
- ・教育相談についての広報活動の推進と、学校と相談機関との連携を強化し、教育相談を必要とする子供や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努める。
- ・チーム学校の視点からスクールソーシャルワーカーや他の関係機関、地域との連携を深める。
- ・配置校増加に伴うスクールカウンセラーの人材確保と資質向上への研修のあり方を検討する。
- ・緊急事案発生時、派遣に対応できる数のスクールカウンセラーを確保する。

# 岡山市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### (1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

小・中・高等学校に「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、いじめ、暴力行為、不登校等に関する児童生徒及びその保護者のカウンセリングや、教職員への助言及びカウンセリング技法の研修を行い、各学校の総合的な相談体制の充実と指導力の向上を図る。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

- ・岡山市立中学校37校（全校配置）
- ・岡山市立小学校36校（全中学校区の小学校1校に配置）  
中学校区内の小学校のうち、問題行動や不登校等の状況を総合的に判断して配置校1校を決定する。
- ・岡山市立高等学校1校（全校配置）  
※平成29年度より、配置のない小学校へ、同じ中学校区のスクールカウンセラーが月1回程度勤務する体制とした。

### (3) 配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ※配置人数及び配置校数について

小学校	：配置人数	36人	配置校数	36校
中学校	：配置人数	37人	配置校数	37校
高等学校	：配置人数	1人	配置校数	1校

#### ※ 資格について

##### (1) スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 19人
- ②臨床心理士 18人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 0人
- ⑤上記①～④以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人  
(①②の資格を有している場合は①の資格者として整理している。②③④の資格を有している場合は②の資格者として整理する。①②③④の資格を有している場合は①の資格者として整理している。)

##### (2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 3人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 3人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認めた者 2人  
(①②の資格を有している場合は①の資格者として整理している。①③の資格を有している場合は①の資格者として、②③の資格を有している場合は②の資格者として整理している。①②③の資格を有している場合は①の資格者として整理している。)

※主な配置形態について

単独校	27 中学校	SC : 140時間 (1日3.5時間×40週)
	5 小学校	SC : 140時間 (1日3.5時間×40週)
	1 高等学校	SC : 140時間 (1日3.5時間×40週)
拠点校	6 中学校	SC : 140時間 (1日3.5時間×40週)
	4 中学校	SV : 220時間 (1日5.5時間×40週)
	24 小学校	SC : 140時間 (1日3.5時間×40週)
	7 小学校	SV : 220時間 (1日5.5時間×40週)
派遣校	53 小学校	(1日3.5×年5～10回程度)

中学校及び中学校区の小学校に配置することで、効果的な小中連携ができる体制にしている。

【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールカウンセラー全員

(2) 研修回数 (頻度)

年2回

(3) 研修内容

- ・性の悩みや性犯罪を受けた児童生徒への対応について
- ・子ども相談主事 (岡山市SSW) との合同研修会

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・福祉事務所単位での「子ども相談主事 (岡山市SSW)」との情報共有
- ・産婦人科医による性の悩みや性犯罪を受けた児童生徒への対応についての講演

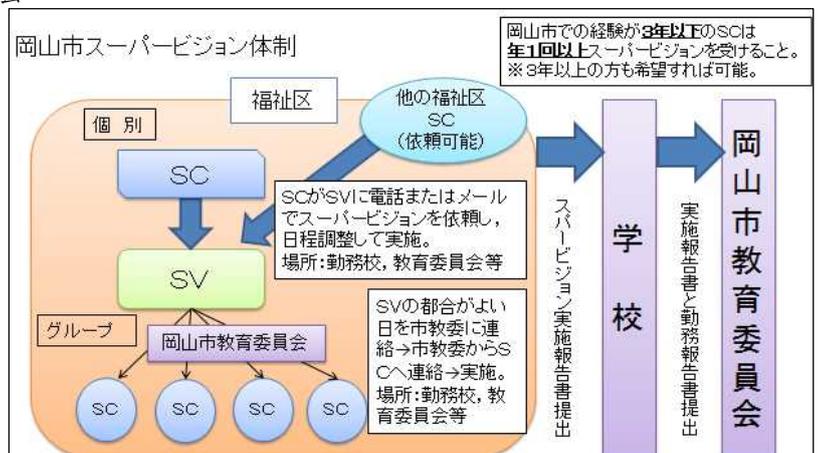
(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

平成28年度より、SCのうち、経験豊富な7名をスーパーバイザーに委嘱し、経験の少ないSCに対する指導助言を行う体制をつくっている。

○活用方法

岡山市でのSC経験が3年未満の者を中心に、個人やグループでスーパーバイザーから事例検討等を通して助言を受ける。



(6) 課題

- ・緊急支援に対応できるSCの人材確保。
- ・スクールカウンセラー以外の仕事を持たれている方が多く、研修会の開催や時間に制約がある。

### 【3】 スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】 学校場面や学業に関連してパニックを呈し、不登校状態になった児童への活用事例（①⑥⑦⑧）

友達関係がうまくいかないときや、教室が騒がしいとき、友達が乱暴な言動をしているときや教員が注意・叱責しているような場面において不安を強く感じ、息苦しさやパニックなどの症状がみられ、回避反応を中心とした形で教室への入室拒否、保健室登校、教員回避、欠席増加へと移行した児童のケース。家庭においても登校刺激や学校関連刺激によって、動き回ってじっとしてられない、息苦しいなどの反応が生じていた。

スクールカウンセラーは、以下の支援を実施した。

- |                       |                            |            |            |
|-----------------------|----------------------------|------------|------------|
| ①担任・学年団・教頭等管理職からの情報収集 | ②養護教諭から保健室での子どもの様子に関する情報収集 |            |            |
| ③学校場面での行動観察           | ④保護者との面接                   | ⑤医療機関へのつなぎ | ⑥ケース会議への出席 |
| ⑦アセスメントと支援方針の決定       | ⑧支援計画作成と役割分担についての明確化       |            |            |

その結果、対象児童に関する情報と見解が、子どもに関わる各々に共有され、支援計画に沿って統一した支援を効率的に実施するチーム学校としての対応ができた。

その後、対象児童は滞在・参加の場を段階的に保健室から教室、段階的な滞在時間の増加を経て、教室入室、授業参加、教室での給食、休み時間の滞在が可能となり、それが自信につながって、現在は多くの時間を安定して教室でクラスの活動に参加するようになっている。

#### 【事例2】 父親からの暴力を受ける生徒のための活用事例（⑬）

授業中に落ち着きがなく、整理整頓が苦手中な1男子生徒のケース。授業中に動き回る、居眠りをするなど集中できていない様子が見受けられ、学年団の中でも気になる生徒としてあげられていた。SCとしては授業中の様子観察、休み時間での声掛けなどで関わりを持っていた。

2学期に入り、顔が腫れた状態で登校することがあったため、担任、学年団、地域子ども相談センターと連携し、情報共有を図った。授業中の落ち着きのなさが激しくなり始めたため、担任と協議して母親と父方祖母とスクールカウンセラーの面談を設定した。もともと父親が怖いと本児より聞き取りしていたことをふまえ、家庭内の状況、人間関係などを聞き取ると、父親も暴力で言いきかせる家風で育ったことがわかった。母親と祖母に父親との面談を打診し、父親との面談が実現した。父親は、兄2人が父親のやり方（暴力含む）でうまくいったため、3人目の本児も同様にしていた。父親は、「言ってもわからない子に対しては暴力でわからせるしかない」という考えであった。担任やスクールカウンセラーより学校での様子、本人の良い面を伝えた上で、本人の意識下における行動ではない可能性もある事を伝える。父親が本人を理解することが重要と考え、検査を受けることも選択肢の一つとして提案し、同意を得て検査予約をすることにつながった。今後検査の結果を踏まえ、検査機関や学校、保護者と連携しながら本児への関わり方の方針を決めていくことを確認した。

#### 【事例3】 児童虐待への対応のための活用事例（⑩①⑥）

昨年度より、本人の希望から友人関係での悩み、特定の授業科目に対する不満、自身の怠惰傾向についてスクールカウンセラーと定期的な面接を実施している女子生徒のケース。

不和から両親が別居となり、当該生徒は母親と幼い妹（未就学児）と同居するといった家庭環境の変化が生じた。母親から家事と幼い妹の世話を一方的に命じられ、その負担もあって欠席日数が増加した。母親は昼夜問わず外出も多く、担任等が連絡しても、つながりづらい状況が続いていた。本人とスクールカウンセラーとの面接では、家庭環境に対する不満やあきらめ、進路に関するささやかな希望が語られた。スクールカウンセラーは、当該生徒の同意を得たうえで担任や学年主任、管理職等と随時情報共有を行った。協議を進めた結果、現在の家庭環境が虐待に相当することをスクールカウンセラーより本人に説明し、虐待解消や環境改善のために児童相談所等との連携及び介入に対する同意を得られるよう努めた。また、同時並行で子ども相談主事とも

月1回程度で情報を共有し、関連機関との連携を進めた。本人も同意への意識に傾き、「チーム学校」のメンバーと十分に協議しながら、児童相談所との連携を行う段階に至った。スクールカウンセラーは生徒との面談や校内での連携を軸に行い、関係機関や保護者との連携を実現させることで、当該生徒の自己実現に向けた支援を行っている。

#### 【事例4】校内研修のための活用事例 (17)

##### 1. 傾聴技法

担任による教育相談を控えて「傾聴技法」について研修を行った。具体的な研修内容は以下のとおりである。

###### ◎関心を伝える方法

- ・Egan, G.によるS O L E R理論 (squarely まっすぐに向き合う open 開放的な姿勢を作る lean 相手へ少し身体を傾ける eye 適度に視線を合わせる relaxed リラックスして話す)
- ・「黙って聴く」「うなずく」「相槌を打つ」「オウム返しをする」という対応方法

###### ◎質問・対応のしかた

- ・「Why?」はできるだけ使わないで「What?」「How?」で言い換える、相手の言葉の中にある感情(喜怒哀楽愛憎)を反映する、「はい」「そうですね」と相手が応えればOK、「いや」「うーん」と答えた場合 →「実際はどうだったんですか?」と尋ねる。

###### ◎コミュニケーションを阻む12の障害 (Gordon, T.)

- ・「命令・指図」「脅迫」「説教」「解決方法のアドバイス」「説得・議論」「非難」「同意」「侮辱」「診断」「同情」「尋問」「ごまかし・皮肉」これらは相手の主体性を奪う可能性がある。

###### ◎1分間演習

- ・上記の傾聴技法をふまえて、「テーマを決めて相手の話を聴く」という演習を行った。

##### 2. 自己表現ワークシートの紹介

諸富祥彦・大竹直子「自己表現ワークシート」図書文化2016を参考にして、「自己表現でこころを育てる」ことを目標とした授業を紹介した。校内研修では、上記の本に掲載されている「こころの中の小さなさけび」というワークシートを使用して、模擬授業を行った。また、授業で使用できそうなワークシートを厳選して参考資料として紹介した。教員は、自己表現ワークシートを用いる場合、クラスの現状や予想される生徒の反応、教員の意図や生徒との関係性などを考慮しながら、その時々に適するワークシートを取り入れることが重要であると実感できた。模擬授業を行うことで、参加者が生徒の心理を感じることができ、自己表現についてより理解を深めることができたが、授業を通じてプラスの感情だけではなくマイナスの感情が湧いてきた場合、どのような対処をすればよいかという質問があり、ワークシートの実施方法についての研修が再度必要であることが判明した。

##### 3. ストレスマネジメント

西村宣幸「コミュニケーションスキルが身につくレクチャー&ワークシート」学事出版2010の一部を参考にして、「こころのイライラに気づこう」をテーマとしたストレスマネジメントを行った。

具体的には、カウンセラーがストレスマネジメント、ストレスの種類、ストレスの仕組み、コーピングの種類について説明した後、参加者各々がストレスチェックを行い、その時点での自分の状態を確認した。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

#### 1. 相談実績

○過去5年間の配置校，相談件数の推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
配置小学校	17	36	36	36	36
配置中学校	37	37	37	37	37
配置高等学校	1	1	1	1	1
配置校合計	55	74	74	74	74
相談件数（児童生徒）	2,709	3,596	3,971	3,782	3,681
相談件数（教職員）	3,645	5,239	5,418	5,999	6,355
相談件数（保護者）	1,561	1,943	2,112	2,012	2,327
相談件数合計	7,915	10,778	11,501	11,837	12,363

・学校との連携や子ども・保護者への周知も進み，相談件数は年々増加している。学校だけでは難しい案件も，スクールカウンセラーへの相談が契機となり，さまざまな関係機関との連携に発展し，チーム学校としての機能に寄与している。

#### 2. 学校の評価

①「スクールカウンセラーの配置が不登校や問題行動等の未然防止に効果があった」

ととらえている学校の割合 76%（前年度65%）

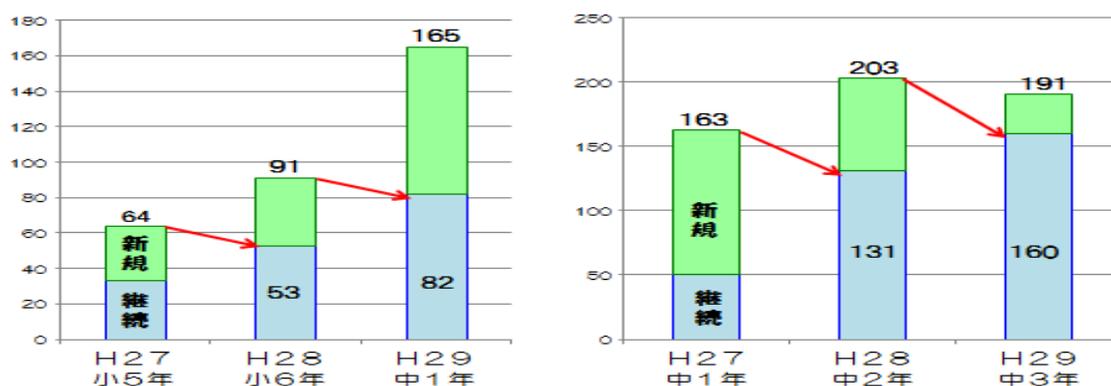
②「スクールカウンセラーの配置が不登校や問題行動等の早期対応（状況に応じた対応）に効果があった」

ととらえている学校の割合 82%（前年度77%）

③「スクールカウンセラーの指導・助言が学校の相談体制の確立や教職員の指導力向上等に効果があった」

ととらえている学校の割合 86%（前年度81%）

#### 3. 不登校児童生徒の継続者数の減少



・相談体制の充実もあり，不登校児童生徒の継続者数が毎年2割程度減少している。

### (2) 今後の課題

- ・不登校児童生徒支援員や特別支援教育支援員，「子ども相談主事（岡山市SSW）」との効果的な連携
- ・SCの専門的な見立てやカウンセリングに関する研修等の実施による教職員のスキルの向上
- ・SCの人材確保

# 広島市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応等のために、すべての児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制を整備し、学校における教育相談体制の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

平成13年度から順次、市立中学校を中心にスクールカウンセラーを配置拡充し、平成18年度には全ての市立中・高等学校への配置を完了した。

中学校における不登校やいじめ等の減少に向けては、小学校段階からの早期支援の充実が重要であることから、平成18年度から中学校に配置したスクールカウンセラーを校区内の小学校へ計画的に派遣し、小学校における教育相談体制の充実を図っている。

平成23年度からは特別支援学校にもスクールカウンセラーを配置し、すべての市立学校へのスクールカウンセラーの配置が完了した。

平成25年度からは、大きな社会問題となっているいじめの問題や、依然として相当数に上がり、複雑化、多様化している暴力行為等の問題行動や不登校などへの適切な対応や各学校の教育相談体制の強化のため、配置時間を小学校は週2時間から週4時間に、中学校は週6時間から週8時間に拡充した。さらに、平成31年度からは、学校規模による相談件数等の差異を考慮し、27学級以上の小学校に週6時間、24学級以上の中学校に週12時間と拡充している。

また、平成28年度から、「広島市いじめ防止等のための基本方針」において、スクールカウンセラーを各学校の「いじめ防止委員会」の構成員とすることと規定されていることから、スクールカウンセラーが本会議に出席するための時間として、全小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、年間4時間（2時間×2回）を新たに措置した。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

#### ○ 配置人数

小学校	：	62人
中学校	：	56人
高等学校	：	10人
中等教育学校	：	1人
特別支援学校	：	1人

#### ○ 配置校数

小学校	：	142校
中学校	：	63校
高等学校	：	8校
中等教育学校	：	1校
特別支援学校	：	1校

#### ○ 資格

##### （1）スクールカウンセラーについて

- ①公認心理師 0人
- ②臨床心理士 67人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 0人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者 0人

## (2) スクールカウンセラーに準ずる者について

- ①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 5人
- ②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人
- ③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人
- ④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

### ○ 主な配置形態

単独校	8 高等学校	(週1日・1回8時間)
	1 中等教育学校	(週1日・1回8時間)
	1 特別支援学校	(週1日・1回8時間)
拠点校	6 3 中学校	(週1日・1回8時間)
対象校	1 4 2 小学校	(週1日・1回4時間)

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

全スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年2回

### (3) 研修内容

活動内容やサービス、校内体制への位置づけ方や相談方法、児童生徒や保護者への啓発・広報の方法などについて、スーパーバイザーによる講話やグループ協議等を通して確認し、スクールカウンセラーが複雑化・多様化する児童生徒をめぐる問題に的確に対応できるよう、専門分野に係る力量の向上を図っている。

### (4) 特に効果のあった研修内容

学校いじめ防止委員会等への参加の他、授業観察や家庭訪問等、カウンセリングルーム外におけるスクールカウンセラーの取組について、取り組むにあたって留意・工夫したことや、取り組んだことによる成果、今後も取組を継続するにあたっての課題等について交流・協議し、より積極的なスクールカウンセラーの活動についての研修を実施した。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○ SVの設置

スクールカウンセラー等が直面する課題や事例等について、専門的な見地から助言を受けることができるようにスーパーバイザーを1名配置している。

#### ○ 活用方法

- ① スクールカウンセラー等が円滑に職務を遂行するための助言
- ② スクールカウンセラー等と学校間の諸課題についてのアドバイスやコンサルテーション
- ③ 新任スクールカウンセラー等への面接

- ④ スクールカウンセラー連絡協議会の研修講師
- ⑤ その他、緊急の問題が発生した学校への支援

## (6) 課題

複雑化・多様化している課題に適切な指導・助言をするためには、今後もスクールカウンセラーの資質能力の向上を図る必要があることから、スクールカウンセラーの研修強化を図る必要がある。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】不登校に係る事例 (①)

#### ○ 児童生徒の課題 (状況)

感性が強く、周りの人の気持ちによく気づくことができる一方で、気を遣いすぎて疲れやすい傾向がある。「全か無か」の思考パターンがあり、一日教室に登校するか欠席するかのどちらかになりやすい。前日に「行く」と言うが、当日朝になると行けないことが多く、昼夜逆転まではいかないが、ゲームで夜更かしする傾向がある。

#### ○ スクールカウンセラーとしての支援・援助

前年度は、相談室登校、別室登校を経て、段階的な教室復帰の支援を行った。本年度は完全な教室復帰のスタートとなったため、ストレスマネジメントとペース調整を目的として毎週面談を行った。体育祭(6月)後から不登校状態となったため、家庭訪問を行い「無理なく登校できるペースを見つけるタイミング」と意味づけをし、再度相談室登校からの立て直しを行った。カウンセリングでは、本人のペースを尊重しつつ、登校したい気持ちと行動をつなげるための支援や自己理解(思考パターン)と対処法を検討する支援などを行った。

#### ○ チーム学校としての対応関係機関等との連携

担任や関係者と毎週情報交換を行い、その都度支援の方向性を確認した。完全に教室復帰してからは、再度不登校になる可能性もあったため、実際に不登校になっても適応のための必要なプロセスとして前向きに捉え、担任とスクールカウンセラー、ふれあいひろば(校内適応指導教室)推進員を中心に支援を行った。母親とも不定期にスクールカウンセラーによる面談を行い、支援の方向性の共有や家庭での関わり方の検討などを行った。

#### ○ 成果(解決した課題や好転した状況など)

相談室登校を経て、週2、3回の別室登校に移行し、週1回は教室で給食を食べて帰るようになった。「水曜と金曜は行く。月曜は行けたら行く。」と自分で段階的な目標設定ができるようになり、行動も伴うようになった。また、以前は遅刻するなら欠席を選んでいたが、現在は遅刻しても登校するようになった。

### 【事例2】児童虐待に係る事例 (⑬)

#### ○ 児童生徒の課題 (状況)

学校で目立った問題行動はないが、学習意欲が低く提出物が出にくい。欠席することもある。また、スマホ依存が強く、家庭学習の定着が難しい。アスペルガー症候群の発達特性があり、指示や要求がスムーズに理解できないことがある。両親の要求水準が高く、指示や注意がとても多いこともあり、本人も反抗し、家庭内トラブルが絶えない。ひどい時には父親が暴力で対応することもあり、何度か警察や児童相談所が介入している。

#### ○ スクールカウンセラーとしての支援・援助

両親(特に母親)の不安や不満、困り感が大きかったため、母親との面談を定期的に行い、その困り感に

寄り添うことで情緒の安定を図った。また、「本人の発達特性を考慮したかわり」の必要性も伝え、その中で要求水準の段階的な設定への援助を行った。さらに、二次症状として反抗挑戦性障害が疑われる症状が見受けられたため、医療機関への受診を勧めた。本人とは不定期で面談を行い、母子間を繋ぐ支援を行った。

○ チーム学校としての対応関係機関等との連携

学校関係者と毎週情報交換を行い、発達特性を考慮した効果的な関わりなど、家庭での関わりで参考になりそうなものは家庭と連携を行った。また、全般的な関わりの困り感やスクールカウンセラー、学習面・進路面に関する不安は担任、と役割分担をして支援体制をとった。医療機関に繋がってからは、担任とスクールカウンセラーが医療機関に行き、学校での支援の方向性について担当医と確認を行った。そして、担当医の紹介でスマホ依存への支援と繋がった。児童相談所とも定期的に情報交換を行い、児童相談所の担当者とスクールカウンセラーとで本人への面談を実施した。

○ 成果（解決した課題や好転した状況など）

両親の要求水準は徐々に柔軟になり、本人を認める声かけも見られるようになった。また、本人も反抗だけでなく、「ここは褒めて」と素直に気持ちを表現するようになった。欠席することはほとんどなくなった。

### 【事例3】性的な被害に係る事例（15）

○ 児童生徒の課題（状況）

下校時に露出狂に遭遇。気持ち悪く、怖くて、声もでなかった。帰宅後、両親に話し、警察に届け出て事情聴取を受けた。翌日から登校したが、男性である担任の顔を見ることができず、男子を見ると思い出すため、保健室で過ごした。その翌日は、登校後すぐに保健室に行き、養護教諭の勧めにより、スクールカウンセラーからカウンセリングを受けることになった。

○ スクールカウンセラーとしての支援・援助

睡眠や食欲等、被害後の本人の様子をたずね、外傷的な出来事に対する反応であり、異常なことではないことや、回復に1か月くらいはかかるだろうということ、回復のための過ごし方等を話した。その後は、回復まで毎週会い、少しずつ教室へ行ってみる試みを支援（相談や見守り）した。

○ チーム学校としての対応関係機関等との連携

担任と養護教諭には、面接後に、本人の状態を伝えるようにした。その中で、担任が校内での情報共有や家庭との連携をコーディネートした。また、定期試験を受けるにあたっては、別室（試験監督は女性）を準備した。

○ 成果（解決した課題や好転した状況など）

1か月ほどで教室、部活動にも復帰することができた。

### 【事例4】校内研修事例（17）

○ テーマ：特別な配慮を要する児童生徒への支援について（事例検討）

○ 対象：教職員

○ 所要時間：各学年1時間

○ 研修のねらい

特別な配慮を要する児童生徒に対し、より効果的な指導・支援を行うことができるよう、当該児童生徒に対して継続的にカウンセリングを行っているスクールカウンセラーからのコンサルテーションの下、関係教職員による当該児童生徒のアセスメントと今後の指導・支援方針についての意識統一を図る。

○ 研修内容

各学年とも、いじめ、不登校、LD、ADHDなど、特別な配慮を要する児童生徒2、3名を事例としてピックアップし、関係教職員が当該児童生徒に関する情報を出し合い、今後の指導・支援方針について検討

する。

スクールカウンセラーは、コンサルタントの立場で研修に参加し、これまでの当該児童生徒へのカウンセリング等を踏まえた適切な対応について関係教職員への助言を行う。

#### ○ 成果

研修後、それぞれの児童生徒に対し、関係教職員が共通認識をもって一貫性のある対応をするようになり、ADHDやLDにより集団や対人関係に適応しにくく、いじめの被害に遭ったり、トラブルを起こしたりしていた児童生徒が、以前より落ち着いた様子で学校生活を送ることができるようになっている。

また、不登校の児童生徒については、ほとんど学校に登校することができていなかった児童生徒が、時折、登校することに気持ちが向くようになるなどの成果が上がっている。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- 教職員にとっては、校内研修会等でスクールカウンセラーから指導・助言を受けることで児童生徒理解が深まり、児童生徒に効果的な支援ができるようになっている。
- 児童生徒にとっては、スクールカウンセラーによる専門的なカウンセリングを受けることで、精神的な安定が図られ、意欲的に生活ができるようになったり、不登校傾向の児童生徒を支援するために校内に設置した「ふれあいひろば」や教室に登校できるようになったりしている。
- 保護者にとっては、子どもへの理解や接し方等の助言がスクールカウンセラーから得られることで、安心感が増し、子どもへの適切な声かけ等が行えるようになっている。
- 昨年度のスクールカウンセラーの成果について、スクールカウンセラー配置校からの回答は以下のとおりであり、一定の成果が出た。
  - ・ SCによる研修会等の実施により教職員の力量が向上した … 89%
  - ・ SCのカウンセリング等により児童生徒等の問題が改善された … 97%
  - ・ SCのカウンセリング等により保護者の安定が図られた … 96%

### スクールカウンセラー相談件数（平成27年度～30年度）

<小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校>

(単位：件)

27年度				28年度				29年度				30年度			
児童生徒	保護者	教職員等	合計												
8,222	7,012	17,619	32,853	7,991	7,058	17,451	32,500	8,270	6,646	17,724	32,640	8,534	7,222	19,223	34,979

### (2) 今後の課題

- 複雑化・多様化している課題に応じた適切な指導・助言を行うため、スクールカウンセラーの資質・能力をより一層向上させるための体制を構築する必要がある。そのため、臨床心理士会との連携を図りながら、スクールカウンセラーの研修を充実させるとともに、スーパーバイザーによる個別事案への指導・助言体制を整える。
- 児童生徒や保護者、学校からのニーズに対応するために、配置時間数を拡充していく必要がある。
- 様々な課題に対応していくために、スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携し、チーム学校としての体制を構築していく必要がある。
- SOSの出し方等に関する授業を、学校とスクールカウンセラーが連携して取り組む体制を整備していく必要がある。

# 北九州市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校等、児童生徒の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして各校に配置し、生徒指導上の解決に資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

平成16年度より、全市立中学校にスクールカウンセラーを配置している。今後も、文部科学省の動向を視野に入れて配置する。

配置は拠点校方式とし、中学校から校区の小学校へ派遣する。中学校全62校に時間額嘱託員を配置し、うち24校に月額嘱託員を配置する。

高等学校および専修学校、特別支援学校にもスクールカウンセラーを配置している。

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ※配置人数について（延べ人数）

小学校	：	138人
中学校	：	108人
高等学校	：	2人
中等教育学校	：	0人
特別支援学校	：	8人
教育委員会等	：	0人

#### ※配置校数について

小学校	：	132校
中学校	：	62校
高等学校	：	2校
中等教育学校	：	0校
特別支援学校	：	8校
教育委員会等	：	0箇所

#### ※（1）資格について

- ②臨床心理士 58人
- ③精神科医 0人
- ④大学教授等 0人
- ⑤上記①～③以外の者で自治体等が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者 5人

- （2）①大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 4人

②大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 0人

③医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者 0人

④上記①～③以外の者で都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められた者 0人

※主な配置形態について

①月額嘱託員・時間額嘱託員合わせて、以下の時間配置する。

1 中学校1小学校の7中学校区

週8時間、年34週、年間272時間配置

1 中学校2～3小学校の47中学校区

週12時間、年34週、年間408時間配置

1 中学校4小学校の8中学校区

週16時間、年34週・年間544時間配置

2 高等学校

週4時間、年33時間、年間132時間配置

②月額嘱託員

上記のうち、24校に勤務する。週4日、1日7.5時間勤務とし、1中学校区に年間272時間勤務する。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー

### (2) 研修回数（頻度）

年間3回

### (3) 研修内容

- ・スクールカウンセラー活用事業の実施について
- ・人権と生徒指導について
- ・有識者による講演（演目：LGBTQについて）

### (4) 特に効果のあった研修内容

全スクールカウンセラーをグループに分け、グループ協議を行った。普段会わないスクールカウンセラーとグループとなり、それぞれが行ってきた取組などを話し合うことで、他のスクールカウンセラーがどのような手立てを行っているのか、どのように学校と連携を行っているのかが、情報共有できた。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

### (6) 課題

- ・研修の回数を増やしたいが、増やすと学校を訪問する時間が減ってしまうため、実現は難しい。
- ・中学校の管理職も研修には年1回参加し、同席することで事業内容を共有しているが、今後は小学校の管理職にも出席してもらうことで、共有を行いたい。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不注意や離席が目立つ低学年児童へ教師と協働しながら保護者支援を行うための活用事例

(⑤⑦⑩)

当該児童は3年生男児、クラスでは授業中離席が目立ち、学年行事でもじっとできない状態であった。担任は当該児童、保護者と関係は良好で、担任からSCへ観察、保護者面接の依頼があった。同時に担任の勧めから検査実施もされていた。経緯を考え、保護者の了解を得て担任同席にて検査結果の共有を面接の中で実施した。面接では「(昨年度は) こういう話ができなかった」と就学前の発達検査の結果や療育を受けてきた経緯が話された。本人の行動と検査結果を合わせて伝えると納得され、家や学校での具体的な目標やかかわり方を面接の中で確認した。継続面接を行うこととして、担任も可能な範囲で同席することとなった。以降、本人の行動観察や担任との情報交換をSCも行いながら1~2か月に1度の範囲で面接を実施した。面接では家や学校での本人の行動から特性や対応を検討していった。学校では離席の減少や、できない課題に「〇〇ならできるとしたい」などの発言も見られた。成長しているものの発達特性の強さからSCからは病院受診や療育も勧めていた。進級による担任交代があったが同様の形での面接継続の希望があり、学校と相談し可能な範囲で応じることとした。進級後、周りとの比較が本人の中に生じたこともあり、学校では自信の低下がうかがわれる発言と共に学校外での他者への問題行動が多発した。保護者の混乱や落ち込みも見られたが、面接で状況を整理していく中で落ち着きが見られ、本人自身のきつさへの理解が改めて見られ、病院受診や療育の希望が出された。サポート体制が充実していく中で本人も落ち着きが見られ、本人なりの成長もよく見られていた。進級のタイミングで面接に関しては一旦終結することとした。

#### 【事例2】精神的および経済的に不安定な家庭環境の中で不登校傾向であった中3男子への多面的な支援を行うための活用事例(⑭)

当該生徒は不登校傾向の特別支援学級の中3男子である。父子家庭で、父親は精神疾患をもち、仕事や対人関係が難しく、不安定な家庭環境であった。前年度から登校時に少しずつ前任SCとの面接を開始していた。引継ぎがあり、4月当初に担任との家庭訪問や本人面接を開始した。当初は登校している頻度が多い給食時間前後に面接を行った。面接当初はスマホゲームの話が多かったが、徐々に卓球が好きな話や家での生活の話が出された。また、生活状況を確認しつつ登校自体を丁寧にほめ、学校でもまずは登校を安定させることを目標として共通理解した。面接の中では公民館で毎日卓球をしていることが話に出され、本人の語るプレイの工夫や上達を丁寧に確認しながらほめながらかかわっていると、SCとも卓球をしたいという話をしたり、休み時間に特別支援学級へ行って机で卓球をしたり、後輩に教えている様子、将来働いた給料で卓球の用具をそろえたい発言、など前向きな内容が増えてきた。卓球が本人の自信や他者とのつながり方の1つとなっていると考えられ、担任とも情報共有を行い、行動を見守ることとなった。

面接では本人が家で洗濯や料理をすることもあることが語られ、自分で早起きするための工夫や料理、洗濯方法についても「知りたい」話が出た。学校で校長、養護教諭、担任と相談し、他生徒にも必要な内容ということで可能な範囲で指導を行うこととなった。また、学校長と相談して担任や養護教諭と放課後に公民館へ行き、館長へ挨拶を行いながら見守りを依頼した。一方で父親へはなかなかつながることができていなかったが経済面の不安も大きかったため、SSWとも連携しながらサポート体制を整えていった。

本人は夏休み明けも若干の生活の乱れは見られたものの、大きく崩れず登校日が増え、朝からの登校もできるようになった。4月当初は高校進学しないと話していたが、担任が将来の話丁寧に繰り返し行い、周りが高校進学を希望する中で進学の希望が出された。そのため、学校から高校に関する情報提供や、SSWとも相談して父子で見学へ行く準備を整えるなどのサポートを行った。面接では成長の様子を一緒に振り返り、将来の相談先についての情報提供を行い、卒業と共に終結となった。

#### 【事例3】「性的な被害」「ヤングケアラー」についての事例なし。

#### 【事例4】教師の資質向上のための活用事例（⑰）

小・中・高・特別支援学校の全204校において教職員を対象に、当該校配置のSCを活用した「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎（自殺予防教育）」を行なった。

「こころが苦しくなることは誰にでもあり、苦しいことがあってもしのぐことができること、苦しい時は誰かに相談をする」ことを子どもたちに伝えることの重要性や、レジリエンスの力を育てることの大切さを中心に研修を行なった。本教職員研修はここ数年本市で行なっているものであり、この研修の積み重ねが昨年度の小学校6年生、中学校2年生を対象とした教師とSCが共同して行なった自殺予防の授業につながっていると考えられる。

#### 【4】成果と今後の課題

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・平成29年度から平成30年度にかけて、小・中学校におけるSCによる延べ相談件数は28,958件から41,385件に増加した。これは、平成30年度から予防的対応部分の重点的取り組みとして、全小学校でのSCによる5年生全員面接を実施した結果、生徒や教員からの相談が増えたことによる。
- ・月額スクールカウンセラーを昨年度に引き続き6名採用した。毎月月額嘱託員スクールカウンセラー会議を開催し、不登校児童生徒療育キャンプ（ワラビーキャンプ）への関わり方等を検討した。月額のスクールカウンセラーがキャンプへ参加することにより「心の専門家」として不登校児童生徒を支援した。
- ・カウンセラーの専門性を生かし、児童生徒理解や対人スキルアップの研修を校内研修会等で実施することができた。
- ・「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎」（自殺予防教育）について、スクールカウンセラーの専門性を生かした校内研修を全校で行い、教職員の資質向上を図った。
- ・平成30年度より、児童生徒とSCとのつながりを作ることを通してSCに相談しやすい環境を整備すること、児童の情報把握を行うことで問題が小さいうちに対処すること、担任とSCの関係を作り、SCが担任をサポートしやすくする体制を作ることを目的に、小学校5年生の全員面接を実施した。
- ・スクールカウンセラー活用事業連絡会議（年間3回実施）の中で、スクールカウンセラーによる小中連携や校内研修等についての実践発表や情報交換をしながら、各学校の教育相談の充実を図る研修ができた。

##### (2) 今後の課題

- ・スクールカウンセラーの存在が認知され、学校、児童生徒、保護者のニーズが増えてきている。それに応えていくために、配置時間を増やしていかなければならないが、そのためにはスクールカウンセラーの効果を数字で客観的に示す必要がある。
- ・スクールカウンセラーによる教員研修の一部を動画で用いて代替するなど、効率化を進める必要がある。
- ・安定かつ迅速な対応をするために、月額嘱託職員のスクールカウンセラーを今後さらに増員する必要があるが、勤務条件の更なる整備等の課題がある。

# 福岡市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### （1）スクールカウンセラー等の配置の主な目的

児童生徒や保護者に対するカウンセリングを通して、個々の悩みや問題行動の解決に向けた支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

いじめや不登校など、児童生徒や保護者の心の悩みなどについてカウンセリングなどを行い、心の問題の改善に向けた支援を行うこと。

※H30年度から1校区1日4時間、年80日を基本。SC1人が2中学校区程度担当。

小学校の配置日数を増やし、全小学校に毎月配置（最大月2回）、年10～20日配置

※離島の学校は「心の教室相談員」を配置 1日4時間 年間50日

### （3）配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

（重複して資格を有している場合は、①→②→③の順に整理すること。）

#### ①配置人数

46人

#### ②配置校数

小学校	: 142校
中学校	: 67校
高等学校	: 4校
特別支援学校	: 8校

#### ③資格

○臨床心理士 46人（うち大学教授等 3人）

#### ④主な勤務形態について

単独校 4 高等学校 （週2日・1回4時間）

拠点校 67 中学校 2 特別支援学校

対象校 141 小学校 6 特別支援学校 （週2日・1回4時間）

※ 原則週2日・1日4時間程度とし、児童生徒数に応じて日数を調整し決定している。

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

- ・スクールカウンセラー
- ・小中高等学校，特別支援学校のスクールカウンセラー担当（教頭・主幹教諭・教諭）

### (2) 研修回数（頻度）

- ・連絡協議会（年間3回）

### (3) 研修内容

- ・スクールカウンセラー活用事業の事務手続き，学校（教頭）とスクールカウンセラーの打合せ
- ・学校におけるスクールカウンセラーの職務について
- ・スクールカウンセラーの有効な活用方法について
- ・スクールカウンセラー担当者の役割について
- ・スクールカウンセラーと不登校対応教員，スクールソーシャルワーカーとの連携（チーム学校）について
- ・SCが実施した校内研修について
- ・WISCの実施について

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーとの連携の在り

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

- ・スクールカウンセラーの対応が難しいケースにおいて，スーパーバイザーがスクールカウンセラーへのアドバイスをおくることで，解決・改善に導くことができるようにする。

### (6) 課題

- ・チーム学校としての体制を整えるために，SCとSSWを一度に集める研修も必要。

## 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

### 【事例1】家庭環境調整のための活用事例（⑥家庭環境）

リストカットを養護教諭が見つけた。それをきっかけに養護教諭に家庭の不満をいろいろと話したため、養護教諭が本児と一緒にSCへ相談。

家庭環境：母親には付き合っている男性がいて、本人はその男性が自宅にいることが嫌で、それを認めている母親にも不満を感じている。母親は仕事で、帰りが遅く、夕食はコンビニ弁当だったり、食べないこともあったりなど、日常の家庭生活にも心配な様子が見受けられた。本人からは、母親に不満を言いたいと言えない、先生（養護教諭，担任，SC）から言ってほしいとの希望が語られた。

SCは養護教諭，担任，管理職と今後の対応についてその日のうちに検討。本児の心理状態（母親を求めても満たされない不安，付き合っている男性を優先している母親への怒りなど）を伝え、母親の理解が何よりも必要であるため、母親に対してどのようにリストカットの事実と本人の不安や不満を伝えるかについて検討。母子関係が悪化しないように細心の注意を払う必要があることなどを共有した。

日ごろ担任が母親とは良い関係を保っていたため、母親を労い評価する役割，SCは相談を受けたため専門的な視点で担任や母親に助言をする役割，管理職は、まだまだ母親を求めているという一般論を伝える役割というように、役割分担をした。

担任，養護教諭，SC，校長が同席して、まずは母親を責めないことを念頭に、しかしながら、本人が心配であること，リストカットの意味などを丁寧に伝えた。

## 【事例2】発達障害をもつ生徒のための活用事例（⑩発達障害等）

担任に「自分は発達障害かもしれない。受診したいが親がわかってくれないので、カウンセリングを受けたい。」と申し出る。面接を開始すると、会話にのれず言葉がうまく出てこない／あいまいな表現がわからない／とても忘れっぽい／集中力がなく授業中にボーっとしてしまう／優先順位がつけられない、など、発達障害の行動特徴をいくつも自覚していることが明らかになった。複数作業の同時処理が求められる専門科目の実習で特に困っており、同じ班の生徒たちに冷たく扱われて落ち込んでいた。親子関係の悩みも深刻であった。

すぐに母親面接を実施したところ、両親は本人の性格の問題だと思っていること、スマホを与えてから生活リズムが崩れ、問題行動がより増えたので叱責が激しくなったこと、などが確認できた。SCは、本人の不応状態は性格の範囲を超えるレベルであり深く悩んでいること、受診や検査の意義を母親に伝え、受診を勧めた。

本人面接では、学校でも家庭でもストレスいっぱいの様子であり、その辛さを受け止めるとともに、ホワイトボードに文字や図をかきながら生活面の具体的な助言もおこなった。担任も本人と随時面談し、担任・SC間で情報を共有。SCが定例の会議で本人の様子を報告した。

やがて、母親が徐々に理解を示すようになり、SCが提示した医療機関リストのうち1つに予約を入れることができた。ADHDとASDの診断が下り、薬も処方された。医院からは、WISCのわかりやすい結果報告とともに、本人の発達特性、今後の治療方針などが記された診療報告書が届いた。

診断は本人の予想通りであり、「もやもやが解けてホッとした」とのこと。一方で不安や焦燥感は変わらず、むしろ増大し、身体症状なども出始めたため、SCによる面接を増やして継続している。

また、本校では、今年度から通級指導が導入されたが、本生徒はその対象の候補となっている。現在、SCと通級指導員とで、就職にも大きく関係する「実習時の困難」の改善をメインに、支援計画の検討を始めたところである。本人もこの指導を希望しており、主治医とも相談しながら支援計画を作成し、実施できることを目指している。

## 【事例3】小中学校特別支援コーディネーターが繋げたSC活用事例（⑪小中連携）

小学生の時に家庭の事情で転入しその際、通常学級から支援学級在籍に措置変更となった。

4月転入当初は支援学級で丁寧な関わりを受け元気に登校していたが、徐々に、交流学級の友人に会いたくないと登校を渋りはじめ、5月連休後には全く登校しなくなった。担任は保護者となかなか連絡がつかない状態が続いており、対応に苦慮していたことから、小学校特別支援コーディネーターが中学校特別支援コーディネーターに姉の様子を確認したところ、姉も遅刻しがちであることが分かったため、小中学校勤務のSCと情報を共有し連携をとっていくこととした。

SCは、姉がよく保健室を利用するという中学校養護教諭の話から、保健室での姉との会話の時間を違和感なく持つよう心掛けた。姉はもともと無口であるが、徐々に打ち解けてきて「母親は内気で知り合いが少なく、目立ちたくない気持ちや自責の念を抱いている」「弟が支援学級に在籍していることを気にしていて、弟が家でわがままを言ったり泣いたりするととても厳しく叱る」と語り、母親の情緒が不安定である可能性が考えられた。

これらの情報をもとに夏休みに小学校で本児のケース会議を実施した。小学校管理職、特別支援学級教諭、交流学級担任教諭、姉の中学校担任教諭、中学校養護教諭、小中特別支援コーディネーター、SC、民生委員、市の相談機関の担当で、現状の確認、役割や今後の支援方法などを検討した。

「養護教諭、SCの姉への継続的な支援」「特別支援学級担任教諭から母親への本児の今後に関する見通しや情報交換」「母親の情緒の安定のための外部機関へのつなぎ」などを十分に配慮しながら丁寧に行っていくことにした。

#### 【事例4】「小学校におけるSC・SSWの活用」のための活用事例（⑰校内研修）

勤務校にSSW（スクールソーシャルワーカー）が配置になって1年経過したが、教職員からは「相談ケースによってSCかSSWのどちらに依頼すればよいかわからない」「SCとSSWの違いは何なのか」等の疑問を投げかけられることがある、また勤務体制の違いからか常勤のSSWに心理発達に関する相談を向けられることがあるという現状を受けて、SSWと共同で「SC・SSWのよりよい活用」について1学期末に研修を行った。

これまででも、SSW導入時に単独でSSWの活用に関する研修は実施したそうだが、実際のケース理解との乖離が生じていた可能性も考えられた。そのため、今回はSCとSSWで課題を検討して研修内容を構成し実施した。

研修内容：○現状 ○課題 ○よりよい活用 それぞれの項目について、SCとSSWが具体例を取りあげ対比させながら、講義を実施した。特にSCの面接手法を心理面接、SSWの面接手法を福祉面接と定義して、子ども理解の方略の違いを明確にした。また一人の子どもを理解し支援していくためにSCやSSWそれぞれの専門性を生かした情報を教職員と共有することとともに、SCとSSWの連携にも努めていくことを伝えた。

同一校に配属される異なる職種が連携して研修を実施したことで、単独で実施するよりもそれぞれの業務内容が際立ち、教職員にとっても短時間で理解が深まったと思われる。

実施の効果は、長期的には概ね2学期以降にはかることとなるが、研修後、早速「一人の児童についての発達面での意見がほしい、そのための観察をお願いしたい。」と目的を明確にした依頼や「SSWが関わっているケースについて、心理面での支援が必要かどうか相談したい。」とより専門性に特化した相談が寄せられた。

#### 【4】成果と今後の課題

##### （1）スクールカウンセラー等活用事業の成果

- ・相談件数と効果率の年度ごとの推移

年度	相談件数（件）	効果率（%）（効果のあった実人数／面接した実人数）
H28	24,009	52.9（2,210／4,177）
H29	26,580	48.3（2,281／4,727）
H30	26,675	48.5（2,239／4,609）

福岡市教委実施「スクールカウンセラー・心の教室相談員 相談件数等調査」より

##### （2）今後の課題

- 県臨床心理士会との連携で、臨床心理士であるスクールカウンセラーが不足していることはないが、学校や市民から配置日数増の要望がある。
- いじめや不登校などの原因は、早期（小学校）の段階に要因があることが多いため、SSWや養護教諭などと連携を図るとともに、小学校へのSCの効果的な配置を検討し、組織的な教育相談体制の充実を図ることが必要である。
- 不登校対応教員やSSWなどと連携し、チーム学校として組織的な相談体制を強化する。

# 熊本市教育委員会

## 【1】スクールカウンセラー等の推進体制について（平成30年度）

### (1) スクールカウンセラー等の配置の主な目的

いじめや不登校、問題行動の解決に資することを目的とし、高度な専門的知識、技能に基づいた専門的カウンセリング等による対応を行い、問題解決を図った。また、平成28年熊本地震による児童生徒の心身の状況について観察及びカウンセリングを行うことを通して児童生徒に対しきめ細かな心のケアを実施した。

### (2) 配置・採用計画上の工夫

熊本市全中学校（42中学校）を拠点校とし、中学校区内の全ての小学校を対象校として位置づけ、全市の小中学校にスクールカウンセラーを配置した。また、地震発生に伴うカウンセリングが必要な児童生徒に対応するため、国の補助（10/10）分4310時間のうち、2520時間を42拠点中学校区に配分するとともに、本市が年に3回実施する「カウンセリングが必要な児童生徒数調査」を基に指定した重点配置小学校（23校）に、1790時間を配分した。

重点配置小学校については、毎回の調査ごとに検討しており、時間の経過に伴い変化していく児童生徒の状況に合わせて柔軟に対応できる体制をとった。

### (3) 配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態

- ・拠点中学校42校（市内全校）に、臨床心理士43人を配置した。
- ・拠点中学校1校区あたり年間630時間、年間200時間、年間165時間、年間130時間を配分

拠点中学校区A 年間630時間 2校（通常：570時間 地震：60時間）

拠点中学校区B 年間200時間 5校（通常：140時間 地震：60時間）

拠点中学校区C 年間165時間 28校（通常：105時間 地震：60時間）

拠点中学校区D 年間165時間 1校（通常：95時間 地震：70時間）

拠点中学校区E 年間165時間 1校（通常：90時間 地震：75時間）

拠点中学校区F 年間130時間 5校（通常：75時間 地震：55時間）

拠点中学校区の小学校の活動時間については、拠点中学校分に含む。

平成28年熊本地震に伴うスクールカウンセラー重点配置校

配置人数：6人

配置小学校数：23校

配置時間：1,790時間

## 【2】スクールカウンセラー等の資質向上に向けた研修体制について

### (1) 研修対象

スクールカウンセラー、教育委員会事務局スクールカウンセラー担当職員

### (2) 研修回数（頻度）

連絡協議会（年間3回）

### (3) 研修内容

- ・本市におけるスクールカウンセリング業務の円滑な運営について
- ・大学院准教授による講話

### (4) 特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの協働による、子どもを取り巻く問題等の解決に向けた方策の協議。

### (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（無）

### (6) 課題

- ・スクールカウンセラーとしての資質向上に向けた研修の機会が限られているため、研修の内容の充実を図る必要がある。
- ・各スクールカウンセラーが各学校で担任をはじめ各職員との連携を意識した「チームとしての学校」の取組を推進する。

### 【3】スクールカウンセラー等の活用事例

#### 【事例1】不登校傾向の生徒の支援のための活用事例（①不登校、⑦教職員との関係、⑪小中連携）

現在中学校1年生女子であるAさんは、小学校6年生の2学期開始直後からまったく登校しなくなった。その約1ヶ月の10月に養護教諭からの勧めでSCとのカウンセリングが設定され、小学校5年生の時の担任への恐怖心が強かったことや、クラス替えで仲のよかった友達と違うクラスになったことで6年生のクラスになじめずに孤立した感じを抱えていることなどが語られた。学校に行きたい気持ちはあるがクラスに入ることを思い浮かべると不安で身体が動けなくなるとのことであった。学校で安心出来る場所がないようだったため、まずは学校で安心出来る場所を作っていこうということをしてAさんに提案し、そのために担任教諭と話し合うことや保護者から家庭での様子などを聞かせてほしいことなどについてAさんは了承してくれた。

その後、担任や養護教諭などと一緒にAさんへの支援について検討した。まずは保健室で少しでも過ごすことが出来るようになることを目標とし、その学校の方針を保護者とも共有した。SCはAさんと月1回のカウンセリングを継続しながら、Aさんの見立てや現在地、今後の予想される見通しを関係者全員で共有し、Aさんに対する各関係者の対応に齟齬が生じないように努めた。当初は保健室に登校することも難しかったが、担任や保護者の理解もあつてか、次第にAさんが保健室で過ごす時間は増え始めた。結局3学期は、Aさんは欠席することもなく、無事卒業式も本人の意思で参加することができた。

Aさんは中学1年生となり、引き続き保健室登校が主であるが月1回のカウンセリングは継続している。様々な事情で教室に入ることが出来ない生徒達を対象としたステップアップルームへの登校を目指したいとAさんはカウンセリングの中で話しており、そのために自分自身の不安をなんとかしたいということで医療機関への通院も始めることになった。現在も家庭や学校、医療機関それぞれと情報共有していきながら、Aさんの主体的な取り組みに寄り添っていくための支援を継続中である。

#### 【事例2】児童虐待を受けた生徒の支援のための活用事例（⑬児童虐待）

中1女子Bさんの事例。同居の母親は離婚しており、Bさんは実父との交流はない。母親はBさんの実父と離婚後、別の男性と結婚しBさんの妹が誕生したが、再度離婚して妹は父親が引き取ったため、Bさんは妹と会えないことも気にしている。母親は現在、彼氏がおり、Bさんを含めて3人で暮らしている。

スクールカウンセラーはBさんが小5の頃から関与し、当時の主訴は、①母親からの暴力、②週の3、4回、母親とその彼氏の趣味の習い事をBさんもやりたくないのにさせられ、帰宅が12時を超えること、③妹に会えないことであった。Bさんの母親には当時の小学校の校長や、それとは別の機会にスクールカウンセラーも面談し、①の暴力については早期に見られなくなった。③の妹の件は元夫との関係もあるのでBさんの思いを叶えるのは難しいと否定された。②の夜中までの習い事についてはBさんもやりたがっていることだというのが母親の認識で、中1の時点でも夜遅くまで外出している生活リズムは継続している。Bさんはスクールカウンセラーとの面接で、将来の夢があるが、小6のときにその夢を授業参観で発表したら、家に帰ってから母親に「お前にできるわけがないだろ。」と言われて泣いたというエピソードも語っている。Bさんは母親やその彼氏が嫌いで、本当は中学校でやりたい部活があるが、母親に逆らえず夜中までの習い事を継続しているため、時間に余裕がなくやりたい部活に入れずにいる。

このような状況をスクールカウンセラーから学校にも伝えており、中学生になり小学校以上に学習等の負担も増えるため、Bさんの生活環境の改善が早期に求められる。Bさん母親に付き合わされている状況であり、本人を支えるだけの面談では改善に限界があるため、スクールカウンセラーが面接においてBさんの精神的な部分をフォローしつつ、学校と情報共有して母親へのアプローチも模索しているところである。

### 【事例3】性的な被害を受けた生徒の支援のための活用事例（⑮性的な被害）

中学校3年生女子Cさんの事例。Cさんは中学校に進学してすぐに不登校になり、カウンセリングと部活の時は何とか登校する状態になった。また、その頃から自傷行為が著しくなり、ネットにはまり込んでいった。本人の希望もあり、心療内科を受診。その後はクリニックの受診を継続することとなり、中学2年生の時は学校でカウンセリングを受けることはなかった。

中学3年生のある日、Cさんが登校してきた際に、担任はCさんの両腕にひどいアザがあることに気付いた。本人に尋ねても、「転んだ」としか言わないため、養護教員が話をすることになった。すると、インターネットを通じて知り合った他県在住の成人男性と交際しており、その男性が会いに訪れた際に、お互いの腕を噛み合せて愛情を確かめるという行為からできたアザであると語った。この時点で、CさんにSCとの面談を養護教員が勧めると、小学校6年の時から知っているため承諾した。

学校からSCへ連絡が入り、コンサルテーションを行い、性交渉があっているのかを本人に確認する必要性があることと、直ちに児童相談所と警察に相談することが最善ではないかという話し合いがなされた。翌朝、校長が警察と児童相談所に連絡をし、その後、学校とSCとでCさんが登校した際の流れと対応の仕方について話し合った。

まずは養護教員と担任（女性）がCさんと話をすると、交際中の成人男性とは会う度に性交渉があっていること、更にはその男性が初めての相手ではなく、親戚宅で親戚からレイプされ、とても恐ろしい思いをしたこと、そしてその親戚からはその後も繰り返し被害を受けていることなどを語り出した。スクールカウンセラーも入り、Cさんの話を聴いた後、Cさんの安全を守るために「通告の義務」があることを話し合った。Cさんは、親戚は「どうなってもいい。」が、「彼氏に迷惑がかかる。彼氏がいなくなったら死ぬ。」と言い出し、初めて涙を見せた。もともと自傷行為が著しく、Cさんの家庭背景は複雑で、このまま自宅に帰すのは危険性が高いとスクールカウンセラーは判断し、校長が児童相談所へ再度連絡を入れた。数時間後には児童相談所の相談員が来校し、Cさんと面談を行った。本人も納得の上、そのまま精神科病院へ行き、即入院となった。

### 【事例4】校内研修のための活用事例（⑰校内研修）

本校では例年4月下旬から5月上旬にかけて家庭訪問を実施している。また、家庭訪問での状況や新年度4月の学校生活での状況等を踏まえて、校内研修「生徒理解」を例年5月中旬に実施している。本研修は各学級担任より学級における配慮を必要とする生徒を行動面、健康面、その他の観点から情報提供し、全職員で共有化しておくものである。

昨年度に引き続き、今年度も本研修へスクールカウンセラーに参加いただき、簡単な講話や助言を行っていただいた。本研修にスクールカウンセラーが出席していただけることで、下記のような効果があると感じている。

- ①全職員がスクールカウンセラーの存在を身近に感じることができ、カウンセリングに対する意識が高まり、相談しやすさを感じている。（抵抗感のなさ、敷居の低さなど）
- ②スクールカウンセラーが各学級の配慮を必要とする生徒を把握していただけることで、各学級担任はカウンセリングにつなぎやすい流れづくり（体制）ができている。
- ③スクールカウンセラーがスクールカウンセラーの視点から気になる生徒を把握することができ、継続的に該当生徒を見守っていくことができている。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールカウンセラー等活用事業の成果

本市では平成24年度に政令指定都市へと移行するに伴い、国から直接補助を受けて「熊本市スクールカウンセラー配置事業」をスタートし、年々事業を拡充してきた。平成25年度には市内全42中学校のうち拠点中学校21校に29人のスクールカウンセラーを配置し、全中学校で定期的にカウンセリングを受けることができる体制が整った。平成27年度は、拠点中学校21校に32人のスクールカウンセラーを配置し、事業を実施した。

平成28年度は「平成28年熊本地震」の発生により、通常の「スクールカウンセラー等活用事業」に併せ文部科学省「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」の補助(10/10)を受けカウンセリングを実施した。平成29、30年度も引き続き補助(10/10)を受け児童生徒の心のケアを行った。

スクールカウンセラーの活用により、児童・生徒がカウンセリングを受けることはもちろん、保護者もカウンセリングを受けることで状況が改善したという成果が多く見られた。

#### 【平成30年度】

##### ① スクールカウンセラー等活用事業

- ・相談人数：児童・生徒1,654人、保護者732人、教職員630人、その他86人、合計3,102人
- ・相談件数：児童・生徒2,538件、保護者1,120件、教職員1,059件、その他362件、合計5,079件
- ・相談内容：「不登校に関すること」1,258件、「対人関係に関すること」732件、「健康、心身の問題」613件、「家族・家庭の問題」579件
- ・スクールカウンセラーによる職員研修等での活用回数：29回

##### ② 災害時緊急スクールカウンセラー活用事業

- ・相談人数：児童・生徒1,576人、保護者676人、教職員481人、その他72人、合計2,805人
- ・相談件数：児童・生徒2,403件、保護者798件、教職員810件、その他227件、合計4,238件
- ・相談内容：「不登校に関すること」868件、「対人関係に関すること」644件、「健康、心身の問題」756件、「家族・家庭の問題」611件
- ・スクールカウンセラーによる職員研修等での活用回数：17回

家庭や学校における対応について専門的な立場での助言により、保護者の安心感へとつながっている。また、教職員に対して、専門的な立場から対処方法のアドバイスを行うことで、その後の関係機関との連携や支援方法の具体的検討へとつながっている。

カウンセリング後のフィードバックを通して、教職員が児童生徒・保護者の思いをより深く理解することで保護者との連携がとりやすくなっており、教職員も安心感をもって対応できるようになった。

### (2) 今後の課題

小中学校において専門的カウンセリングを必要とする児童・生徒が増加しており、スクールカウンセラーへのニーズは年々高まっている。また、児童・生徒や保護者からの相談だけでなく、教職員からの相談も増えている。これらのことから、効果的にカウンセリングを実施できるよう、管理職やスクールカウンセラーを対象とした研修の在り方や内容を検討していく必要がある。また、教職員の教育相談に関する資質向上を図るため、教職員がスクールカウンセラーから、相談を進める際に必要な視点や手法を学ぶ研修会等を実施するなど活用の方法を検討していく必要がある。

熊本地震から3年以上が経過しているが、今なお心のケアが必要と判断される児童生徒が確認される。本市が実施する熊本地震に係る「心と体の振り返りシート」の実施を通じて、児童生徒の状況をつぶさに把握しながら、きめ細かく対応していく必要がある。

スクールカウンセラーが積極的に家庭訪問を実施するなど、待ちの姿勢ではなく、積極的に学校や児童生徒の課題を掘り起こし、諸課題に対して「チーム学校」の意識の下、早期対応・早期解決を図る取組が求められる。